

平成25年9月宮崎県定例県議会

平成24年度決算特別委員会  
総務政策分科会会議録

平成25年10月2日～4日

場 所 第2委員会室



平成25年10月2日(水曜日)

午後1時1分開会

税務課長	鶴田安彦
部参事兼市町村課長	甲斐正文
総務事務センター課長	酒井正英
消防保安課長	厚山善光

会議に付託された議案等

○議案第18号 平成24年度宮崎県歳入歳出決算  
の認定について

○報告事項

・平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率について

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤村正
議事課主任主事	野中啓史

○内村主査 では、ただいまから決算特別委員  
会総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、お手元に配付の日  
程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 それでは、そのように決定いたし  
ます。

次に、本日、開催されました主査会における  
協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであり  
ます。

お手元の分科会審査説明要領により行いま  
すが、決算事項別の説明は、「目」の執行残が100  
万円以上のもの及び執行率が90%未満のものに  
ついて、また、主要施策の成果は主なものにつ  
いて説明があると思いますので、審査に当たり  
ましてはよろしくお願いたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた  
場合についてですが、「他の分科会との時間調整  
を行った上で、質疑の場を設けること」とする  
旨、確認がなされましたので、よろしくお願  
いたします。

最後に、審査の進め方についてですが、総合  
政策部のみ、6課と4課の2班編成とし、班ご  
とに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の

出席委員(7人)

主査	内村仁子
副主査	渡辺創
委員	坂口博美
委員	井本英雄
委員	丸山裕次郎
委員	鳥飼謙二
委員	凶師博規

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	四本孝
危機管理統括監	橋本憲次郎
総務部次長 (総務・職員担当)	成合修
総務部次長 (財務・市町村担当)	日隈俊郎
危機管理局長 兼危機管理課長	大坪篤史
部参事兼総務課長	川島達朗
部参事兼人事課長	武田宗仁
行政経営課長	平原利明
財政課長	福田直

総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

---

午後1時6分再開

○内村主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成24年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○四本総務部長 それでは、今回御審議をいただきます平成24年度決算につきまして、お手元に配付をいたしております「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」及び「平成24年度決算特別委員会資料」によりまして御説明をいたします。

まず、平成24年度一般会計決算の概要についてであります。

お手元の「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」の1ページをお開きください。

平成24年度の決算額は、歳入5,744億5,483万1,000円、歳出5,641億1,406万1,000円となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、103億4,077万円となっております。また、この形式収支から、平成25年度へ繰り越すべき財源であります79億6,475万3,000円を差し引いた実質収支は、23億7,601万7,000円の黒字となっております。

なお、前年度の実質収支との差である単年度収支につきましては、6,764万1,000円の黒字となっております。

24年度決算の特徴としましては、表の下のように書いてありますとおり、決算規模につきましては、国の経済対策や繰越事業の減により、

歳入歳出ともに前年度を下回っております。

また、県税等の自主財源の確保などに努める一方で、予算の効率的・重点的な配分を行い、徹底した経費の節減に努めたところであります。

お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」の10ページをお開きください。

総合計画に基づく総務部の施策体系につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、(施策の柱)「連携・協働による魅力ある地域づくり」についてであります。

1つ目の改善事業「みやざき新生連携・協働」では、本県の重要課題や地域の抱える課題について、知事と市町村長とが意見交換することなどにより、県、市町村間の連携を図りました。

次の「新市町村合併支援」では、市町村合併後の一体的なまちづくりを支援し、次の「元気市町村支援資金貸付」では、災害・防災対策や行財政改革などに取り組む市町村に対し、無利子貸し付けを行ったところであります。

次に、「危機管理体制の確保」についてであります。

自然災害を初めとする多様な危機事象に迅速に対応するため、1つ目の「自主防災組織結成促進・活性化」では、自主防災組織への資機材整備に対する補助や多くの市町村への働きかけを行うことにより、自主防災組織率の向上に努めました。

次の改善事業「県民防災リーダー養成」では、防災士養成研修を実施することなどにより、多くの防災士を育成し、地域の防災力向上に努めました。

次の新規事業「県民・企業の防災力強化支援」では、5月に県総合防災訓練を日南市をメイン会場として実施したほか、「宮崎県防災の日フェア」、企業向けのBCP研修会の開催などにより、

防災関係機関の連携強化や県民・企業の防災意識の向上に努めました。

次に、1つ飛びまして、「国民保護訓練・啓発」では、10月に本県で初めて国民保護共同実働訓練をサンマリスタジアムなどを会場に、爆弾テロ対策、住民避難、避難所運営などを実施しました。

さらに、1つ飛びまして、「新総合防災情報ネットワーク整備」では、防災行政無線設備のデジタル化に伴う更新により、信頼性の向上や機能強化に努めました。

次の「航空消防防災管理運営」では、防災救急ヘリ「あおぞら」を運航し、救急搬送や救助などの迅速な対応に努めました。

次に、1つ飛びまして、改善事業「ふるさと消防団活性化支援」では、県消防操法大会や消防大会を実施し、さらに、広報紙、出前講座により、消防団員の加入促進などに努めました。

次に、11ページをごらんください。「総務部の平成24年度歳出決算の状況」についてであります。

一番下の段の合計の欄になりますが、一般会計と特別会計を合わせまして、予算額2,686億2,735万7,460円、支出済額2,676億3,531万39円、翌年度への繰越額が2億4,216万9,000円、不用額7億4,987万8,421円となりまして、執行率は99.6%であります。

次に、監査における指摘事項等についてでございます。資料の32ページをお開きください。

総務部については、ここに記載の7件の指摘事項等がございました。

その中から表の一番上にございます(1)収入事務の指摘事項について御説明いたします。

「危険物取扱者免状交付手数料等について、証紙の消印の方法が適当でないものが散見され

た」との指摘でございます。これは、宮崎県収入証紙条例施行規則第9条において、証紙に消印する場合は、明瞭に消印することを規定しておりますが、その徹底がなされていなかったためでございます。

なお、御指摘を受けました証紙につきまして、交付申請書紙面と証紙の模様にかけて消印を明瞭に押し直しております。

今後は、このような指摘を受けることのないよう、規則に基づく適正な事務処理に努めたいと存じます。

また、お手元の「平成24年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書」において1件の意見・要望事項がありました。

これにつきましては、後ほど税務課長から説明させます。

以上、概要を御説明いたしました。各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○福田財政課長 平成24年度の決算の概要について御説明をいたします。

まず、お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」の1ページをごらんください。「一般会計歳入決算の状況」について、主なものを御説明いたします。

まず、「県税」の24年度決算額は824億9,101万5,000円で、前年度に比べて4億8,000万円余、0.6%の増となっております。

また、一番下の「地方消費税清算金」の決算額は210億2,167万8,000円で、前年度に比べて3,000万円余、0.1%の減となっております。

いずれも詳細につきましては、後ほど税務課

長から御説明をいたします。

次に、2ページをお開きください。一番上の「地方譲与税」の決算額は163億2,447万2,000円で、前年度に比べて4億1,000万円余、2.6%の増となっております。

次の「地方特例交付金」の決算額は2億6,417万4,000円で、前年度に比べて8億7,000万円余、76.7%の減となっております。これは、児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止等によるものであります。

次の「地方交付税」の決算額は1,892億5,112万9,000円で、前年度に比べて6億8,000万円余、0.4%の増となっております。このうち普通交付税は、社会保障関係費が伸びたこと等により増に、また、特別交付税は、口蹄疫・鳥インフルエンザ対策分の算定額が減となったこと等により減となっております。

次に1つ飛びまして、「分担金及び負担金」の決算額は42億6,886万9,000円で、前年度に比べて24億9,000万円余、36.9%の減となっております。これは、23年度に行われた国営土地改良事業に係る地元負担金の繰り上げ償還が、24年度は行われなかったことに伴い、農林水産業費負担金が減となったこと等によるものでございます。

次に、3ページをごらんください。一番上の「国庫支出金」の決算額は807億7,697万2,000円で、前年度に比べて135億円余、14.3%の減となっております。これは、国の経済対策による交付金が減となったこと等によるものであります。

次に、一番下の「寄附金」の決算額は1億1,277万1,000円で、前年度に比べて34億4,000万円余、96.8%の減となっております。これは、団体からの寄附金が増したことに伴い、また、国庫支出金が増したことに伴い、前年度に比べて34億4,000万円余、96.8%の減となっております。これは、団体からの寄附金が増したことに伴い、また、国庫支出金が増したことに伴い、前年度に比べて34億4,000万円余、96.8%の減となっております。

次に、4ページをお開きください。一番上の「繰入金」の決算額は370億2,352万2,000円で、前年度に比べて43億3,000万円余、10.5%の減となっております。これは、各種基金活用事業費の減に伴い、基金繰入金が減となったこと等によるものでございます。

その下の「繰越金」の決算額は84億8,714万8,000円で、前年度に比べて32億5,000万円余、27.7%の減となっております。これは、前年度に比べて繰越事業が減少したことに伴い、繰越財源が前年度を下回ったことにより減となったものであります。

次に、「県債」の決算額は751億9万1,000円で、前年度に比べて5億4,000万円余、0.7%の減となっております。これは、臨時財政対策債の減等によるものであります。

次に、5ページをごらんください。「収入未済額の状況」についてであります。

24年度の収入未済額は、県税や諸収入などの合計で31億6,012万円であり、前年度と比べて1億1,000万円余、3.5%の減となっております。収入未済額につきましては、今後とも積極的に圧縮を図っていく必要があると考えております。

次に、6ページをお開きください。一番上のグラフは、棒グラフが毎年度の県債発行額、折れ線グラフのうち、上の折れ線が県債残高の全体額、下の折れ線が臨時財政対策債及び口蹄疫対策転貸債等を除いた県債残高を示しており、特に後者については年々減少してきているところであります。

次に、真ん中のグラフですが、折れ線グラフが財政関係2基金の残高を示しておりまして、24年度末の残高は、前年度末に比べて減少しているところであります。

また、下のグラフにつきましては、経常収支

比率の推移を示しております、24年度につきましては、人件費の減等により経常的経費が減少したことにより、前年度に比べて0.4ポイント改善しておりますが、いずれにいたしましても、財政構造の硬直化が相当程度進んでいる状況にありますので、引き続き財政改革の着実な推進に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、ページが飛びますけれども、8ページをお開きください。「地方公共団体財政健全化法に基づく報告」といたしまして、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。

この資料は、監査委員の審査意見書の抜粋等により作成しておりますが、まず、1の「(1) 総合意見」をごらんください。

健全化判断比率の4つの指標についてであります。

①の「実質赤字比率」は、標準財政規模に対して、一般会計と特別会計を合わせた赤字額の占める割合であります。赤字が発生していないため、該当する数値はございません。

②の「連結実質赤字比率」は、標準財政規模に対し、一般会計等と公営企業会計を合わせた全会計の赤字額の占める割合であります。こちらも赤字が発生していないため、該当する数値はございません。

次に、③の「実質公債費比率」につきましては、県の借入金の返済額の大きさを県の財政規模に対する割合であらわしたものでありまして、24年度は前年度と同じ17.1%となっております。

次に、④の「将来負担比率」は、県の借入金などを現在抱えている負債の大きさを県の財政規模に対する割合であらわしたものでありまし

て、県債残高の減少等により、前年度より6.4ポイント改善をして、153.8%となっております。

これらの4つの指標は、いずれも右側の欄の「早期健全化基準」を下回っております。監査委員の審査意見では、下のほうの「(3) 是正改善を要する事項」にありますとおり、「特に指摘すべき事項はない」と認められております。

次に、資金不足比率についてであります。

2の「(1) 総合意見」をごらんください。資金不足比率は、公営企業会計において、料金収入等の事業規模に対して公営企業ごとの資金の不足額が占める割合でございますが、いずれの会計も資金不足が発生していないことから、該当する数値はありません。

監査委員の審査意見でも、右側の9ページの上のほうの「(3) 是正改善を要する事項」にありますとおり、「特に指摘すべき事項はない」と認められております。

次に、3に「参考」として、「指標の推移」を掲げておりますが、先ほど申し上げましたとおり、実質公債費比率は前年度と同率となっております。将来負担比率は県債残高の減少等に伴い、低下してきているところであります。

次に、資料がかわりまして、「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」をお願いいたします。

2ページの2の「歳入決算の概要」につきましては、先ほど委員会資料により御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、3ページの3の「歳出決算の概要」についてであります。

まず、「(1) 款別」について、表の右端の「対前年度増減」の大きなものについて御説明いたします。

まず、上から2段目の総務費につきましては、

退職手当の調整率の引き下げに伴って減となったこと等により、18.1%の減となっております。

1つ飛びまして、衛生費は、地域医療再生基金や医療施設耐震化臨時特例基金への積立金が減となったこと等により、24.4%の減となっております。

次の労働費は、雇用関係基金事業が減となったこと等により、25.9%の減となっております。

次の農林水産業費は、国営土地改良事業負担金や森林整備加速化・林業再生基金への積立金が減となったこと等により、17.6%の減となっております。

それから、4つ飛びまして、災害復旧費につきましては、被災箇所数が減少したことや過年度分の災害復旧事業が完了したことなどによりまして、26.9%の減となっております。

合計では、歳出決算額は5,641億1,406万1,000円で、前年度比で5.5%の減となっております。

次に、4ページをお願いします。歳出決算の「(2) 性質別」の状況であります。

一番上の「義務的経費」につきましては、人件費が退職手当の減等により前年度を下回るとともに、扶助費、公債費ともに減となったことから、全体で対前年度比3.0%の減となっております。

次に、中ほどの「投資的経費」につきましては、普通建設事業費が国の経済対策の減等により減となっております。災害復旧事業費も減となりましたことから、全体で対前年度比11.6%の減となっております。

次に、その下の「その他の経費」につきましては、公債管理特別会計の創設に伴い、繰出金が大幅な増となっておりますが、積立金や補助費等が減となりましたことから、全体で対前年度比5.4%の減となっております。

決算の概要につきましては、以上でございます。

○鶴田税務課長 県税及び地方消費税清算金の決算につきまして御説明をいたします。

資料は、決算特別委員会資料の7ページをお開きください。

平成24年度の県税歳入決算は、表の一番上の「県税計」の欄にありますように、最終予算額823億2,000万円に対しまして、調定額が851億8,281万8,000円、収入済額が824億9,101万5,000円となっております。収入済額の前年度比は100.6%となっており、その右の「C-A」の欄にありますように、1億7,101万5,000円の増となっております。

その右に行きまして、不納欠損額が2億4,807万5,000円、還付未済額が27万6,000円、収入未済額が24億4,400万5,000円となっており、昨年度より3,200万円ほど減少しております。徴収率につきましては、96.8%でございました。

次に、各税目ごとの増減について御説明いたします。

資料、戻っていただきまして、1ページをお開きください。

県税収入全体では、表の中ほどにあります「増減」の欄ですけれども、昨年度と比較いたしまして4億8,839万1,000円の増収、率にして0.6%の増となっております。

それでは、主な税目の増減理由につきまして御説明いたします。

まず、県民税のうち個人県民税につきましては、11億3,141万6,000円の増となっております。これは、年少扶養控除等の廃止に伴いまして、課税所得額が増加したことによるものであります。

次の法人県民税につきましては、1億9,502



万9,000円の減となっております。これは、製造業、電気・ガス供給業等の業績が低調に推移したことによるものでございます。

次に、中ほどの事業税のうち法人事業税につきましては、8,299万円の増となっております。これは、運輸・通信業等の企業収益が堅調に推移したことに加え、法人事業税では、例えば電気・ガス供給業などの業種では、売り上げとなる収入金に対して課税するため、利益に課税する「法人県民税」に比べまして、税収の減少幅が小さく抑えられたことなどによるものでございます。

次に、2つ下の譲渡割地方消費税につきましては、譲渡割地方消費税は、消費等の減少によりまして全国で前年を下回る状況にありまして、本県におきましても、5億3,069万6,000円の減となっております。

次に、その2つ下の自動車税につきましては、1億1,607万6,000円の減となっております。これは、課税台数の減少によるものであります。

次の自動車取得税につきましては、2億8,647万2,000円の増となっております。これは、エコカー補助金及びエコカー減税の適用区分の見直し等によるものであります。

その他の税目につきましては、記載のとおりでございます。

次に、表の一番下の地方消費税清算金についてでございます。これは、全国で徴収されました地方消費税を最終消費地の各県へ帰属させるための清算であります。平成24年度の清算金収入につきましては、一番左側でありますけれども、210億2,167万8,000円と、23年度に比べ、額にして3,142万4,000円減少し、率で0.1%の減となっております。これは、清算対象期間であります平成24年2月から平成25年1月までの本

県を含めた全国の地方消費税総額が、前年同期と比較し減少したことから、本県の清算金収入も減収となったものでございます。

説明は以上でございます。

○川島総務課長 それでは、総務課の平成24年度歳出決算の状況について御説明いたします。

「平成24年度決算特別委員会資料」の11ページをお開きください。

11ページの表でございますが、総務課は、表の一番上の段にありますとおり、予算額12億8,023万4,000円、支出済額12億1,438万9,647円、翌年度繰越額3,291万3,000円、不用額3,293万1,353円で、執行率は94.9%となっております。

なお、翌年度繰越額3,291万3,000円の内訳としましては、「防災拠点施設整備調査等事業」に係りますコンサルタントへの調査委託料の繰り越し1,016万4,000円と、総合農業試験場亜熱帯作物支場等2施設に係る「県有施設災害復旧費」の繰り越し2,274万9,000円となっております。

次に、12ページをお開きください。主な不用額につきまして御説明申し上げます。

まず、(目)文書費の不用額が911万2,061円となっております。その主なものといたしましては、(節)役務費の不用額561万6,029円ですが、これは、文書の收受発送の集中管理に要します経費のうち、本庁郵便料の執行残でございます。

また、その下の(節)委託料の不用額211万6,471円につきましては、庁内印刷室の印刷機器の保守等に要する委託料の執行残でございます。

次に、13ページをごらんください。

表の一番上の段(目)財産管理費の不用額が1,835万3,493円となっております。その主なものとしましては、(節)需用費の不用額1,088

万6,144円ですが、これは、本庁舎や総合庁舎等の光熱水費や修繕費などの執行残でございます。

また、その2つ下の(節)委託料の不用額479万8,903円につきましては、本庁舎や総合庁舎等の警備や清掃などの庁舎管理に要する委託料の執行残でございます。

次に、表の下の段の(目)県有施設災害復旧費の不用額が450万6,564円となっております。その主なものとしましては、(節)需用費の不用額326万464円ですが、これは、被災しました県有施設の設備等の修繕費に係る執行残でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

総務課は以上でございます。

**○武田人事課長** それでは、人事課の歳出決算の状況について御説明をいたします。

「平成24年度決算特別委員会資料」の11ページに戻っていただきまして、ごらんいただきたいと思っております。

人事課の計でございますが、表の2段目の欄にありますとおり、予算額35億3,612万6,000円、支出済額34億7,559万7,602円、不用額6,052万8,398円、執行率は98.3%となっております。

次に、主な不用額について御説明をいたします。14ページをごらんいただきたいと思っております。

表の上の(目)一般管理費の不用額5,673万9,161円でございます。執行率は94.9%となっております。

その主なものといたしましては、(節)職員手当等の不用額5,202万3,890円です。これは、各課で予算計上しております時間外勤務手当が、当該年度の業務の都合により不足する事態となった場合の調整のための予算を人事課で

計上しておりますけれども、その執行残が生じたものであります。

執行残となった理由としましては、年度末に想定されます鳥インフルエンザの防疫活動等、緊急時に備えた予算を確保しておりましたけれども、24年度につきましては、そのような不測の事態が生じなかったということで、結果的に不用額となったものであります。

また、(節)報酬の110万302円及び(節)賃金の147万2,633円ですが、これは非常勤職員及び臨時職員の雇用経費の執行残であります。

次に、表の中ほどの(目)人事管理費の不用額378万9,237円についてであります。

主なものとしましては、(節)委託料でございます。135万3,842円ですが、人事給与を管理しております電算システムの改修費等の執行残であります。

また、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

説明は以上であります。

**○平原行政経営課長** 行政経営課の歳出決算の状況について御説明をいたします。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りをお願いいたします。

行政経営課の計は、上から3番目の欄のとおり、予算額1億1,364万3,000円、支出済額1億1,235万7,494円、不用額128万5,506円で、執行率は98.9%となっております。

詳細につきましては、15ページに記載しておりますが、(目)の執行額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

また、「監査委員の決算審査意見書」につきましても、特に報告すべき事項はございません。

行政経営課は以上でございます。

**○福田財政課長** 財政課の歳出決算の状況につ

いて御説明いたします。

委員会資料の19ページをごらんください。

一般会計及び公債管理特別会計を合計した財政課の決算は、一番下の欄になりますが、予算額2,320億7,285万9,700円に対して、支出済額は2,319億666万3,362円となり、不用額は1億6,619万6,338円、執行率は99.9%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。ページを戻っていただきまして、16ページをお願いします。

上から3段目の(目)一般管理費の不用額の欄になりますが、7,988万8,512円の不用額となっております。その理由としましては、財政課の一般管理費には、財政課の事務費のほかに各部局を含めて全庁的に執行する共通経費を計上しております。

この共通経費といいますのは、例えば県税や国庫補助金等の還付や返還の必要が生じた場合などに、各課でその都度、予算措置をするのではなく、あらかじめ財政課で予算を一括計上しておいて、必要に応じて財政課から担当課に予算を流すという「予算分任」というやり方での対応としているものでございます。

これらの経費につきましては、突発的なものもあり、各部局で所要額を正確に見込むことが困難であること、また、その他不測の事態が起こった場合に備える必要もありますことから、財政課において年度末まで予算をストックしていたものであり、不用額のほとんどは、この共通経費の執行残によるものであります。

続いて、その下の17ページになりますが、ここにあります(目)財政管理費から、一番下の(目)公債諸費までの5つの(目)につきましては、不用額が100万円以上または執行率が90%

未満のものはございませんので、説明は省略させていただきます。

ページをめくっていただきまして、18ページをごらんください。

次は、「予備費」でございます。

予備費は、年度途中において不測の事態により予算外の支出の必要が生じた場合などに対処する経費であります。予備費は、当初予算で1億円を計上しておりましたが、このうち平成24年度中に1,448万9,300円をほかの予算科目に充用いたしました。その結果、予算現額は8,551万700円となり、その全額が不用額となっております。

予備費から予算充用した項目につきましては、右の説明欄に記載しておりますとおり、①の訴訟に伴う弁護士に対する着手金及び謝金、②の契約解除に伴う残事業発注のための予算充用、③のゴルフ場利用税交付金の確定に伴う予算充用、④の管理運営瑕疵事故等の損害賠償金及び補償金となっております。

続きまして、その下の19ページをごらんください。

次は、公債管理特別会計であります。

公債管理特別会計は、一般会計からの繰出金などにより県債に係る元金及び利子の償還等を行うために平成24年度から設置してありますが、(款)総務費の(目)積立金につきましては、不用額がゼロで、執行率は100%、また、その下の(款)公債費の(目)元金及び(目)利子につきましても、不用額が100万円以上または執行率が90%未満のものはございませんでしたので、説明は省略させていただきます。

なお、「歳入歳出決算審査意見書」における指摘要望事項はございませんでした。

財政課は以上でございます。

○鶴田税務課長 税務課の歳出決算の状況につきまして御説明いたします。

「平成24年度決算特別委員会資料」の11ページにお戻りください。

税務課の計は、表の上から5段目にありますとおり、予算額246億357万6,760円、支出済額245億9,513万7,093円、不用額843万9,667円で、執行率は99.9%となっております。

このうち不用額の主なものにつきまして御説明をいたします。委員会資料の20ページをお開きください。

上から3段目の(目)税務総務費でございます。不用額は239万7,981円、執行率は99.8%となっております。これは、税務職員の職員手当等、共済費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、その下の(目)賦課徴収費でございます。不用額は598万3,168円、執行率は99.7%となっております。これは、県税の賦課徴収に要する納税通知書等の印刷費、各県税・総務事務所で執行いたしますコピー代、郵送料などの事務費の執行残でございます。

委員会資料につきましては、以上でございます。

次に、歳入歳出決算審査意見書で審査の意見がありましたので御説明をいたします。

資料がかわりまして、「平成24年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書」の5ページをお開きください。

5ページが一番上でございますけれども、4の「(1) 県税収入の確保について」につきまして、後半の部分の「しかしながら」以下のところになりますけれども、読み上げさせていただきますと、「県税収入の約3分の1を占める個人県民税の収入未済額は、上記の控除等の廃止に

よる調定増に伴って増加し、県税収入未済全体の約85%を占めるまでに至っている。今後とも賦課徴収を行う市町村と一層連携を密にして、効果的な徴収対策を講じられるよう要望する」との御意見でございました。

個人県民税につきましては、県税収入全体の約3割を占めますが、この収入未済額は、県税の収入未済額24億4,400万円余のうち、85%の20億6,844万円余となっております。

このため賦課徴収権を持つ市町村の徴収業務を促進するため、各県税・総務事務所におきまして、市町村からの徴収引き継ぎによる直接徴収や管内市町村との合同の徴収対策会議を開催するとともに、税務課職員及び県税・総務事務所の職員を併任人事交流制度によりまして市町村に派遣するなどし、収入未済額圧縮に取り組んでいるところでございます。

さらに、平成23年度から取り組みを進めております個人住民税の特別徴収制度、いわゆる給与所得者の給与から天引きをする制度でありますけれども、この制度の適正化につきましては、個人県民税の現年度分の収入未済額を抑制し、徴収率の向上につながることから、昨年度からは事業所の特別徴収義務者の指定につきまして、市町村と一体となって取り組みを進めているところでございます。

今後とも市町村とより一層の連携を図りながら、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○甲斐市町村課長 市町村課の歳出決算の状況につきまして御説明いたします。

「平成24年度決算特別委員会資料」の11ページにお戻りください。

市町村課につきましては、表の中ほどにありますとおり、予算額32億6,686万5,000円、支出

済額28億9,034万1,310円、不用額3億7,652万3,690円で、執行率は88.5%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。委員会資料の23ページをお開きください。

上段の(目)市町村連絡調整費の不用額605万4,579円についてであります。これは、主にみやぎ感謝プロジェクトの一環として実施しました「みやぎから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業」の精算確定が年度末になったことによる負担金補助及び交付金の執行残及び市町村課の業務運営に係る需用費などの物件費の執行残であります。

次に、24ページをお開きください。

下の段の(目)選挙啓発費の不用額110万6,595円、執行率81.2%についてであります。これは、各種啓発事業の実施に伴う報償費や旅費等の執行残であります。

次に、25ページをごらんください。

上段の(目)衆議院議員選挙費の不用額3億6,743万8,397円、執行率61.0%についてであります。昨年12月16日に衆議院議員選挙を執行しましたが、これは、主に負担金補助である市町村交付金等の執行残であります。

予算措置段階では、立候補者数が未定であったり、諸経費に流動的な要素がありましたので、予算不足が生じない選挙経費を計上しておりましたが、市町村の精算確定作業と国の交付決定が年度末でありましたことから、執行残が生じたものであります。

なお、財源は全額国費であります。

次に、中ほどの(目)海区漁業調整委員会委員選挙費の執行率が82.1%となっておりますが、これは、選挙が無投票であったことなどから、主に時間外勤務手当に執行残が生じたものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」の59ページをお開きください。

1の「(1)連携・協働による魅力ある地域づくり」についてであります。

主な事業としましては、まず、改善事業「みやぎ新生連携・協働」であります。県と市町村との連携を推進するため、知事と市町村長が一堂に会して、政策課題等について率直に意見交換を行う「宮崎県・市町村連携推進会議」や、県内を6つのブロックに分けて、地域の抱えるさまざまな課題について意見交換を行う「円卓トーク」を実施しましたほか、市町村サポート事業として、日南市や西米良村など11市町村へ市町村課の職員が出向き、市町村職員と一緒に市町村の抱える課題などについて意見交換を行ったところであります。

次に、「新市町村合併支援」であります。

改正前の合併特例法のもとで合併した宮崎市と日南市の2市に対しまして、8,880万円の新市町村合併支援交付金を交付し、電算システムの構築や地域農業振興計画など各種計画の策定、各種公共施設の基盤整備などに対する支援を行ったところであります。

次に、「元気市町村支援資金貸付」であります。

10団体に対しまして、24件、9億円の無利子貸し付けを行い、防災対策のための中学校への防火扉や消火栓の設置事業、行財政の健全化に向けた公立保育所の統合事業等に対して支援を行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

市町村課の説明は以上であります。

○酒井総務事務センター課長 それでは、総務

事務センターの歳出決算の状況について御説明いたします。

「平成24年度決算特別委員会資料」の11ページをお開きいただきたいと思います。

総務事務センターの計は、上から7行目に記載してありますように、予算額10億6,453万1,000円、支出済額10億5,972万4,492円、不用額は480万6,508円、執行率は99.5%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。資料の26ページをお開きください。

上から3段目になりますけれども、(目)一般管理費の不用額237万4,361円についてでございます。これは、本庁並びに各地区の総務事務センターの人件費及び事務費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものはございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、報告すべき事項はございません。

総務事務センターは以上でございます。

**○大坪危機管理局長** それでは、危機管理課の歳出決算の状況について御説明をいたします。

「総務政策常任委員会資料」の11ページをごらんください。

危機管理課の計につきましては、表の一般会計の下から2番目の欄にありますとおり、予算額が4億8,346万円、支出済額が3億8,996万5,972円、翌年度繰越額が3,181万5,000円、不用額が6,167万9,028円、執行率80.7%、繰越額を含めた執行率は87.2%であります。

次に、主な不用額について御説明をいたします。28ページをごらんください。

28ページですが、表の上から6行目になりますが、(目)防災総務費につきましては、翌年度への繰越額が3,181万5,000円、不用額が787

万6,112円となり、執行率が89.9%となっております。

繰越額につきましては、「宮崎県地震防災戦略策定事業」について、国交省や内閣府との調整事項が追加されたことなどにより、繰り越したものでございます。

不用額の主な理由としましては、(節)旅費の138万2,829円であります。これは、防災会議開催に要する委員旅費等の執行残であります。

また、(節)需用費の168万3,893円ですが、これは「宮崎県地震防災戦略策定事業」において、委託調査を繰り越したことによりまして、その内容を広報する資料作成ができなかったこと等による執行残であります。

また、(節)使用料及び賃借料の90万2,112円ではありますが、これは、災害時の現地対策本部設置時の電話回線使用料等の執行残であります。

次に、29ページをごらんください。

表の上から3行目の(目)救助費につきましては、不用額が5,372万6,066円となっております。執行率は40.1%でございます。

不用額の主な理由としましては、(節)需用費230万680円ではありますが、これは災害時に支給する生活必需品購入の執行残であります。

また、(節)負担金・補助及び交付金の5,000万円ですが、これは災害救助法適用となる災害が発生しなかったことによる執行残であります。

続きまして、「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」61ページをごらんください。

2の「安全な暮らしが確保される社会」を目標としまして、(1)の「危機管理体制の確保」に取り組んだところでございます。

具体的には、「施策推進のための主な事業及び実績」の表に示してございますが、まず、表の中の「自主防災組織結成促進・活性化」につき

ましては、6つの市町43の組織に対して、自主防災組織の資機材整備に対し、補助を行うなど、その充実強化を図りました。

次に、改善事業「県民防災リーダー養成」につきましましては、防災士養成研修を開催し、基礎コースを853人、専門コースを542人が受講し、多数の防災士を養成するとともに、防災出前講座を59回開催しております。

次に、改善事業「県民・企業の防災力強化支援」につきましましては、5月に日南市をメイン会場に「宮崎県総合防災訓練」及び「宮崎県防災の日フェア」を実施しました。そして、11月には「宮崎県津波防災の日フェア」を宮崎市で実施したところでございます。

また、県内の企業を対象にしまして事業継続計画（BCP）の策定を支援するなど、関係機関との連携強化や県民、企業等の防災意識の向上を図ったところでございます。

ページめくっていただきまして、62ページ、ごらんいただきますでしょうか。

次の「危機管理総合調整推進」につきましましては、夜間と閉庁日の災害監視室の運営によりまして、平日の昼間とあわせまして365日、24時間の災害監視体制の維持を図りました。

また、本年2月14日には、約400人の防災関係機関の方々、集めて、危機管理・防災研修会を実施したところでございます。

次に、「国民保護訓練・啓発」につきましましては、昨年の10月27日にサンマリスタジアムなどを会場にしまして、爆弾テロ対策、住民避難、避難所運営など66機関、約1,000人が参加し、「国民保護共同実働訓練」を実施したところでございます。

次に、「災害救助」につきましましては、災害の発生によりまして災害救助法を適用した場合に、

避難所の開設ですとか炊き出し等による食料の提供など、被災者の一時的、応急的な救助を行うために災害救助基金への積み立てをいたしました。

それから、その次の「施策の進捗状況」ですが、表の中にございますとおり、「災害に対する備えをしている人の割合」については、平成24年の実績値で「35.2%」、それから、「自主防災組織率」は「76.5%」となっております。徐々にではありますが、防災意識・危機管理意識の向上が図られてきてるものと考えております。

最後に、「施策の成果等」についてですが、①から⑦までございますが、まず、①につきましましては、自主防災組織への支援を通して、地域防災力の向上を図りました。それから、②ですが、地域や学校で防災活動を行う中核的な人材を養成いたしました。それから、③ですが、防災に関するフェアや講演会等を通して、県民の防災意識の向上を図りました。それから、④は、県の業務継続計画を策定したことによりまして、大規模災害や深刻な感染症等が発生した際の円滑な対応が図られるようにいたしました。それから、⑤は、総合防災訓練を実施して、各関係機関との連携や体制の充実を図りました。それから、⑥は、国民保護の実働訓練を初めて実施しまして、関係機関の機能確認や連携強化を図りました。さらに、⑦ですが、本年度、25年度からは、県民防災リーダー養成事業に関しまして、福祉施設の従事者も対象としたほか、宮崎県防災士ネットワークへ委託して事業を推進してございまして、一層の地域防災力向上に寄与するものと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。

○厚山消防保安課長 消防保安課の歳出決算の状況につきまして御説明いたします。

「平成24年度決算特別委員会資料」の11ページをごらんください。

消防保安課の計は、表の一般会計、下から2番目の欄にありますとおり、予算額22億606万2,000円、支出済額19億9,113万3,067円、翌年度繰越額1億7,744万1,000円、不用額3,748万7,933円、執行率90.3%で、繰越額を含めた執行率は98.3%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。資料の30ページをお開きください。

表の上から3行目の(目)防災総務費につきましては、翌年度への繰越額が1億7,744万1,000円、不用額が3,435万427円となり、執行率が89.9%となっております。

繰越額につきましては、「新総合防災情報ネットワーク整備事業」ほか1事業について、国の緊急経済対策の実施に伴う補正の関係により、工期が不足したことにより繰り越したことなどによるものであります。

不用額の主な理由としまして、(節)工事請負費の2,631万2,567円ではありますが、中継局局舎・電源設備整備工事など、入札等による執行残であります。

また、(節)負担金補助及び交付金の570万668円ではありますが、これは「防災救急ヘリコプター運航調整交付金」の事業費の確定等による執行残であります。

中ほどの(目)消防連絡調整費につきましては、不用額が256万5,661円となっております。

不用額の主な理由としましては、(節)委託料の139万9,475円ではありますが、これは、危険物取扱者の免状交付に要する委託等の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主なものを御説明いたします。

「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」の64ページをお開きください。

2の「安全な暮らしが確保される社会」を目標としまして、(1)にございます「危機管理体制の確保」に取り組んだところであります。具体的には、「施策推進のための主な事業及び実績」に示しております。

まず、「新総合防災情報ネットワーク整備」につきましては、防災行政無線設備等のシステムを再構築するため、実施設計委託や県庁衛星地球局更新工事等を発注いたしました。

次に、「航空消防防災管理運営」につきましては、防災救急ヘリ「あおぞら」を運航しておりますが、24年度中の緊急運航出動件数は、合計で116件でありました。

なお、出動回数の広域応援は熊本県、大分県、鹿児島県との相互応援等によるものであります。

次に、「地域防災力強化促進」につきましては、市町村が実施します防火水槽、小型動力ポンプ等の整備に対し補助を行い、消防力の強化に努めたところであります。

また、大規模災害に出動する緊急消防援助隊につきましても、活動に必要な資機材の整備に対し補助したところであります。

次に、65ページをごらんください。

改善事業「ふるさと消防団活性化支援」につきましては、消防団員の士気高揚と消防団の活性化を図るため、団員等への知事表彰を行うとともに、消防操法技術を競う県の大会やラップ隊フェスティバルや消防団員意見発表等を内容とする消防大会を開催したところであります。

次に、「予防指導」につきましては、消防設備士及び危険物取扱者の資格者への免状の交付等



を行うとともに、火災や危険物の事故の未然防止を図るため、知識や技能の習得のための保安講習を行いました。

次に、「施策の成果等」であります。

①新総合防災情報ネットワーク整備につきましては、防災行政無線設備の老朽化に伴う更新により、信頼性の向上や機能強化を図っております。

平成24年度は、県と市町村を結ぶ防災無線網の多重化を行い、通信回線の強化を図ったところであります。

また、防災救急ヘリからの映像を県・市町村で視聴できるようにし、災害現場状況の早期把握ができるようにしました。

次に、66ページをお開きください。

防災救急ヘリにつきましては、山岳海難事故者の救出や救急患者の搬送等、県民の安心な暮らしを確保するため、危機事象に迅速に対応できる体制を整えており、平成24年10月には、新たに鹿児島県を加えた4県相互応援協定を締結いたしました。

なお、平成24年度につきましては、116件の緊急運航を行いました。

③の地域防災力強化促進につきましては、防火水槽、小型動力ポンプなどへの補助により整備を促進しておりますが、まだ、十分な整備状況にはないため、今後も引き続き整備促進に努める必要があると考えております。

④の高圧ガス保安対策につきましては、保安・完成検査を実施し、県民の安全で安心な暮らしのために産業保安の確保を推進いたしました。

⑤の消防団の活性化につきましては、各種の表彰やイベント開催など、消防団員の士気高揚を図るとともに、消防団員の減少傾向という状況の中で、新たに消防団員を確保する取り組み

として、広報紙の作成や消防団員による出前講座の実施による消防団活動の紹介などに取り組んでいるところでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

消防保安課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○内村主査 お疲れさまでした。ありがとうございました。

執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

○函師委員 それでは、24年度の決算につきまして、知事のほうの冒頭の提案理由説明にもありましたが、24年度の財政運営については、人件費や投資的経費の削減、また重点化、そして、一般行政経費の徹底した見直しを行うということが述べられたわけでありまして、また、宮崎行財政改革プランにおきましても、今後、社会経済情勢の変化に応じて、内容については適時、適切に必要な見直しを行うというような内容が示されており、財政運営に関しては効率的な取り組みを行っていくという旨が示されております。

そこで、具体的になんですが、24年度の公共事業などにおいて、当然のことながら設計書など多くの資料を作成する際に、青写真、いわゆるコピーや電子出力を外部に委託をされております。それらの決算額については、各部署の需用費の中に含まれ、計上されております。

そこで、当委員会に関係する総務事務センターや各総務事務所での電子出力単価契約について調べてきました。その内容は、その価格設定が、県は普通紙のカラーコピーA1サイズが1枚につき3,150円、A2が1,554円、A3、このサイズ、A3のサイズが840円となっております、1

枚が。しかし、県内にある国の出先機関や民間の価格も同じく調べてみますと、国の出先機関等は地域の実態に応じて価格設定を行っているという理由から、フルカラーA1、A2のサイズ、各サイズの価格設定は、県の総務事務センターが行ってまず契約額の約半額となっております。さらに、普通紙カラーコピー、A3、このサイズにつきましては、県内の市場価格は、もう100円以下が相場となっており、県の単価は先ほど申しました840円ですが、国の出先機関はその16分の1の52円です。県の設定が何でこのように高額になっておるのか。まず、このあたりの説明をお願いいたします。

**○酒井総務事務センター課長** 今、御指摘がありましたように、国の単価と県の単価に青写真の電子出力の関係だと思えますけれども、単価が相当違ってるとはではないかという御指摘ですけれども、青写真等の単価につきましては、県のほうでは全国の民間企業及び官公庁などの大口利用者における取引価格の調査単価をもとにいたしまして、前年度の単価や物価の動向等を参考として予定価格を定めまして、その上で県の競争入札参加事業者により見積もり合わせを行います。その見積額の中で、最低額を単価として設定しております。国のほうの状況はちょっと具体的にはわかりませんが、例えばA3の用紙で申し上げますと、国は1枚当たりの単価の設定につきましては、単に印刷をするだけというような場合でも、それを採用しております。非常に単価が安くなっているというふうには考えております。

以上です。

**○図師委員** 委員会資料では、26ページとか27ページに関係する内容なんです。今のセンター長のほうから答弁いただいた内容というのは、

もちろんこの資料には出てきません。関係団体なり関係者との意見交換の中で、このように国及び地方経済の価格設定と県の価格設定は開きがあるんですよというのを教えていただいたところです。

今、センター長の答弁では、資料も私は用意したんですが、国が出してまず物価資料というのが確かにあります。この資料を見ますと、確かに価格設定は県が設定しております840円程度の数字が示されておるわけなんです。じゃ、ここの中にあります内容で、例えば同一原稿の複数出力の場合、ですから、1枚だけではなくて、例えば100枚、1,000枚、1万枚というような複数出力をする場合は、2枚目以降は低額、低減化するというふうになっております。これは当たり前のことです。普通の印刷でも多くすれば、それだけ単価コストは落ちてくるっていうのは、もうこれは当然のことなんです。じゃ、県が電子出力をお願いする印刷物等につきまして、2枚目以降の減額化、低額化というのはされておるのでしょうか。

**○酒井総務事務センター課長** 御指摘の件は、2枚目以降、同一のものをたくさん刷ったりする場合は価格が下がるのではないかということだろうと思えますけれども、一般的に我々が想定しております単価につきましては、同じものを大量に刷るとかいう場合のことを想定しているものではなくて、いろいろ種類の違うものを印刷する場合の想定ということで1枚当たりの単価を設定しております。その上で標準的な、先ほど御指摘のありました数字をそのまま使うのではなくて、あくまでも1枚当たりの単価を設定するために標準的なものを利用しているということでございまして、それをそのまま使ってるわけでもございませぬし、大量に刷る場合

には、本庁の場合ですと別途契約によって行うようにというような指導もしているところでございます。

以上です。

○**函師委員** 説明は理解できるわけなんですけれども、この総務委員会に係る電子出力の枚数なり金額、量的なものは実は余り多くありません。ただ、ほかの委員会、特に県土整備部なりは出先の土木事務所ではやはりかなりの枚数、また、かなりの金額で発注がされております。お伺いしたいのは、じゃ、この総務部に係る電子出力の、昨年度、24年度の金額、総額はどれぐらいだったでしょうか。

○**酒井総務事務センター課長** 総務部のみということで調査はいたしておりませんが、本庁全体を総務事務センターが担当しておりますので、本庁全体で見てみますと、電子出力の額で約415万程度という形になっております。その中で、普通紙ということになりますと約110万程度という形になっております。

○**函師委員** さっきの答弁の中には、複数枚数を刷るときにはもちろん別の契約をしてるという話でしたが、今、言われた金額は複数枚数という発注はもちろんあったと思われそうですが、一々の別契約はされてたんでしょうか。

○**酒井総務事務センター課長** 個別の発注につきましては、各所属が発注をするという形になっておりまして、具体的な中身までは承知していないところでございます。申しわけございません。

○**函師委員** 実は、もうお手元に資料を出していただいておりますので、私のほうからちょっと説明させていただきますが、やはり普通紙のフルカラーの出力が、年間にしますと本庁分だけでも500枚近くあります。それが1枚1枚違う

ということはまずあり得ませんで、やはり複数枚数のところがあると思いますし、その複数枚数を再契約するというのであれば、その内容がちゃんと履行されてるかをやっぱ見ていく必要がありますし、それをするために総務事務センターっていうのがつくられたんだと私は理解しております。

調べましたところ、やはり複数枚数を発注する際も単なる掛け算で発注されている実態があるようです。ですから、その内容をもし改善できれば、この需用費の不用額がさらに大きくなったことも考えられますし、効率的な事務運営というのは、やはりそのあたりから積み上げていくべきだと私は考えますが、センター長のお考えをお聞かせください。

○**酒井総務事務センター課長** 御指摘のことはよく理解できますので、今後とも経費の節減、また、非常に厳しい財政状況の中でございますので、その辺は十分我々としても認識をし、指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○**内村主査** ほか、ありませんか。

○**井本委員** 函師委員の質問の最初のところは、結局国土交通省との違いは何、質が違うからという意味。ちょっと私、よくわからなかったから、もう一回……。

○**酒井総務事務センター課長** 単価の設定の仕方が違うということだったんですけれども、国のほうは1枚、単なるコピーをするだけでも1枚という形で52円という契約をしておりまして、県のほうはそういう想定ではなくて、データの修正とか、それから、もちろんそれに来ていただいているいろいろお願いをするわけですので、それにはそれなりの経費がかかると。それから、データの修正、一部修正をしていただくという

ような経費も含まれておりまして、そして、そういうものを見込んだ上で単価を設定しておりますので、国ともともとの設定の仕方が違っているということでございます。

**○図師委員** 今の説明も聞きました。ただ、1枚の出力を依頼するのに、確かに入力作業があるでしょう。ただ、1枚目が、じゃ840円と高額な設定になるのはわかります。ただ、2枚目以降、同じものはもうボタン押すだけのはずですよ。なのに、普通に840円の掛け算になるのはやはりおかしいと。

また、電子出力をお願いするのは別途に入力作業料というのもちろんと請求されてますよね。1時間3,000円という単価設定がされてるわけですから、それ一々、電子出力を依頼するとき手数料の中に入れる必要、私はないと思うんですね。別に手数料というところ、入力手数料という枠はあるわけですから。そういうあたりで、やはり単価、最初の契約の段階はセンターの役割なわけですから、再度見直しをお願いしたいと思います。

**○酒井総務事務センター課長** 先ほど申し上げましたように、直接我々が発注業務は行ってないものですから、今後ともそういう点につきましては、十分留意してまいりたいというふうに考えております。

**○坂口委員** やっぱそれぞれ、いろんな総合的な発注の仕方ってあるもんですね。本県の場合も、相手の企業規模の大きさ、地産地消、エリア、いろんなものから総合的な判断で一番有利な方法を選んでいくっていうのがあると思うんですね。その中で、一つには単価契約っていう地方自治法でも認めた契約、それが一つあって、八百何十円だかっていうのはそれだ、思うんです。1枚の単価を。その後については、刷り増

し分については随意契約っていう交渉をやっていく方法があるけど、今みたいに国土交通省が何十円でやってるからって、これを見せるっていうことはもう原価割れ契約、やってはならない契約ですね。だから、そこらの説明をしていただいて、だから、どういう法律にのっとって、どの方法を契約でとってるのか、相手方をどうやって選ぶのかっていうの一つ、決算の場ですから。違法性があるかないかってこと。

それから、節約はどういう方法で、総合的な観点から県民の福祉の向上、県政の発展といった、そういったやっぱ公金を扱う上での大前提の考え方、それに沿って割り増し分についてはどういう考え方でやってるんだっていう説明していただかないと、僕ら聞いててわからんですよ。何商店のが安い、何商店が高いとか。こうやればもっと安うなりやへんかって、そういうんじゃないで、やっぱ基本的なこと、決算の場にふさわしい説明をちょっとセンター長にはしていただかないと。

**○酒井総務事務センター課長** 契約事務ですので、これは。しかも単価契約ということで、委員の御指摘のように、金額的には非常に大きな金額にもなりますので、これ一つの契約、1件の契約にしてしまいますとWTOなんかにもかかってきます。そういう契約をできるだけ、今、坂口委員が申されたように地産地消という形で、県内で消費していただくという形でやっていくために、標準的な単価を設定して、予定価格を設けて、その上で見積もりをとるという形で競争性を働かせ、自治法にも違反しないような形で一応整理をした上で、また、県内業者に幅広く受注機会を提供するというので、最低価格を設定した上で同調していただける業者に入っていた形で、それを単価同調方式という

ような言い方もしておりますけれども、単価で同調していただける業者、宮崎県の本庁ベースでいきますと31社入っていただいているんですけども、そういう受注機会をたくさんつくって、緊急な場合でも、それから多少時間的な無理なような場合でも対応できるようなことをできるようなシステムで、今、我々としては考えてやっているところがございます。これからもそのやり方等については、また勉強させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**図師委員** 今、坂口先生も言われたとおり、また、センター長がお答えのとおり、やっぱ競争をさせるといいますか、指導をしながら、また、県もやはりこういう削減努力をたくさんされてるのはよくわかるわけですね。単価設定についてもやはり、ここはもう委員会とは別のところになりますけども、出先機関では、同じA3のサイズでも単価が半分以上のところも出先ではあるわけですよ。そういうやっぱ情報は、同じ県庁の機関としては連携をとられて、それをさらに業者に指導していきなり、業者にも頑張ってもらう、競争してもらおうというようなことを今後やはり心がけていただきたいと思いません。

○**内村主査** ほかにありませんか。よろしいですか。

○**鳥飼委員** 逆にちょっとお聞きしますが、主要施策の報告書のほうから入らせていただきます。

市町村課のみやごき新生連携・協働事業というので、139万1,000円ってなっています。施策の成果のところ、県、市町村の連携を推進するため、宮崎県・市町村連携推進会議とは、下のほうに、また、チーム市町村課では、市町村

が意見交換制度を定め、市町村が知事と率直に意見を交わして課題に迅速に対応すると書いてあるんですが、これと中山間・地域政策課の主要施策のほうなんですけど、これ、宮崎縣市町村間連携支援交付金事業というのがあるんですね。ことしは高千穂町ほか6市町村で、537万2,000円っていうふうになってます。市町村が連携をとって、こうやっていうことなんですけども、この事業は、この中山間・地域政策課の市町村間連携支援事業というのは、この市町村課の中で行われている新生・協働、先ほど言われたところですが、この中ではどんなふうな位置づけになっているのかというのをお尋ねします。

○**甲斐市町村課長** 私どもの市町村課の各市町村間の事業ですけども、これは、それぞれの市町村の当面の課題につきまして、いろいろ県の立場、市町村の立場で、忌憚なくいろいろ意見交換をするものでございます。総合政策部のほうでは、地方分権という側面からの市町村あるいは広域連合等とのあり方といいますか、そういうことを検討している事業だというふうに伺っております。

○**鳥飼委員** それで、市町村課では議論をしないということでしょうか。

○**甲斐市町村課長** 私どものところでは、当面する市町村の課題、例えばある市町村では税収の徴収率対策だとか、将来の財政シミュレーションだとか、それぞれの市町村が抱える課題がありますけれども、それを私どもの市町村課の財政の担当、税政の担当、それぞれの担当で知恵を絞りながら、その市町村なりに寄り添った協議を行っていくということをやっております。総合政策課のほうで地方分権という側面で、今の地方分権の流れ等を受けた形で、今後、どう

それに対応していくかといったようなこと、多少私どものところでもダブる面はあろうかと思えますけれども、そういう事業ということでございます。

**○鳥飼委員** 要望ですけれども、それで市町村間の連携事業ですから、市町村課としても何らかの支援を考えてもらって、支援をすることがあれば支援をしていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

次に、委員会資料で何点かお尋ねをしていきます。

まず、1ページの法人県民税が1億9,500万の減というふうになっておるんですけども、その下に法人事業税が8,200万の増となっているけども、この対象法人数っていうのは何法人あって、課税をされているのはそのうち何法人でという御説明をお願いします。

**○鶴田税務課長** 法人関係税の件数でございますけれども、宮崎県内で課税の対象となります法人につきましては、およそ、概数でございますけれども、約2万社ほどございます。その中で課税、欠損法人が7割程度ございますので、その約3割が課税の対象となるというふうに考えております。

**○鳥飼委員** わかりました。それ、国税の法人税と同様ということですから、法人の復興税っていうのが1年前倒しで廃止されることになるんですけど、それ、けしからんと私は思うんですが、それは法人事業税ですから。そうすると、次は法人県民税です。これも同じような数字と思ってよろしいですか。

**○鶴田税務課長** 先ほど復興特別法人税の関係でございますけれども、これにつきましては、1年前倒しで廃止をされるやという議論がなされているようでございますが、この分につきま

しては、法人県民税の課税の仕方の中に、国税の法人税額を課税標準とする課税の区分がございます。これにつきましては、もともとの国税の法人税の税率がございまして、その分だけを課税の対象といたしまして、復興税数<sup>\*</sup>2.1%を加算されておりますけれども、その分につきましては、法人県民税の対象となる課税標準額っていうのは含まれていないものでございます。

以上でございます。

**○鳥飼委員** そうしますと、法人の2.1%の前倒し、減税廃止については、宮崎県の歳入には全く無関係ということでよろしいですか。

**○鶴田税務課長** この分につきましては、従来からその分対象になっておりませんので、これ宮崎県に限らず、全国の地方税の法人県民税につきましては、影響はないというふうに考えております。

**○鳥飼委員** わかりましたが、減額の対象となっている法人は宮崎県内に何カ所ぐらいあるんでしょうか。

**○鶴田税務課長** ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

**○鳥飼委員** 次に、この資料の8ページの地方公共団体健全化法に基づく報告、これ、実質公債費比率が昨年度と同じ17.1、将来負担比率が下がって153.8ということになっております。この数字なんですけれども、先ほど財政課長が言われたように、実質公債費比率が17ですから——ちょっと概数わかりませんが、これについてはどうこうできるというものではないだろうと思います、借金払っていくということですから。将来負担比率については、公債発行などで減額をしていけば下がっていくのは当然だろ

※22ページに発言訂正あり

うと思うんですけども、この数字、これ、どういうふうになら、受けとめておられるのかお尋ねしておきます。

**○福田財政課長** まず、実質公債費比率でございます。こちらは、前年度と同じ17.1%ということで、ただ、御指摘のとおり、これまでに発行した県債の償還ということでございますので、急激に引き下げるといことはなかなか難しいということではございますが、例えば新規の県債の発行額、これを抑制するだとか、あるいは公債費の負担の平準化に努める。こういったところで今後、これがこれ以上上がらないような努力を現在しておるところでございます。

もう一つの将来負担比率につきましては、前年度の160.2%から6.4ポイント改善をしております。この改善の要因といいますのは、県債残高を減らしてきてるといことによりまして、その結果、将来負担比率も下がってきておるところではございますけれども、まだまだ低いとは言えないと思いますので、引き続き健全化に向けて努力してまいりたいと考えております。

**○鳥飼委員** この実質公債費比率は、23年度しか前年、全国のが出てないもんですから、これを調べましたら下がっているところが10都道府県あるんです。上がってるのはその差なんですけども、35ですかね。

将来負担比率については、おおむね下がってきているというのが、多分同様なことが見てとれるようなわけですけども、こういうふうな数字を見ますと、絞れてるといのか、いろんなもの含めて財政削減、支出削減に取り組んでいるというのが重要ではないかなと思うんですけど、その辺の考え方については、特に財政課としては、結果としてこうなったんだって

いような考え方で、一つそういうふうな狙いがあるという数字が出てきてるんだということがあれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

**○福田財政課長** 全国の状況ですけれども、御指摘のとおり、23年度の状況は確定値が出ておりまして、ただ、24年度につきましても、実は速報値というのが出ております。その速報値で申し上げますと、実質公債費比率、こちらが全国47都道府県中、低い順にいまして37番目ということで、全国と比べても実質公債費比率については、なかなか厳しい状況にあるというふうには認識をしております。一方の将来負担比率につきましては、全国で上位のほうに入ってきておりますので、そういう意味ではこれまでの県債残高の圧縮、こういった努力が少しずつ出てきてる部分も一部ではあるのかなというふうには考えております。

**○鳥飼委員** それと、実質公債費比率の将来推計というの、宮崎の場合は作成はしておられるんですか。

**○福田財政課長** 将来推計というほどかちつとしたものではないんですけども、事務的にあらあらの試算なりはしておるところでございます。例えば17.1%が、将来的に仮に上がってしまつて18%を超えると、現在の協議制から許可制になってしまいますので、そこには絶対行つてはいけないという認識のもとで、今後もこの数値を引き下げる方向で努力してまいりたいと考えております。

**○鳥飼委員** そうしますと、将来推計については、きちつとしたものではないということで、大体どんなふうになっておるんですか。

**○福田財政課長** 将来推計といひましても、これまでに発行した分につきましては、今後償還の計画が立っておりますので大体わかるんです

けれども、例えば、今年度、どれぐらい県債の発行が最終的に確定するかといったところも含まれますので、あらあらの試算はしておりますけれども、正確には運営をしていきながらの結果ということになるかと思っております。ただ、この17.1という数字が18に近くなるようなことにならないように、県債の発行についても留意していきたいと考えております。

○鳥飼委員 では、次に、18ページの予備費のところなんですけども、①の予備費のところの不用額8,551万。この①の説明、訴訟に伴う弁護士に対する着手金及び謝金というのが17件、850万5,000円というのがあるんですが、病院局とかいろいろありますけども、これも含んでるんでしょうか。

○福田財政課長 この①の訴訟に関する費用でございますけれども、こちら知事部局だけではなくて、県警本部と教育委員会も含まれたものになっております。

○鳥飼委員 これは、大体この程度でずっと推移をしておるんでしょうか、内訳というのはこれではわからないもんですから。どこでどういう訴訟がやられてというか、病院局では、いろいろ医療過誤の訴訟があったりしてますけれども、内容を説明していただきたい。

○福田財政課長 まず、推移についてなんですけれども、前年度の平成23年度におきましては10件出ておまして、金額にして393万円余り出ておったということでございます。その前の平成22年度につきましても10件で、400万余りということでございます。内訳ですが……。

○鳥飼委員 内訳はいいです。この17件の訴訟が提示をされたり終了したり、そういうことで17件になった。もうそんな理解でいいですか。

○福田財政課長 お見込みのとおりでございます

す。

○内村主査 よろしいですか。ほかありませんか。

○鶴田税務課長 先ほど鳥飼議員のほうから御質問のございました復興特別の法人税の減税の対象となる県内の法人の関係でございますけれども、本県大体2万社ほど企業ございますが、そのうち7割が欠損法人という御説明を先ほど申し上げました。おおむね残りの3割につきまして対象となるのではないかという、非常に大ざっぱな数字でございますけれども、そういう状況ではないかというように思っております。

それと、先ほど法人の税率の関係で2.1%という御説明を申し上げましたけれども、これに全て法人税の10%が加算されるということで2.5%でございました。申しわけございません。訂正をさせていただきたいと思えます。

○内村主査 よろしいですか。

○坂口委員 聞き漏らしやったら申しわけない。説明書の18ページの説明欄の②、これは、契約解除は具体的には何の解除だったんですか。

○福田財政課長 この②につきましては、具体的には橋梁の設計業務委託につきまして、前払い金、これを支払った後に委託先が破産をしてしまったという案件でございます。前払い金分につきましては、違約金ということで保証会社のほうから回収をしておりますけれども、当然歳出予算がもうありませんので、その分を予備費から充用して充てておるということでございます。

○坂口委員 報告書の61ページ、これもちょっと詳しく教えていただきたいんですけど、一番下、企業のモデルBCP策定支援、この5企業っていうのが具体的にはどういった企業ですか。

○大坪危機管理局長 これ、昨年度からスター



トした事業で、公募をしまして選定をした5企業でございます。具体的な社名を申しますと、株式会社ニチワ、それから株式会社岡崎組、有限会社塩川産業、株式会社モリタ、アイコンティ株式会社の5社でございます。

**○坂口委員** その企業が継続していくための際の社内に限っての当然BCPになると思うんですけど、その企業が動くための、もうちょっと大きい意味でのインフラっていうものが、やっぱり機能しなければという大前提があると思うんです。ですから、BCPの、またこの先にそういう、各企業が策定したBCPが的確に機能するための、今度は条件整備っていう作業が出てくると思うんですけど、そこらは、この先には危機管理局として想定されてるんですか、

**○大坪危機管理局長** それはもう、県のBCPは昨年度策定したときに一番重要な点だというふうに考えたところでございます、県のBCP策定した際にも、これは本庁だけではだめだと。したがって、出先機関も全部つくる、そして市町村、国、そういう関係機関にも呼びかけていくということで進めてるということでございます。

先ほど申しました5社につきましても、これ1企業だけのBCP策定に補助することはないわけでございます、せっかくですから、ここをモデルにして同じような業種の方に参考にしていただいて広げたいということございまして、ホームページを初めとしましていろんな機会、それぞれ策定したBCPを今、御紹介してる最中でございます。

**○坂口委員** ちょっとそこまで話が広がっていかどうか、ちょっと難しいんですけど、おのおの企業がBCP立ち上げる、当然県のBCPで、まずは最初の3日間とか、その次に、やっ

ぱり被災したインフラの復興とか復旧とかになったとき、その、例えばなんですけれども、県がやってる緊急輸送路の復旧、復興というもの、の計画もある、企業の数も足りましてなつたときに、具体的に骨材なんかはどうなるのとか、そこに入れる石はないよとか、そういうものが延長線上にだんだん出てくると思うんです。

その中で、イメージしてたのは、この中に建設企業とかいろんな企業が入ってきて、我が社は3日間であんなことを復旧して、会社が機能するようになるんだっていうところが出てくる。その前には県のBCPつくって、最終的には——だから具体的にそれが動くようになるためにはっていうところまでいくかなっていうような感じだったんです。でないと、ちょっと企業が動きますよっていったって、外とのかかわりが出てきますから、そこらがどうかなって。ちょっとこの決算の場ではふさわしくない話ですけど。

**○大坪危機管理局長** 今後のことということになりますけども、今回、南海トラフの巨大地震・津波の被害想定等、現在、作業を進めてる最中でございます。具体的にどのような部門にどういった被害が出てくるのかということの調査検討を今進めてます。それに基づいた減災計画を策定する予定にしています。そして、最終的には県の地域防災計画にそれを反映させていくということにいたしております。そういう過程を通しながら、国とか関係機関とも十分協議をしていって、そういった対策、全体的にどうやって回すのかといったことも議論していきたいと思えます。

**○丸山委員** 主要施策の成果に対する報告書の59ページの改善事業「みやざき新生連携・協働」のことでお伺いしたいんですが、成果の中

で今後の取り組みの共通認識を深めることができたというふうに出てるんですけども、6ブロックそれぞれどのような共通認識っていいですか、課題があったというふうに、平成24年度は出たというふうに思えばいいんでしょうか。

○甲斐市町村課長 例えば6ブロックでやったわけですけども、西白杵ブロックでは、大きなテーマとして消防常備化の取り組みについてということで、知事と3町長さんの間でお話をされておりまして、まさに、そういったことも受けまして、今現在進行形でいろいろと準備なり施策が進んでおるかと思えます。

私どものところでも、それを具現化するための財政的な一番有利な方法でありますとか、地方債の関心の取り扱いだとか、もろもろと側面的な支援も行っているところであります。

それから、西都・児湯ブロックにつきましては、ここ合併市町村はないわけですけども、今後に向けて市町村が連携して、できるだけ事務の合理化が図れないだろうかということがございまして、税の特別徴収の適正化というのを管内市町村が連携してできないかとか、新エネルギーの取り組みを連携してできないかとか、もろもろの行政事務を共同処理できないかとかいったような話がありまして、これを現在、引き続き、事務レベルも交えて進めているところであります。

それからあと、南那珂だとか東白杵ブロックでは、やはり海岸線に面しておりますので、防災力、防災対応力の強化についてといったようなテーマが多かったです。それから、鳥獣被害対策、これは東白杵ブロック等で行っていました。

北諸県、西諸県ブロックでは、吉都線開業100周年でありますとか、古事記編さんの関係、霧島ジオパークの関係といったことで、いろいろ

と県と市町村の間の協議が行われまして、今後に向けていろいろとお話をしたところですよ。そういう状況でございました。

○丸山委員 もう決してガス抜きにならないような形で、しっかり取り組んでいただければありがたいのかなというふうに思います。

引き続き、同じ報告書の中で、63ページの危機管理のほうにお伺いしたいんですけども、今回、「国民保護訓練・啓発」の⑥で、初めてこういう防災、テロ対策をやったということですが、実際やってみてよかった点、改善する点、どのようなものがあったというふうに認識すればよろしいでしょうか。

○大坪危機管理局長 国民保護の実働訓練としては、本当に初めてでした。それで、化学物質が使われる爆発、爆破テロがあったという想定でやったわけですし、そういうものには非常になじみが少ないものですから、我々としてもどういった初動体制をとった方がいいのかということがなかなかわからないわけですし、そういうことについて、各関係機関が一堂に会して一回やってみたということで、そういう場合にどういった組織を現場でつくり、そして、どうやって議論しながら回していくんだというようなことが、おおよそストーリーとして理解できたという点は成果であったと思っております。

ただ、一方で、例えば多数のヘリコプターが飛来するときに、現場での管制をどうするのかとか、いろんな関係機関との連絡の仕方をどうするのかという、時々刻々と状況が変化する中で、そういった時間との闘いの部分での難しさみたいなものも実感したところでございます。

○丸山委員 なかなか保護計画っていうのは、県がどこまでやれるのかと、非常にこれ難しい面もあるかもしれませんが、今回の、一回

やってみて、また、今後またいろいろ、ことし、平成25年度以降もうまく生かしていただければありがたいのかなというふうに思っております

○内村主査 よろしいですか。

○鳥飼委員 主要施策の成果に対する報告書の1ページ、平成24年度一般会計決算の概要の右の欄なんですけども、ここでは17億、約20億ぐらいふえているのがあるんですけども、2月補正で500億ぐらい何か追加になるのかなと思って、いろいろな繰越事業が出てきてるのは当たり前だと思うんですけど、この2月補正と、この関係というのは、大まかに御説明をお願いします。

○福田財政課長 国の緊急経済対策に伴いまして、2月追加補正で483億円という、非常に大規模な——ある雑誌、日経グローバルという雑誌ですけれども、これによりますと47都道府県中10番目の規模という大規模な補正を出していただきました。その中でも投資的経費に限りますと410億円ということで、こちら、ちなみに全国6番目の数字になっております。このうちの大半が繰越事業ということになっておりまして、384億円余りが繰越事業になっております。ただ、このこの資料中のDの欄に出てくる数字といいますのは、384億円の中で財源が、例えば国庫補助金であるとか、あるいは県債であるとか、そういったところはこのDの欄には含まれておりませんで、その中の一般財源だけ引き出すと、このDの欄の額になるという関係になっております。

○鳥飼委員 もう一つだけ。危機管理課の28ページです。ここで翌年度繰越額、委託料3,181万5,000円ということで、先ほどの説明では、宮崎県地震防災戦略策定事業ということで説明があったんですけど、委託先と内容について御説

明をお願いします。

○大坪危機管理局長 委託先につきましては、応用地質株式会社という会社でございます。これ、平成23年度からの2カ年事業ということで、大規模な地震、津波を想定した被害想定調査業務委託ということで進めてまいりましたが、実はその途中で法律ができて、津波防災地域づくり法という法律ができて、特に津波について国交大臣に報告をしなくちゃならないということになりました。したがって、その策定の段階で国交省や内閣府との協議が随分時間がかかったものですから、結果的に本年度に繰り越しをさせていただいてる部分があるということでございます。

○鳥飼委員 繰り越しがあったものは、もう終了したのか。

○大坪危機管理局長 本年度、9月30日までの契約でしたので、一応終了してるということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

○内村主査 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 では、質疑もないようですので、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

---

午後3時5分再開

○内村主査 それでは、分科会を再開いたします。

あすの分科会は、午前10時に再開し、総合政策部の審査を行うことといたします。よろしいでしょうか。

平成25年10月 2 日(水)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 では、何もないようですので、以上をもって本日の分科会を終了いたします。

午後 3 時 6 分散会

平成25年10月3日(木曜日)

午前10時4分再開

出席委員(7人)

主	査	内村仁子
副	主	査
委	員	渡辺創
委	員	坂口博美
委	員	井本英雄
委	員	丸山裕次郎
委	員	鳥飼謙二
委	員	囷師博規

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	土持正弘
総合政策部次長 (政策推進担当)	永山英也
総合政策部次長 (県民生活担当)	舟田美揮子
部参事兼総合政策課長	金子洋士
秘書広報課長	片寄元道
広報戦略室長	藪田亨
統計調査課長	稲吉孝和
総合交通課長	奥野信利
中山間・地域政策課長	川原光男
フードビジネス 推進課長	井手義哉
生活・協働・ 男女参画課長	松岡弘高
交通・地域安全対策監	野元猛敏
文化文教・国際課長	菓子野信男
人権同和対策課長	田村吉彦
情報政策課長	甲斐丈勝

会計管理局

会計管理者	梅原誠史
会計管理局次長	阿南信夫
局参事兼会計課長	山口博久

人事委員会事務局

事務局長	内栢保博秋
総務課長	吉本佳玄
職員課長	渡邊浩司

監査事務局

事務局長	緒方哲
監査第一課長	花坂政文
監査第二課長	児玉久美子

議会事務局

事務局長	田原新一
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	福嶋幸徳
政策調査課長	佐野詔藏

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤村正
議事課主任主事	野中啓史

○内村主査 ただいまから再開いたします。

総合政策部の平成24年度決算について、部長の説明を求めます。

○土持総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。

それでは、平成24年度の決算につきまして、お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」に基づきまして、御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

これは県総合計画「未来みやぎき創造プラン」のうち、総合政策部に関連します主要施策につきまして、体系表にしたものであります。この体系表に基づきまして、右側の「施策の柱」としておりますけれども、これをもとに概要を御説明いたします。

初めに、「人づくり」であります。「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」といたしまして、私立学校振興費補助金や私立高等学校等就学支援金等によりまして、私立学校の特色ある教育の振興や、私立高校生を持つ世帯に対しまして、教育費負担の軽減を図ったところでもあります。

次の「文化の振興」でございます。第17回宮崎国際音楽祭の開催や、市町村が実施する文化事業への助成を行うなど、多くの県民がさまざまな機会を通じて文化に親しむことのできる環境の整備に努めたところでもあります。

次に、「男女共同参画社会の推進」でございますが、男女共同参画に関する条例や計画の制定に取り組む市町村を支援しますとともに、専門相談員を配置いたしまして、女性の再就職や起業等の支援に取り組んだところでもあります。

また、国の交付金を活用いたしましたDV防止啓発キャンペーンを強力に展開し、DV根絶に向けた機運の醸成を図ったところでもあります。

次の「NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進」でございます。NPOを対象といたしました研修会等を開催しますとともに、協働事業を企画・実践できる県職員の育成を図るなど、NPO等との協働の推進を図ったところでもあります。

また、新しい公共支援基金事業によりまして、NPO等の活動基盤の強化を図りますとともに、市町村、NPO、企業といった多様な担い手が

協働して、地域の課題解決を図るモデル事業に取り組んだところであります。

次に、「国際化への対応」でございますが、国際交流員による各種活動や広報誌による情報提供等によりまして、県民の国際理解の増進を図りますとともに、外国人を対象にして日本語講座や法律相談、生活相談など、在住の外国人に対する支援等を行ったところでもあります。

また、次の「人権意識の高揚と差別意識の解消」でございますが、さまざまな人権問題に対する教育・啓発、相談事業等を実施いたしまして、人権意識の高揚を図ったところでもあります。

めくっていただきまして、3ページをごらんください。同じく右側、「施策の柱」のところでございますが、まず、「安心で快適な生活環境の確保」であります。消費者啓発講座の開催や消費生活相談員の配置など、消費者被害の未然防止や解決支援に努めますとともに、消費者行政活性化基金を活用いたしまして、消費者啓発の強化や、市町村が行います事業の支援に取り組んだところでもあります。

次の「快適で人にやさしい生活・空間づくり」でございますけれども、ユニバーサルデザインの普及・啓発に努めたところがございます。

次に、「地域交通の確保」でございますが、地域住民に重要なバス路線の維持・確保に努めますとともに、地域公共交通の効率化と利便性の向上に取り組んだところでもあります。

次の「情報通信基盤の充実及び利活用の促進」では、携帯電話等エリア整備事業によりまして、情報通信格差の是正に取り組んだところでもあります。

次に、「中山間地域の活性化」でございますが、中山間地域振興計画に基づき、全庁的な施策の推進を図りますとともに、県民運動の推進や商

品開発等をテーマとしたセミナーの開催など、中山間地域の活性化に向けた取り組みを行ったところでもあります。

次の「連携・協働による魅力ある地域づくり」ではありますが、市町村と地域住民が一体となった地域づくりを支援しますとともに、持続可能な地域づくりのために市町村が連携して取り組む事業に対し、交付金による支援を行ったところでございます。

次に、下、4ページでございます。まず、「危機管理体制の確保」ではありますが、東日本大震災を教訓に、本県のICT業務継続計画を策定いたしまして、被災時における県の重要な情報システムや情報ネットワークについて、全庁体制による復旧手順等を定めたところでもあります。

次に、「安全で安心なまちづくり」ではありますが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めますとともに、「交通安全対策の推進」といたしまして、交通安全に係る広報・啓発を行い、交通事故の防止に取り組んだところでもあります。

次に、「産業づくり」についてでございます。

まず、「産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開」ではありますが、県、大学、産業界で構成いたします「産学官ネットワーク委員会」において、フードビジネスの推進をテーマとして、方向性や推進方法等について意見交換を行ったところでもあります。

また、「社会的な課題への対応」では、さまざまな社会的課題を解決するためのモデル的なソーシャルビジネスの取り組みを支援したところでもあります。

次の「県境を越えた交流・連携の推進」では全国・九州地方知事会等を通じまして、各県と広域的な連携強化を図り、共通する課題や具体

的施策について検討、実施をいたしたところでもあります。

「交通ネットワークの整備・充実」につきましては、各公共交通機関の利用促進を図りますとともに、国及び関係会社への要望活動を行うなど、陸・海・空の輸送機能の維持・充実に努めたところでもあります。

また、県内の港を使用して、トラック輸送から海上輸送にシフトする貨物等に対して助成を行い、県内の港への荷寄せ支援を行ったところでもあります。

次に、「その他」でございます。

「重要施策の総合企画と総合調整」では、県総合計画を展開するための調査等を行いますとともに、政策評価による検証を行ったところでもあります。また、地産地消や100万泊、中山間地域振興の3つの県民運動に普及・啓発を行ったところでもあります。

次の「県民目線による行政サービスの向上」では、知事とのふれあいフォーラムなどを通じまして、県民の皆さんから、さまざまな意見や要望等を把握し、県政への反映に努めたところでもあります。

最後に「各種統計調査の実施」ではありますが、統計データベースの再構築等により、統計の普及啓発を図りますとともに、就業構造基本調査等の各種統計調査を実施いたしまして、本県の施策立案に資する基礎資料の収集に努めたところでもあります。

次に、めくっていただきまして6ページをらんいただきたいと思っております。平成24年度の決算の状況についてでございます。総合政策部の全体といたしましては、一般会計、特別会計を合わせまして、この表の一番下の欄でございますが、予算額128億7,453万4,000円、支出済額126

億9,853万1,028円、翌年度繰越額が7,656万円、不用額が9,944万2,972円となりまして、執行率は98.6%であります。

一番最後、38ページをお開きいただきたいと思っております。平成24年度の総合政策部の監査結果であります。指摘事項はございませんが、注意事項が2件ございましたので、直ちに改善を図ったところでありまして。

以上、概要について御説明をいたしました。詳細につきましては、各課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私からの説明は以上であります。

**○内村主査** ただいま部長の説明が終了いたしました。

これより、総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課、フードビジネス推進課の審査を行います。そして、平成24年度決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○金子総合政策課長** 総合政策課です。当課の平成24年度予算に係ります決算の状況等について御説明をいたします。

初めに、お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」、6ページをお開きください。当課には「一般会計」と「開発事業特別資金特別会計」の2つの会計がありますが、まず、一般会計につきましては、一番上の段、総合政策課のところでありまして、予算額7億5,531万円に対しまして、支出済額が7億5,102万6,437円、不用額が428万3,563円で、執行率は99.4%となっております。

下から2段目の「開発事業特別資金特別会計」につきましては、予算額1億2,506万5,000円に

対しまして、支出済額が1億2,497万4,954円で、不用額が9万46円となっております。執行率は99.9%でございます。

次に、8ページをお願いいたします。当課の決算事項別の明細が8ページから10ページまで掲げておるところでございます。

まず、8ページの(目)の不用額が100万円以上のもの、また執行率90%未満のものについて御説明いたします。上から3行目になりますが、(目)企画総務費の不用額196万9,176円の主なものにつきましては、下から3行目の(節)使用料及び賃借料77万2,511円でありまして、東京事務所など県外事務所におきます自動車の借り上げ料などの執行残であります。

次に、9ページをごらんください。1行目の(目)計画調査費の不用額231万4,387円です。この不用額の主なものは、やはり下から3行目にありますけれども、(節)委託料150万9,802円でありまして、政策立案や計画策定に係る調査委託費の入札残などです。

続きまして、別冊になりますけれども、この平成24年度の主要施策の成果について御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。「人づくり」の「(2)NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進」についてですが、下の「施策の成果等」にありますように、東日本大震災発生直後は救援を主とした活動を行ってまいりましたが、復旧の進捗とともに、被災地や被災者の状況やニーズが変化してきておりまして、県内の民間7団体による被災地のコミュニティー再生あるいは心のケアといったきめ細かで多様な形の復興活動を支援したところでありまして。今後とも、「みやざき感謝プロジェクト」の一環として、息の長い被災地



・被災者の復興支援に取り組んでまいりたいと考えております。

12ページをお開きください。「くらしづくり」のうち、「(2) 快適で人にやさしい生活・空間づくり」になります。ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適で利用しやすい環境づくりやものづくりをしていこうという考え方ではありますが、その認知度、理解度を高めますために、県内の小中学生から一般県民までを対象にしたアイデアコンクールの開催と、優秀作品に対する知事表彰を行いますとともに、一般県民を対象にした講演会やワークショップを実施いたしました。今後とも、こうした取り組みによりまして、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、13ページをお開きください。「産業づくり」のうち「(2) 社会的な課題への対応」であります。これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった児童虐待防止や、困難を抱える子供・若者対策の分野を対象としまして、国からの交付金を活用し、社会的課題をビジネスの形で解決に導く、いわゆるソーシャルビジネスのモデル的な取り組みを行う7団体を支援いたしました。事業としての採算性・継続性の面で課題はありますけれども、今後とも本県におけるソーシャルビジネスの創出・展開に向けた環境づくりを進めてまいります。

続きまして、14ページをごらんください。「(1) 県境を越えた交流・連携の促進」であります。九州地方知事会や官民の九州地域戦略会議等におきまして、国政への提案・要望活動や、官民一体となった九州独自の発展策の検討、推進を行いますとともに、九州各県の共通課題の

解決に向けまして、県の区域を越えた政策連合としての政策を推進しているところでございます。今後とも、これらの会議を活用しながら、九州各県との連携を深めまして、九州の一体的な発展に努めてまいりたいと考えております。

15ページをお開きください。「その他」の中の「(1) 重要施策の総合企画と総合調整」であります。平成23年を初年度とします県総合計画「未来みやざき創造プラン」におきまして、平成42年度までの長期ビジョン及び知事の政策提案等を踏まえた4年間の「アクションプラン」における重点施策を着実に推進するため、「アクションプラン工程表」を策定しましたほか、本県の強みを生かしたフードビジネスに関する調査等を行いました。また、10の重点分野を定めた「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」につきまして、進捗と成果の状況を客観的に分析・評価していただきますため、有識者で構成する評価委員会を開催したところであります。今後とも、毎年度進捗状況や成果等を踏まえた工程表を作成するとともに、政策評価による分析や検証を行いながら、施策の着実な推進を図っていくこととしております。

さらに、農林水産物のみならず、県産材、エネルギー、公共交通機関、観光資源等、幅広い分野での地産地消を推進するため、平成24年3月に官民一体となった「みやざき元気！“地産地消”推進県民会議」を立ち上げまして、「宮崎の魅力を知ろう・使おう・広げよう」という基本理念の普及と県民による具体的な行動の促進に努めておるところであります。今後とも、地産地消や100万泊、中山間地域振興を図るための3つの県民運動を総合的に展開し、宮崎の魅力向上と地域経済の好循環を図っていくこととしております。

なお、24年度の取り組みの対象として実施しました政策評価の結果につきましては、365ページから376ページに記載をいたしております。これにつきましては、先日の常任委員会での説明と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべきことはございません。

総合政策課分は以上であります。

**○片寄秘書広報課長** 秘書広報課でございます。当課の平成24年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」の6ページをお願いいたします。秘書広報課は上から2段目の行でございまして、一般会計の決算額は、予算額4億350万5,000円に対しまして、支出済額4億278万5,696円、不用額71万9,304円、執行率99.8%となっております。

次に、12ページをお願いいたします。当課の決算事項別の明細につきましては、この12ページから13ページとなっております。(目)の執行残が100万円以上、執行率が90%未満につきましては、該当ございません。

続きまして、平成24年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」の17ページをお願いいたします。まず、「情報通信基盤の充実及び利活用の促進」についてであります。「施策推進のための主な事業及び実績」の表にございますように、広報活動の主な実績内容といたしましては、まず、右側のほうですけれども、印刷広報事業として、県の広報紙である「県広報みやぎ」の発行を年に6回、新聞広報事業といたしまして、県政のお知らせを掲載した「県政けいじばん」を年に24

回、テレビ・ラジオ放送事業といたしまして、テレビ2局、ラジオ2局による県政番組の制作放送、さらには県ホームページにおけるさまざまな情報発信を行ったところでございます。こうした取り組みによりまして、広く県民の皆様には県政情報の提供を行うことができたところでありまして、今後とも、県民の皆様には県政に対する御理解を深めていただけるよう、積極的に広報活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、18ページをお願いいたします。「県民目線による行政サービスの向上」についてであります。

「施策推進のための主な事業及び実績」の表にございますように、広聴活動の主な実績内容といたしましては、まず、県民との対話事業として、「知事とのふれあいフォーラム」を10回開催いたしまして、知事が県民の方から直接御意見をお聞きしたり、意見交換を行いました。さらに、県民の方の要請に応じまして、県職員が県の取り組む事業等の説明、意見交換を行う「出前講座」を62回実施いたしました。

次に、「県民の声事業」として、電話やメールなどによりまして、662件の御意見をいただいたところであります。こうした取り組みにより、県民の皆様はさまざまな御意見を県政に反映するよう努めたところでありまして、今後とも広聴事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果に関する説明は、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、報告すべき事項はございません。

秘書広報課は以上でございます。

**○稲吉統計調査課長** それでは、統計調査課の決算状況について御説明いたします。

お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」の6ページをお開きください。上から3段目、統計調査課のところであります。予算額3億1,861万9,000円に対して、支出済額は3億802万8,099円、不用額は1,059万901円で、執行率は96.7%となっております。

なお、翌年度への繰り越しはありません。

14ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は16ページまでとなっておりますが、このうち(目)の執行率が90%未満のものはございませんので、目の不用額が100万を超えるものを説明いたします。

15ページをお開きください。(目)委託統計費の不用額945万3,621円でございます。この主なものは、(節)旅費126万9,779円、需用費252万9,070円、役務費の283万7,295円であります。これらは、いずれも国からの委託統計調査に要する経費でありまして、まず、旅費につきましては、国、市町村との連絡会議等への出張の際、バック旅行や公用車を利用したことによるものであります。需用費については、報告書等の印刷製本での庁内の印刷室の利用や、入札などの執行残によるものであります。また、役務費については、電子媒体の活用や、調査の審査・督促業務が当初の見込みを下回るなど、いずれも経費節減や業務の効率化等を図ったことなどによる執行残であります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、「主要施策の成果」について御説明いたします。お手元の「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」の19ページをお開きください。(3)「各種統計調査の実施」についてであります。各種行政施策の計画、立案や実施などに必要となります基礎資料を得るとともに、統計情報の利活用の推進や、統計の普及・

啓発等による統計調査環境の整備を目標としております。

「施策推進のための主な事業及び実績」であります。表に3つの事業をお示ししております。

まず、1つ目の「県民共有・確かな統計基盤づくり」につきましては、右の欄の「主な実績内容」にありますように、県のホームページ上で運営を行ってございました統計データベースを再構築しますとともに、統計データフェアや統計セミナーの開催を初めとして、広く県民を対象とした啓発活動等を実施したところであります。

次に、2つ目の「就業構造基本調査」であります。総務省の基幹統計として、全国及び地域別の就業・不就業の実態を明らかにするために、5年周期で実施されるものであります。県の指定された622の調査区の中から抽出した9,642世帯を対象に、昨年10月1日を調査日として、調査員による調査を実施しております。

次に、3つ目の「県物資流通統計調査」ですが、県指定統計調査として、本県の物資流通に関する実態を明らかにするために、おおむね5年周期で実施されるものであります。県内の製造業、卸売業1,215事業所を対象に、昨年7月1日を調査日として、郵送による調査を実施しております。

それでは、20ページをお開きください。「施策の成果等」についてであります。①につきましては、先ほど申し上げました「県民共有・確かな統計基盤づくり事業」等の実施を通じまして、統計情報利用者の利便性の向上や、統計の普及・啓発等を図ったところでございます。

また、②にありますように、「就業構造基本調査」につきましては、国からことし7月に全国

値の公表がなされ、現在、本県関係分の統計データを取りまとめておりますが、ことし12月には公表を行う予定としており、雇用対策や育児・介護と就業の両立支援策などの基礎資料として提供してまいります。

③の「県物資流通統計調査」につきましては、調査の結果を本県の産業連関表を作成するための資料とし、平成28年度を目途に「平成23年宮崎県産業連関表」として公表を行い、行政施策の立案や経済波及効果等算定の資料として提供してまいります。

最後に、④にありますように、統計調査環境は、近年の個人情報保護意識の高まりを背景として厳しい状況にあるため、県民の皆様は統計に関する理解をさらに深めていただき、円滑な統計調査が実施できるよう、引き続き普及・啓発活動等を着実に推進してまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

統計調査課は以上であります。

**○奥野総合交通課長** 総合交通課の決算状況等について御説明をいたします。

初めに、「平成24年度決算特別委員会資料」の6ページをお開きください。上から4段目です。総合交通課は、予算額9億1,825万5,000円に対しまして、支出済額が8億1,886万4,166円で、翌年度繰越額は7,656万円、不用額は2,283万834円、執行率は89.2%となっておりますが、翌年度繰越額を含めた執行率は97.5%になります。

次に、18ページをお願いします。(目)の執行残が100万円以上のものについて説明いたします。中ほどの(目)計画調査費であります。不用額が2,272万432円で、執行率が84.5%となっ

ておりますが、この不用額の主な内容は、下から2番目の負担金・補助及び交付金の2,178万7,423円ですが、これは主に物流効率化支援事業における補助事業者の輸送実績が計画を下回ったことなどによるものであります。また、同じく負担金・補助及び交付金において、翌年度への明許繰越額が7,656万円となっておりますが、これはJR九州が南宮崎駅及び都城駅で実施しておりますバリアフリー化工事に係る補助金であります。多目的トイレに係る設計変更や、階段の移設等の工法検討に日時を要したことから、事業主体であるJR九州において事業が繰り越したものでございます。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の21ページをお願いします。まず、「くらしづくり」の1、安心して生活できる社会の「(3)地域交通の確保」についてであります。主な事業の、まず、「地方バス路線等運行維持対策」によりまして、広域的・幹線的なバス路線であります地域間幹線系統確保の維持のため、バス事業者に対し、運行費や車両減価償却費等への補助を行いますとともに、バス路線廃止後に代替バスを運行する市町村に対し補助を行うなど、地域の交通手段の確保に努めたところであります。また、次の「未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造」によりまして、効率的で効果的な地域公共交通ネットワークの確立のため、市町村と合同で地域公共交通の現状や先進事例の研究を行うとともに、デマンド方式の導入など、新しい地域公共交通に係る実証実験を行う市町村に対しまして補助を行ったところであります。今後は、引き続きバス事業者の運行する路線が地域が主体となった交通システム

との効果的な連携を促すことによりまして、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの確立を図ってまいりたいと考えております。

次に、23ページをお願いします。「産業づくり」の3、経済・交流を支える基盤が整った社会の「(1) 交通ネットワークの整備・充実」についてであります。主な事業のところの、まず、「鉄道活性化対策推進」によりまして、日豊本線を初めとする県内鉄道の充実整備や利便性の向上などの課題について、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会などと連携を図りながら、国やJR九州に対して機会あるごとに陳情・要望活動を行った結果、ことしの3月16日のダイヤ改正におきまして、「B&Sみやざき」のえびのインターチェンジの停車便が4往復から5往復に増便されたほか、夕方の宮崎空港発延岡行き普通列車の車両数が2両から4両編成に増加するなど、一定の成果は得られたところでございます。

次に、「地域鉄道活性化支援」によりまして、開業100周年を迎えましたJR吉都線の記念事業を実施する団体に対し補助を行うとともに、従来から行っている事業であります。JR日南線のさらなる活性化を促進するため、観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行支援事業を行う団体や、駅での特産品販売、沿線の環境美化など、「海幸山幸」を活用した日南線活性化事業を行う沿線自治体に対し補助を行い、県内鉄道の活性化を図ったところであります。

続きまして、「宮崎県物流効率化支援」によりまして、県内の港や貨物駅への荷寄せへの支援を行い、県外港から県内港へのシフト、また、トラック輸送から海上、鉄道輸送へのモーダルシフトを促進するなど、物流効率化への取り組みを進めたところであります。

なお、平成20年7月に知事を本部長として設置いたしました「宮崎県物流対策推進本部」につきましては、ことしの3月に「交通・物流対策推進本部」へと改編いたしまして、部局横断的に交通・物流対策に取り組んでいくということにしたところでございます。

次に、最後の「みやざきの空」航空ネットワーク活性化によりまして、宮崎空港発着の国内線、国際線の維持、充実を図るため、航空会社等への陳情要望活動や利用促進に努めたところであります。

これらの取り組みによりまして、まず、韓国との定期便につきましては、東日本大震災などの影響から回復傾向にありましたが、昨年の秋以降、竹島問題や円安等の影響によりまして、年度後半は伸び悩み、年間を通しての利用人数は前年とほぼ同数となっており、年間の搭乗率は63.4%となっております。また、次に、台湾との定期便につきましては、これも韓国との定期便と同様、回復傾向にありましたが、尖閣諸島問題や円安等の影響により、年度後半は伸び悩み、前年度と比較し、利用人数で約1,000人の減となっております。また、国内線につきましては、資料のほうにはございませんが、景気低迷等の理由により、近年減少傾向にありましたが、昨年3月にANAが福岡線を、それから7月にはアイベックスエアラインズが大阪線、福岡線に就航するというところで、路線の充実が図られましたことなどから、利用者数の減少によりやうく歯どめがかかったというところでございます。今後とも、宮崎空港の航空ネットワークの維持・充実を図るため、利用促進や航空会社等への働きかけに努めてまいりたいと考えております。主要施策については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

以上であります。

**○川原中山間・地域政策課長** 中山間・地域政策課の平成24年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」の6ページをお願いいたします。上から5段目の中山間・地域政策課のところでございます。予算額4億7,922万2,000円に対しまして、支出済額4億7,122万2,158円で、不用額は799万9,842円、執行率は98.3%となっております。

次に、20ページをお願いいたします。当課の決算事項別の明細は20ページ、21ページとなっております。(目)の執行率が90%未満のものはございませんので、執行残100万円以上のものについて御説明いたします。

21ページをお願いいたします。(目)計画調査費の不用額784万9,035円でございます。この不用額のうち主なものは、表の下から4段目の欄の負担金・補助及び交付金の463万4,042円あります。これは、主に「水力発電施設周辺地域対策事業」等の事業主体である市町村において、入札残が生じたための補助金の残などでございます。また、下から6段目、委託料の不用額189万7,075円ありますが、これは「地域力磨き上げ応援事業」や「中山間地域産業振興センター設置事業」等の実績確定に伴う執行残が主なものでございます。

決算事項説明は以上でございます。

続きまして、平成24年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」25ページをお願いいたします。くらしづくりの1、安心して生活できる社会の「(5)

中山間地域の活性化」についてであります。

まず、新規事業「中山間地域をみんなで支える県民運動」推進」であります。この事業は、中山間地域が果たす役割等について、シンポジウムの開催や、テレビCM等を通じた県民へのPR等を実施するとともに、中山間地域振興協議会を設置し、地域の実情や地域の方々の声を踏まえた施策の推進に努めたところであります。

次に、新規事業「中山間地域産業振興センター設置」であります。この事業は、中山間地域の活性化を促進するため、宮崎県産業振興機構内に中山間地域産業振興センターを設置し、地域資源を活用した取り組みに関する相談対応や、農産加工グループ等を対象としたセミナーや個別相談会を実施したところであります。

次に、改善事業「未来へつなげよう！持続可能な集落づくり支援」であります。この事業は、市町村が行う集落支援員の設置や、集落点検の実施及び集落と市町村が協働して取り組む事業に対して助成を行う事業でありまして、4市町村で実施したところであります。

26ページをお願いいたします。改善事業「もっと「いきいき集落」サポート」であります。この事業は、住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落に対し各種支援を行うもので、いきいき集落として5市町村10集落を新たに認定し、平成24年度末の累計で認定集落数が112となっております。今後とも、県内全域にこうした取り組みが広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、改善事業「中山間地域とつながろう！「中山間盛り上げ隊」派遣」であります。この事業は、中山間地域でボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊」を組織し、市町村や集落等からの派遣依頼に応じて隊員を派遣するもの

で、合計78回、延べ490人の隊員を派遣したところでもあります。

次に、「がんばろう中山間！出会い創出」であります。この事業は、地域の魅力を生かした体験交流イベントを通じ、独身男女の出会いの場を創出するとともに、交流人口の拡大や地域資源の魅力を発信等に取り組む市町村に対し支援するもので、西都市及び諸塚村に対し支援を行ったところでもあります。中山間地域の活性化を図るためには、市町村の理解と連携が必要でありますので、今後とも各種事業の説明の際は工夫を行い、県事業の一層効果的な活用が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、28ページをお願いいたします。「(6) 連携・協働による魅力ある地域づくり」についてであります。

まず、「中山間地域等創造支援」であります。この事業は、市町村と地域住民が一体となった地域づくりへの取り組みに対し支援を行うもので、えびの市ほか4市町に支援を行ったところ です。

次に、「地域力磨き上げ応援」であります。この事業は、先ほどの中山間地域等創造支援事業の後継事業でありまして、住民と一体となった地域づくりを目指す市町村に対し、地域再生アドバイザーを短期派遣し、地域が抱える課題の分析や今後進むべき方向性について、具体的なアドバイス等を行ったほか、個性と魅力にあふれた地域づくりの取り組みに対し支援を行ったところでもあります。

次に、新規事業「宮崎県市町村間連携支援交付金交付」であります。これは、人口減少、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した持続可能な地域づくりのために市町村が連携して行う取り組みに対し、交付金を交付し支援を行

うもので、高千穂町外6市町村に支援を行ったところでもあります。今後とも、当該交付金を活用し、市町村間連携の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、「みやざき移住定住促進」であります。この事業は、本県への移住等の促進を図るため、東京で相談会などを開催するとともに、市町村の移住促進のための取り組みに対する支援を行ったところでもあります。今後とも移住のさらなる促進のため、県全域での移住者の受け入れ・支援体制の整備を促進してまいりたいと考えております。

29ページをお願いいたします。「東日本大震災被災者受入応援」であります。この事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、中山間地域での被災者雇用を事業者に委託するものであり、11名の被災者の生活再建に向けての支援を行ったところでもあります。

次に、新規事業「県民とともに築く明日のみやざきづくり拠点整備」であります。この事業は、宮崎駅内のK I T E N内に地域づくりの拠点施設「みやざき県民協働支援センター」を開設し、相談対応や研修会の開催など、地域づくりに係る各種支援を実施したものであります。

次に、「地価調査」であります。これは、県内の標準的な土地の標準価格を295地点において判定し、一般の土地取引の指標として提供を行ったところでもあります。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

中山間・地域政策課は以上でございます。

**○井手フードビジネス推進課長** フードビジネス推進課でございます。フードビジネス推進課の平成24年度決算に係る決算状況について御説

明いたします。

お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」6ページをお願いいたします。

なお、昨年度の総合政策課が所管しておりました高等教育振興並びに産学官連携関連の施策が当課のほうに所管されましたことから、これらの事業について御説明を差し上げます。

上から6段目、フードビジネス推進課の欄をごらんいただきたいと思えます。予算額は369万6,000円に對しまして、支出済額301万7,976円、不用額は67万8,024円、執行率は81.7%となっております。

これについて説明をさせていただきます。22ページをお願いいたします。決算事項別の明細でございますが、このうち(目)計画調査費、これの不用額が67万8,000円余りでございます。これにつきましては、産学官連携による新たな産業づくり、これの産学官ネットワーク委員会というのをこれで開くんですが、この委員会のテーマに對しまして、産学官連携の推進に関するテーマ及び、昨年につきましては、フードビジネス振興構想、これをテーマとして議論をするということにしておりましたが、これを両方一緒に開催した、テーマを検討したことによりまして、年2回の開催で済みまして。これに伴いまして、委員会の委員の旅費等の執行残が出ました。これが、67万8,000円でございます。

続きまして、平成24年度の主要施策の成果について御説明いたします。

「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」31ページをお願いいたします。「人づくり」、「(1) 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」についてであります。高等教育整備促進の事業であります。下段の「施策の成果等」にありますように、県内11の大学等で構成され

ます「高等教育コンソーシアム宮崎」、これが実施します単位互換及び複数の大学がその枠を越えて講座を調整して実施していますコーディネート科目というのがございまして、これに関する調査・検討、そのほか公募による卒業研究、インターンシップなど高等教育機関相互の連携事業、さらには高等教育機関と地域社会との交流・連携に対する支援を行ったところであります。今後とも、県内高等教育機関の連携支援を行うことによりまして、魅力ある高等教育環境づくり、高等教育機関の有する地域資源の活用による地域活性化、これを図ってまいりたいと考えております。

なお、インターンシップ事業につきまして、参加学生の確保また受け入れ機関の対応のお願いが課題であったのですが、本年度、新たに県ホームページでインターンシップの案内を行い、また市町村等に受け入れをお願いし、受け入れをいただいたところによりまして、参加学生が若干増加しております。県内大学生のキャリア教育の充実に向けて、さらに努力してまいりたいと考えております。

次に、32ページをお開きください。「産業づくり」、「(1) 産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開」でございます。施策の成果にありますように、平成23年3月に改訂いたしました「宮崎県産業科学技術振興指針」について、県や産業界など産学官が一体となって推進を行っていくために、先ほど申し上げました、「宮崎県産学官ネットワーク委員会」の開催をしております。この委員会におきまして、その振興指針の重点分野でありますフードビジネスの推進等をテーマとした意見交換や、各構成機関における産学官連携の取り組みまた支援について情報交換、意見交換を行ったところであります。



この委員会の中におきまして、地域における産学官連携の取り組み、これが重要ではないかという御意見も受けまして、本年度は大学・高等教育機関とともに市町村の産学官連携について、現状を把握するとともに、市町村の職員のネットワーク委員会の出席を要請しております。県内産学官の一層の連携を図って、事業の達成化につなげてまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。

**○内村主査** 説明が終わりましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

**○鳥飼委員** 委員会資料のほうから、この資料はフードビジネス課の、また後でお尋ねしますが、総合政策課の9ページ、委託料ということで4,597万円、4,446万円支出で、150万が不用額なんですけど、委託料ということでここに掲げてるんですけども、委託事業の内訳といいますか、件数っていうか、大まかで結構なんですけど。

**○金子総合政策課長** 委託料でございますけども、合計で7件やったところでございます。そして、不用額が139万ほど発生しておりますけども、予定していた事業の中止でありますとか、入札残という形で出た執行残でございます。

**○鳥飼委員** 予定してたのは7件でよかったんですか。当初から7件で、7件は結局委託をして、その中で事業の中止とかいうのが出てきたということで、ここでは不用額が出てきたというような理解でしょうか。

**○金子総合政策課長** 予定していた事業の中の一部について、中止をしたというところがございます。当初の予定は\*7本でございます。

**○鳥飼委員** 7件の委託料の最高額と最低額は。

**○金子総合政策課長** 最高額につきましては、\*ディスカバー宮崎の展開事業ということで、429万円ほどでございます。最低額は、フードビジネス創出の可能性調査で9万7,000円ほどでございます。

**○鳥飼委員** わかりました。

次に、こちらの資料のほうで、総合交通課、負担金・補助及び交付金で7,656万円の繰り越すと、不用額は2,170万円という説明がございましたが、これまでも委員会の中で、指摘があるんですけど、現状、結果として、JR都城と宮崎南駅は現在どんなふうになってるのでしょうか。

**○奥野総合交通課長** 不用額といいますか、南宮崎駅と都城駅のバリアフリー工事の関係です。その分が繰越額ということで、7,656万というふうに上がっておりますが、現在の状況は、南宮崎駅、都城駅、ともに来年の3月の工事完成を目指して、今、工事中でございます。

**○鳥飼委員** わかりました。都城のほうを先に始めて、南宮崎駅が後だったというんですけど、本年度ということで。

次のページの、19ページに、商業振興費、1億8,200万円というのがありまして、これは何か協議会、名前は忘れちゃったけど、委託を出しているのかなとは思いますが、事業概要と、その支出が適正であったかどうかというのはチェックをされてると思いますので、そのあたりの説明をお願いします。

**○奥野総合交通課長** ここに上がってます商業振興費につきましては、運輸事業振興助成交付金制度というのがございまして、これは、実は昨年度まで商業支援課のほうで担当していたものが、ことしの4月から総合交通課のほうに移

※44ページに発言訂正あり

管されてきたものでございます。

これは、内容としましては、県のバス協会と、あと県のトラック協会に交付金を出す事業でございます。ちなみにバス協会が、額を申し上げますと1,309万6,000円、それからトラック協会のほうに1億6,891万4,000円の交付金の事業をしております、それぞれの協会におきまして、例えば、緊急物資の輸送体制の整備をするとか、あるいは交通安全対策とか、あるいは自動車交通の公害対策、そういったサービス改善事業にも使われておるといところでございます。

この事業推進状況につきましては、協会に行きまして、県のほうで監査とかはしております。

**○鳥飼委員** 商工から降ってきて、実際仕事はしないけど、総合交通課に上がってきているという理解ですね。それで、監査なりチェック体制については、リスクのチェックは、総合交通課が行かれてる。どんなふうに行っているのか。

**○奥野総合交通課長** 昨年度は、年度中、商業支援課のほうで指導していったと思います。今年度に入りまして、決算といいますか、細部の確認を私たちのほうでさせていただいております。

**○鳥飼委員** わかりました。それでは、主要施策の成果報告書についてお尋ねします。

これの16ページ、総合政策課の中で、地産地消ということがありまして、「広い意味での地産地消」というふうに書いてあるんですけども、これが、私はインパクトに欠けるといいますか、例えば、自動車は宮崎県でつくってないから地産地消だけになるわけですけども、自動車も宮崎県でもつくれんじやろうかっていうのが、県の行政の立場で、タイヤだけでも——それをやっぱり県民の皆さん方にいかに理解していただくということも、この県の政策なり総合政策のい

ろんな事業を進めていく上で非常に大事なことだと思ってるんです。そういう意味では広い意味での地産地消という形をずっとやられてこられてるんですが、この地産地消ということでやって、それは地産地消やないやろうという説明をしたほうがインパクトがあるんじゃないかなというふうに私は理解してるんですけども、その考え方を聞きたい。

**○金子総合政策課長** 従来から地産地消のことに関しましては、いわゆる農林水産物の地元の消費拡大という趣旨でつくられましたところでございます、それとの区分けといたしましうか、さらにもうちょっと広げようということでありまして、エネルギーでありますとか、あるいは公共交通機関でありますとか、さまざまな広い分野での地産地消、地元商品あるいはサービスの愛用をしていこうというふうな形で呼びかけているところでございます。委員御指摘のとおり、「広い意味での」という部分がどうも、やはり言葉としてのインパクトに欠けるというのも否めないというふうに、私どもも思っているところであります。

それから、やはりこれ、大事なことは、そもそものきっかけでございますけども、宮崎県の県際収支を見た場合に、要するに県外で生産されたものを県内で消費している割合のほうで非常に大きくて、いわゆる赤字構造になっているということでもあります。それから、従来から言われてきておりますとおり、農産物につきましても、比較的素材提供型というんでしょうか、そういう構造がありましたので、きっちりまずは地元の資源を使って付加価値をつけていくという、そういった産業活動というんでしょうか、それがまず大事であるというふうに思っております、それを今度は外に売っていくぐらいの

形で、県際収支の赤字構造の改善までつなげていきたいというのが大もとの狙いとしてはあるところがございます。委員御指摘のとおり、県内においてきっちり付加価値をつけていくということが、本当に大事なことだと思いますので、今後ともそこ辺の趣旨については徹底してまいりたいと思っております。

**○鳥飼委員** 以前、鳥取県知事をしていた片山さんにお聞きしたんですけど、知事になったとき何を考えたかといったら、鳥取県でどれだけのものをつくれて、皆さんに使ってもらってるのかと。やっぱり自動車をみんなは買いますが、東京やらよそで、県外でつくった車を使わざるを得ないというのが、現実であることは、これはしょうがないなど。そういうふうを考えていくと、やはり宮崎でできたものを宮崎県民が使う、これは今言ったように、農林水産業だけじゃなくて——そういう意味でこの地産地消という言葉遣いで、もうちょっとインパクトのある、発信力のある表現をしていただければいいんじゃないかというようなことを前々からお尋ねしています。

それから、秘書広報課にお尋ねします。県のホームページの維持管理というのは、現実的にどういうふうな運用といたしますか、やっておられるのか。これまた以前もお聞きしたことあると思うんですけど、かなりの労力なり、日数をどうやってチェックするのか、非常に大事なことがいっぱい入っているので、そこ辺をお尋ねします。

**○藪田広報戦略室長** ホームページですが、まず、決算額につきまして、24年度につきまして、ホームページの関連で約673万8,000円ほどかかっております。その内訳と管理のあり方ですけれども、まず、ホームページを作成するに

当たりまして、職員が利用しますホームページの情報掲載システムというソフトがございます。そのシステムの保守管理で約200万ほど、これは委託ということで、業者に委託しておりますけれども。それと、もう一つが、職員がそのシステムを使って実際にホームページを作成するわけですけれども、専門的な分野もございまして、ヘルプデスクを設けております。そこにいろんな問い合わせをして、作成であったりとか、修正になったときには聞いていただくと、相談していただくと、そのヘルプデスクを設けておりました、これも委託をしておりますけれども、この分野に322万ほど費用がかかっているところがございます。そのような形で、職員がホームページをするときには相談を受け、なおかつ各課がつくったものを最終的に広報戦略の職員とヘルプデスクの職員、これは常駐しておりますので、この職員でチェックをしてホームページに掲載しているというシステムになっております。

**○鳥飼委員** 各課これをホームページに載せたほうがいいかどうかというのは、各課で検討するということになるんですか。

**○藪田広報戦略室長** 委員のおっしゃるように、基本的には各課のほうで、それぞれがホームページに掲載すべきものを判断していくということになっておりますが、広報戦略室になりまして、できるだけ情報発信の機会をふやしていくということで、例えば、パブリシティ活動の一環で、県政記者クラブのほうに発表を投げ込みをしますけれども、私どものほうとしては、単にそういう投げ込みをするだけではなくて、同じものをやはりホームページのほうでも情報を発信してくださいというような、こちらから呼びかけといたしますか、そういったことはしてお

ります。

○鳥飼委員 情報掲載システムに掲載するときまでは、職員の方がされると思うんですけど、それは、そんなに大きな負担ということでもないわけですか。

○藪田広報戦略室長 職員にとって、やはりちょっと専門的な分野もございますので、最初の取りかかりの部分っていうのは、やはり難しい部分もあるかと思いますので、毎年度、この情報掲載システムの操作研修というのをやっております。そこで、初めてそれを扱う方について研修を受けていただくというふうなことをやっております。

○鳥飼委員 わかりました。次に、総合交通課の21ページの「未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造」というのがありまして、これは1,800万、決算が1,600万ということのようですが、このことについても何回かお尋ねしたと思うんですけども、23年度からスタートしたんですよね。実際的にはこれが今進化をしている状況と思うんですけども、そのあたりの御説明をお願いします。

○奥野総合交通課長 この事業は、平成23年から取り組んでおりまして、平成23年度は13市町村が取り組みました。そして、平成24年度が14市町村でということで、この事業は市町村がコミュニティバスですとか、デマンド交通とか、そういった新しい公共交通に係る実証実験をする場合に補助をしてきたわけですが、この2年間の成果としまして、宮崎、都城、日南、西都、新富、川南、この6市町村に実際のコミュニティバス、あるいはデマンド交通の導入が実現したというような状況でございます。

○鳥飼委員 わかりました。総合交通課だけじゃないんですけど、ついでに申し上げます、「宮崎

市ほか13市町」という記載について、どうにかしてもらえないかなというのが、これは報告書に載せていただく側の希望としては、そういう記載だと想像できないですね。何団体というのがありますけども、これは総合交通課だけではなくて、たまたまここにあったものですから申し上げますけども——この未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業、非常に大事なことで、宮崎県には県内のバス事業をどうやって運営していくかということで乗り出したことで、大いに評価をしてるところですので、ぜひ今後も頑張ってもらいたいというふうに思います。

次に、中山間・地域政策課にお尋ねします。宮崎県市町村間連携支援交付金交付事業が28ページにありまして、ここに「人口減少、少子高齢化等の」ということで、いろいろ書いてありまして、これ、取り組みをしましたよというふうなことで書いてあるんですけど、どういう成果があったかというのはなかなか、見せていただく側にはわからないですね。例えば、「高千穂町外6市町村」とありますけども、高千穂町と例えば日向市とか、高千穂町と五ヶ瀬町とか、そんな感じになるんだろうと思うんですけども、そうした取り組みについて説明をお願いします。

○川原中山間・地域政策課長 1件が高千穂を含めた西臼杵3町と、諸塚村、椎葉村、この5町村が連携した形で地域おこししておりまして、中身としましては、民泊を活用した教育旅行の誘致・受け入れ事業等について、5町村連携して取り組んだというところに対しまして交付金を出しております。

○鳥飼委員 なかなか民宿は非常に注目を浴びてきてて、伸びてる場所なんですけど、この辺また説明してください。

○川原中山間・地域政策課長 実は、この事業は昨年度から始まった事業でして、これからということだとは思いますが、今後については、5町村それぞれ、まずはこの教育旅行受け入れに関しましては、ある程度の受け皿がないと誘致活動もままならないという部分が多いというふうに聞いておまして、まずはその受け皿づくりということで、5町村合わせて100とか、まずそういった受け皿をつくっていかうといったようなことで連携しながら、各町村それぞれまずは受け皿づくりに頑張ってくださいと。

それとあわせて、教育旅行は実は2年ぐらい前から活動しないともう間に合わないといったようなことで、これについても連携しながら誘致活動にも取り組んでいただくというふうに聞いております。

○鳥飼委員 ただいま言われました5町村の交付金事業予算は、どれぐらいですか。

○川原中山間・地域政策課長 これが、西臼杵3町村と、諸塚、椎葉、合計448万円でございます。

○鳥飼委員 ということは、予算の大半ということですね。わかりました。

それから、次のページの東日本大震災被災者受入応援事業ということで、これは緊急雇用基金を使っていますがということで、2,100万ですが、「中山間地域において今後も被災者の雇用を企業等に委託し」って書いてあるんですけども、これはどういう企業に委託をして、これ、年間通して11人になるのか、中身について説明をお願いしたいと思います。

○川原中山間・地域政策課長 これは、被災者のいわゆる就業支援という形で、中山間地域にございます業者さんに受け入れを委託してるものでございまして、具体的には11人を受け入れ

ていただいている業者さんにつきましては農業関係、それと地域づくり団体、それと漁業と伝統工芸品、8業者さんに11人の雇用を委託しているところでございます。

なお、通算就業年数につきましては、基本的には1年ということでございますけれども、中には途中で帰られたりとか、また、ほかのいい職場が見つかったりとかみたいなことで、通算しますと11人ということでございます。

○鳥飼委員 被災者の方は、例えば、災害救助法の適用地域の方とか、そういうような法的といますか、いろんな国が定められたものに準じた被災者ということですか、それとも自主的に避難をされた被災者ということですか。中身についてお聞きします。

○川原中山間・地域政策課長 この事業に関しましては、1つ目が災害救助法の適用地域が一つ、もう一つがそれに準ずる地域ということで、知事が認める地域ということで、これに関しましては国の災害対策本部等で人的・物的被害が出た地域ということで、この地域についても含んだ形で対象としております。

○鳥飼委員 具体的には、準じる地域の方もこの11名の中におられたということですか。

○川原中山間・地域政策課長 はい、いらっしゃいます。

○鳥飼委員 その内訳は。

○川原中山間・地域政策課長 例えば、\*茨城県でありますとか、群馬県でありますとか、いわゆる準ずる地域、茨城県が2名いらっしゃいます。あと群馬県、あとは、被災地域でございます。

○鳥飼委員 わかりました。これが11名の委託をされて、結局、災害救助法の指定地域もしくは

※52ページに発言訂正あり

は準ずる地域と、今、説明があったようなことで、やっぱりいわゆる自主避難者の方には適用されてないということですよ。わかりました。

じゃあ、続いて、フードビジネス推進課で。フードビジネス推進課はことし4月の設置でしたね。それで金額も、先ほど言われた何百万かということだったんですが、高等教育と、それから産学官連携については、従前は総合政策課で持っておられたんですかね。それで、移管をした理由っていうか、なぜフードビジネス課になったっていうのを。

○金子総合政策課長 当初、私どもの課で所管しておりまして、フードビジネス振興も私どもの課で構想策定等とをやったところでございます。

特に産学官連携っていう部分が、こういったフードビジネスの推進上、非常に重要な鍵を握っておられると思われまして。そして、新たにフードビジネスに力を入れていくという知事の方針のもと、この課を新設し、そういった中でフードビジネスの企画・運営の部分と、それから大きな産学官連携の推進、それを一つの課の中で対応していくと。課名はフードビジネスということで、なかなか産学官という部分が連想しにくいという、そういう面もあるかと思えますけれども、ただ、所管がフードビジネスに関する産学官振興だけではなくて、それ以外のさまざまな産業分野に係る産学官連携と高等教育を一体的に推進していこうという課で、そのような組織になったところでございます。

○鳥飼委員 あんまりすっきりしないね。何かそっち側に持ってけて、持っていかされてる気がするんですけども、高等教育、産学官連携もフードビジネスだけじゃないですよ。だから、フードビジネス課に持っていけば、結局、

産学官連携もフードビジネスに主力を置いてということになっていくのかな——そこら辺は十分考えて、業務の所管といたしますか、そこをお伺いしたいと、それは要望で答弁は要りません。

○金子総合政策課長 濟いませぬ、先ほどの委託料に関しまして鳥飼委員のほうから件数等のお問い合わせがあったんですけど、ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど、私、7本というふうに申し上げましたけども、全体で12本でございました。そういった中で、最高額につきましては、先ほど御説明しました東日本大震災の復興支援、これが1,581万4,000円でございます、これが最高額ということになります。

以上であります。

○内村主査 ほかにありませんか。

○凶師委員 事業成果報告の中に出てきてるんですが、東日本大震災の支援について、2つほど成果報告があるんですが、そのほかに具体的な事業展開があれば教えてください。

○金子総合政策課長 私どもの部は、総合政策課と中山間・地域政策課の\*2課だけでございます。

○凶師委員 この東日本大震災の支援については、今回の部局でも、また対応していると思うんですけど、その内容についてはお聞きはしませんが、トータルというか、総合的な支援について、どこか統括しているような、事務局とかそういう体制はあるんでしょうか。

○金子総合政策課長 これは、危機管理局のほう全体を統合しているところでございます。みやざき感謝プロジェクトという名称で、口蹄疫でいろいろお世話になったその恩返しということで基金を設けまして、それを全庁的に推進していく。その司令塔の役割としては危機管理

※54ページに発言訂正あり

局のほうで握っているところでございまして、私どもの部の2つの事業につきましても、その一環ということでございます。

**○図師委員** わかりました。

それは、総合政策部において、知事は瓦れきの受け入れができなかった、またこれからも継続的な支援をしていくというような意向を出されているんですが、総合政策部において、何か知事の肝いりといいますか、ここに重点的にやってくれとか、先ほど鳥飼委員も言われましたが、こちらの避難者についての支援を強化してくれとか、特に知事の意向が反映されている内容というのがあれば教えてください。

**○金子総合政策課長** やはり被災地の現実的なニーズで一番高いのは、やはり人的支援という部分がありまして、特に自治体の職員、カバーという形で、これはもう全国知事会等、あるいは市町村会等を通じまして、派遣要請というのが一番多いところでございまして、それにつきましても、でき得る限りの体制ということで、被災地あるいは市町のほうに県職を出している。まさにこれが一番の部分です。

それで、私どもとしましては、やはり先ほども言いましたように、復旧の進捗とともに、現地ニーズが変わっているということで、よりきめ細かなというふうにステージは変わってきていると思っております。私どもの課の事業は、NPO等に委託しまして、現地に実際に入り込んで、例えば、一つの例といたしまして、コミュニティーを補ってくれるNPOの立ち上げを支援したというふうな例とかもございまして。そして、被災地の物産と、それから宮崎の物産を組み合わせた形で、新たな産品を生み出す取り組み。あるいは、被災地に入り込んで、スポーツクラブの方々が現地でのスポーツイベントとい

いましょうか、交流活動をやるとか、民間のさまざまな創意工夫という形できめ細かに体制をとっております。そういった息の長いことであるので、うまく基金等を活用しながら、今後も時間の流れとともに風化することのないよう、今後も注意深く被災地に寄り添っていくような形の支援として、私どもの部としてもやってまいりたいと思っております。

**○図師委員** やはり今、現地での人的支援というの、今後も継続していただきたいですし、先ほども出ました被災者の受け入れと、やっぱり経済的支援、いわゆる就労支援というところも継続していただきたいと思いますが、先ほどの答弁の中にもあったんですけども、直接的な被災者の避難者と、あと自主的に避難されている方々、お子さんを育てていらっしゃる方々が、やっぱりこちらに避難して生活をされてる。「うみがめのたまご」の方々とも交流させていただいておることなんですけど、その団体の方の話をお聞きすると、やはりふるさとを捨てたとか、まだ親戚だけが現地に残っているのに、自分たちだけが逃げてきてしまったとかいうところで、今になって心のケアが必要になっている状況もありますので、こちらに来られてる方々は、就職ももちろんそうですが、暮らしを守っていく、また、個々の暮らしをサポートしていくということの視点でまた援助をしていただければとも思っておりますが、それはちょっと質疑には外れますので、意見として述べさせていただきます。

次、続きまして、中山間地域です。中山間地域の政策についてお伺いしたいんですが、非常にいきいき集落等も伸びておるようで、全部でもう112集落の認定まで来ているということなんですけど、この中山間の盛り上げ隊の活動ともり

ンクするところがあるかと思いますが、最近のいきいき集落の活動実績というのをちょっと教えていただきたいなど。

**○川原中山間・地域政策課長** 昨年度、新たに10集落を認定したところがございますけれども、10集落とも非常に住民の方々が一生懸命取り組んでいこうということで、活発な活動が見られているんですけども、例えば、昨年認定した中では高千穂町の秋元集落、そこはどぶろくをつくったりとか、秋元神社を活用したいいわゆる交流事業の実施でありますとか、そういったところ。あるいは、例えば小林の鳥田町集落なんかについては、休校となった学校を活用しまして、ちょっとやっぱり学校が休校になったということで、寂しくなったということで、地区の方々が何とかしようということで、いろんな名所を発掘したりとか、名所の看板をみんなで作ったりとか、民泊に取り組んでいこうといったような動きを始められたりとか、そういった形で、いろんな取り組みが現在見られているところがございます。

**○凶師委員** ぜひ今後も、いきいき集落サポートをお願いしたいところなんですけど、それに関連してですが、主要施策報告書の28、29ページの中にも中山間地域の地域創造支援とか、地域力磨き上げ応援等々、さまざまな角度からの事業を展開したというのはよく理解できる場所なんですけど、御存じのとおり、こういう事業が町なり、自治体が主催する、もしくは自治体が委託して主催するいろんなイベントとか、地域の行事に反映されているのはよくよくわかるんですけども、地域が主体ではなくて、だから、町とか自治体が主体となって、地域が主体となっているような行事、例えば盆踊りとか、地域の運動会とか、子供会活動とか、そういうものが

今どんどん消えていってるんです。ただ、残ってるところもあります。残ってるところは残ってるところでも、限界に近いようなそういう活動をされてるところもたくさんあります。これ、一旦消えてしまってもう復活はほとんど無理です。これが、毎年やってたのが2年に1回とか4年に1回とかいう話になると、間違いなく近い将来消えていっています。そういうものをいかに継続させていくかというのが大切なんだろうと思うんですけど、聞きたいのは、今言いました2つの事業、中山間地域等創造支援事業と、あと地域力磨き上げ応援とか、県単でやられている事業が、地域のそういう、細かなといえますか、本当にもしび的な存在になってるようなイベントとか事業まで行き届いているものなのかというのをちょっとお伺いしたいんです。

**○川原中山間・地域政策課長** この地域創造支援あるいは地域磨き上げ、これにつきましては、地域と市町村が協働した形で、いわゆる地域にある地域資源を生かした地域活性化に取り組んでいこうという取り組みでございまして、基本的には3カ年事業で、事業規模も割と大きい事業でございまして、ソフト、ハード、いずれも使える事業ということで、割と大き目の事業を対象にしたものでございます。

委員御指摘のもう少し集落に密着したということではございますと、このいきいき集落サポート事業の中で、1集落10万円という上限ではございますけれども、いわゆるもう本当、祭りのちょっとした経費でありますとか、あるいは集落道に花を植えたりとか、そういったいわゆる集落に密着したといえますか、本当に必要な小さい取り組みなんですけども、そこについてもこのいきいき集落のプログラムで一応支援なりお手伝いをさせていただいているところがございます。



○**図師委員** 理解できました。3カ年の事業ということではありますから、また大きなそういう事業とかイベントに適用していくということで、答弁としては集落サポートのほうをより充実してという話だったと思うんですが、以前もこのいきいき集落については質問させていただきました。そのときにいただいた答弁が、やはりほとんど県内の全地域を網羅できるわけですね。中山間地域に限らず、平坦部分もこの集落認定はできるという話をさせていただいたんですが、それをさらに啓蒙していく、周知していくという、何度も言いますが、力を入れていただければと思いますし、私たちが呼ばれて行く祭りなんかはほとんどこの事業までは手を挙げていないんですが、知らないがゆえにというところもあって、行くたびに私も宣伝はしてるんですが、こんなところをきめ細やかにこの集落事業を継続していくように、周知されていくように指導していただければと思います。答弁は要りません。

○**内村主査** ほか、ありませんか。

○**坂口委員** さっきの鳥飼委員のと重複するかもわかりませんが、この成果報告書の15ページ、「みやざき元気!“地産地消”」ですけど、ここにもともと地産地消事業っていうのを県政におきます取り組みとして、ここに掲げられているというところの目的、なぜ地産地消でやるのか。目的とはどんな具合に定めているのか。

○**金子総合政策課長** まずは、先ほど申し上げましたけども、宮崎の県際収支の改善というのがありまして、しっかり県内産も使える、それに付加価値をつけたらという部分を大事にしているということと、やはり宮崎のさまざまな地域資源、これにもう一回光を当てて、それを磨いて発信していく、そういった行政だけではな

くて県民全体で——基本のコンセプトはディスカバー宮崎、宮崎の再発見ということで知事が掲げられております。単にそれを運動論だけではなくて、やはり具体的な形で進めていくという形で、地産地消のさまざまな活動呼びかけておりますし、今年度は復興からの新たな成長に向けた基本方針も考えました。その中でも、やはり地産地消、地産外消という形で、やはり趣旨を広く呼びかけていくというような形で定めたところでございます。

○**坂口委員** それが手段と思うんです。目的は、県内の経済を拡大していく、結果として県民の懐を豊かにする、それが目的なんです。目的が達成できれば、手段はどうでもいいんです。だけど、どうでもいいけど、整理していけばおのずと決まっていく。物すごい広いです。際限なく難しいところまでありますね。やればいいことだけど、やるかやれないの難易度の差があります。全部やれるところから確実にやっていく、一番やれるのは公金の支出です。公金を出すときに、県内の人の懐に入れるんだっていう、一番大きいのは公共事業、ハード事業です。これは、やっぱり県内業者の優先とか、地産地消の精神とかってかなり具体的に取組んでますよね。でも、総合政策的にその方向を示してあげないとだめだと思うんです。県内でしか使えませんよ、どうしなさいよ、ああしなさいよって、法律とぎりぎりのところで、その人の判断の中でやっぱりどこまでやれるのとか、これはお願いですよ、これは指示ですよっていう境界線のないままに、それぞれ苦勞をされてますよ。そういった関連その他、現場を担当する人、あるいは入札、契約業務に携わる人。だから、こちらにやっぱりバイブルっていうか、マニュアルを示してあげることなんです。公共事業の発注

に対しての地産地消っていうのはこういうぐあいにやるんだ、下請は県内を使わせるんだよ、それは法的にはここまでやれるんだろうと。いろんなことをやって、それがやれないときに、県政の重大な推進をおたくに貢献させるための総合評価をやるんだと。だから、あんたのところは、どれだけ県内地産地消に貢献する施工体制で取り組んでいって、県内にこの工事で金をあなたの会社は落としてくれたの、そういったものをやっぱり客観的な評価基準というのは、僕は不可能じゃないと思うんです。中に、そういうことで使って県内にありませんよとかって、とてもじゃないけど経済的に成り立ちませんよってなったときに、そういったものをどう選別するか、そこが難しいわけで、それはできると思います。価格の設計単価、それから実勢価格の調査をやって単価を入れていくとか、それで、県内業者がいなかったということだったら、発注前に業者はいるかいらないか、機械はあるかないかということ全部発注者側は調査して、それに基づいて移動距離とか、そういうものを今度はちゃんと積算の中で積み上げていくわけですから、やろうと思えば的確にわかるんです。ただ、それが手に負えないだけです。人不足とか法律、事務方、技術方の持っている知識、知見の違い、やっぱりこれは一つ整理しなきゃもったいないな。それは、やっぱりそういった県政の重大推進の方策にしっかり協力しようとするところには、やっぱりそれなりの評価をしてあげて、県政の思惑どおりに金貸ししていって、その金が末端に、何ていうんですか、波及していくようなやっぱり発注・受注体制をつくるっていうことが、僕は総合政策に一つ必要だと。

そのほかにあらゆる広聴活動、きのうは総務のほうで印刷代の高い安いが出ました。単価契

約、安いのは34円の契約もあるんだという事例も出ました。でも、34円でとったところがどうなるか。1万枚ぐらいの大枠でとって10枚、20枚しか——その前に単価契約だったんです。単価契約というのは、この会社、何枚出すかなという、これも余計、1枚の何ぼでやりますという大きなばくちですからね、そういうものをして事前にこれは大体年間何枚から何枚の間発注できますよ、予定ですよっていうことでやる。そして、単独事業なら、またそのときの契約の中に何枚から何枚の間ということでの見積もりの単価契約をやって、そこで適正な競争をさせていく。懐が豊かになることが目的だったら、会社倒産させたらだめです。安いほうがいいんです。少しでも執行のときに支出を抑えようなんていうのは、それは公金の支出としては余りにもったいないです。そういったものを1回総合的にやっていって、それで、広い意味でのとか、本格的に全庁的に取り組む地産地消だということは、僕は言えるんじゃないかなと思うんです。

ですから僕も、荒っぽい、大ざっぱな言い方ですけども、何かそういったところを1回整理を、総合政策部によってやっていただけないかというのを、それは不可能なのかなっていうか、ここ、検討の余地はないのかなっていうところは、これはもう部長にお聞きするしかないもんですけど、方向的なものをぜひお願いしたい。

**○土持総合政策部長** おっしゃるとおりでございますが、庁内の本部をつくってそういう対応をそれぞれの各部、セクションごとの考え方を、ある程度持っているとありますが、委員御指摘のとおり、それがもっと全庁的に共有されて、対外的にそれが出ていっているかということにつ

いては、確かにまだ十分ではないのではないかと  
いうふうに理解しております。おっしゃった  
ことを踏まえて、今後どういうふうに対応す  
るか検討していきたいと思えます。もうおっし  
やるとおり、まずは最低限の地産地消によりま  
して県内の経済を循環させていこうと。ただ、そ  
れだけでは限界があるんで、当然、この地産外  
消に力を入れていかなければいけない。少なく  
とも最低限の経済の循環ということで、積極的  
に取り組んでいかなければならないと思ってお  
ります。

**○坂口委員** 先ほどもちょっと触れておりま  
すけど、公共事業が一番わかりやすいかなと。先  
ほど、眠ってる価値っていうものを顕在化させ  
ていって、それを付加価値として経済に波及さ  
せるんだと、眠ってるものの一つに、例えば土  
の中に石があります。石は砕いたら骨材として  
使えます。このためには、例えば硬度とか、比  
重とか、色とかいろんなことがあります。それ  
を、今、生コンクリート屋さん、この宮崎県内  
で掘った石を使ってくれといったって、しかし、  
県外の真っ白できれいな石と、構造物をつくる  
ため、ちょっと茶色っぽい石でも仕上がりは茶  
色くなる。でも、価格が一緒なら、白いのを検  
査官がやっぱり立派だなって、見た目でチェッ  
クすれば、業者さんはそちらを使わざるを得な  
い。でも、海の中に沈めるもの、土の中に埋め  
るものを色なんて関係ないと思うんですよね。  
だから、そのためにはやっぱり合理的な設計の  
基準とか、特記仕様書の中に、仕様をしっかり  
発注方も入れてやっていこうという。ただ、や  
っぱり設計の時点でそれをしなきゃならない。ま  
た、それをするためには、一つには、国の公共  
事業ではNETISというところに掲載されな  
いと、そういった資材、骨材、工法は使えない。

宮崎は、推進機構に工法を入れれば使えます。  
それをコンサルタントに全て、宮崎はこうい  
う方針でいくんだから、NETISよりも推進機  
構の工法なりを優先してくれ。これは地産地消  
の精神が入った仕様なんだということで、コン  
サルさんに絵を描かせる。業者さんは、それ  
に的確に応えながら施工する。そこらあたりから  
やっぱりやっていかないとだめだと思っ  
ます。これは、県土整備部の、あるいは公共3部  
の部でも単独では無理だと思うんです。総合  
的にやっぱりやっていって、そこで方針を出  
して決めて、その方向でいくぞ、そういった公  
共事業については。

同じようにソフト部門においても、例えば、  
いろんなソフトなんかのプログラムとかありま  
すよね。こういうものでも、ジョイントベン  
チャー組ましてもいいじゃないですか。大手  
に対応できるぐらいのベンチャー。そこで、資  
本金力があって、しっかり最後まで履行でき  
るとか、その事業を運営するだけの担保を見  
せてくれと。それで心配なければ、ノウハウ  
がよければコンペ方式なり、あるいはそうい  
った総合的な評価から、その人のほうが効  
果はあるとなれば、そこをやっぱり契約をし  
ていく。

安かろう悪かろうだけじゃありませんよ  
っていうのが、この地産地消の究極の目的  
で、県民の懐を豊かにしていく。そのこと  
で、県の経済に活力を持たせて人もふや  
せていく、雇用もふやせていく。そこと  
思うんです。そんなに手段に目を向ける  
んじゃないかって、目的はこうなんだ、  
そのために必要な手段はこれだとい  
うことを、ぜひこれは要望なんですけど、  
全庁的にやっぱり検討していただければ  
と思っています。

**○金子総合政策課長** 先ほどちょっと委員  
さんが御紹介した公共事業についてのお  
っしゃる下

請の活用、あるいは建設資材、そういった努力目標、公取のいろんな関係等がありまして、強制はできないという任意の動きにとどまっているのが現状でありますし、あと、御紹介いただいた砕石につきましても、九州を並べた場合も、宮崎県の県内使用率が低いというようなデータもあるようでございます。

幾つかのやはりアイデアを今いただきましたけれども、もっと細やかな形で、おっしゃるように、究極の目標であります宮崎経済の活性化につながる方策というんでしょうか、あと県産材の活用でありますとか、まだまだエネルギー、バイオマス等もそうでありますけれども、やはり何らかの上向きに持っていくための方策というのは私どもが事務局を担っておりますので、関係機関とも十分協議した上で、もっと具体的な形で次のステージに進めていくように努力してまいりたいと思います。

**○坂口委員** 今、公取と言われたけど、怖がらなきゃいけない部分もあるけど、そうじゃなくて総合評価方式っていう方式をとってるじゃないですか。それから、技術提案方式っていう安い人よりも高い人と契約できるやつ。品質の加工促進に関する法律ができています。会計法も今見直されようとしてる。総合評価方式っていうのは、公式な入札の業者選定なんかにおいて、その中に地産地消への貢献とか、県政に対する貢献っていう評価項目、高くてもそこと契約できるんですよ。公取がそこで何を言いますか。だから、そこを全部整理しないと、事務方がそんな思ってるのに、技術方はもっと怖がってますよ。会計検査院が来てから、そこを指摘されたらどんなん答えようと。そうすると、おのずとやっぱり守らざるを得ない、だから、広がっていかない。方向は出してるんです。土木も精

いっぱい努力していろんな知恵を出してますよね。そこんところでどこまで足を踏み出せるのか。そこらをやっぱり整理していただきたいということです。

**○永山総合政策部次長(政策推進担当)** 地産地消でほかの県の例で、思わぬものが県外に出てるということで、いろんな速記録あたりが都市部に出てて、そこで雇用が生まれている感じで、それをどうやったら地域で出せるかということで、中山間地域の女性の方々に速記録を起こす技術を教えることで、地域に相当なお金が入っていくというような事例も聞いておるところでございます。

委員がおっしゃるように、さまざまな法律上のことも含めて、さまざまな工夫で、どうやったら地域に落とせるかということの方向性で工夫をしていけば、まだまだやれることはあるというふうに思いますんで、御指摘にありましたように、しっかり総合政策部としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○坂口委員** 難しいと思いますけど、整理できる分だけでもやっていただく。雲をつかむような話ですが、お願いします。

**○井本委員** 今、坂口委員の話だけど、大変なことで、地産地消をやるというのも大変だろうなという気がするんですが、一応総合政策部ですから、やっぱり恐らく県の頭脳集団ということだろうかと思うんです。例えば地産地消に関して、何かのワークショップみたいなことはみんなで行われたことはあるんですか。

**○金子総合政策課長** それは、庁内の担当課での協議を一緒にやっておりますし、それから、これは民間の方々の企画委員会というのをつくっております、そういった中で実務的な打ち合わせをやっているところではありますが、や

はり例えば民間のほうは、特にそれぞれやっぱ縦のいろんな行事だけやってる、横でお互いこの行事とこの行事を組み合わせるともっとうなるよねみたいな話がある場に出たりしております、いろんな創意工夫っていうのは、やはりそういったワークショップ的な場の中で、知恵出しの場に出てくると思っています。

○井本委員 だから、それは民間のことですから、あんたのところはワークショップをやったかとは聞いておるんで、ワークショップをやったことはあるんですか。

○金子総合政策課長 通常の会議形式はやっておりますけど、いわゆる「玉出し」みたいな形でいいでしょうか、さまざまアイデア出しみたいな形の活発なやり取り、それをワークショップというんでしょうと思います。そういった形まではちょっと行っておらないのが現状でございます。

○井本委員 いわゆるコンセプトって気軽に言うけど、このコンセプトも軽いなっていう感じが実はしています。それだけのコンセプトでは、まちおこしはできません。もっと具体的に、もっと突っ込んだコンセプトを皆さんで創りあげる。いっぺんそういうことをやっていかないとどうかなという。それは、フードビジネスもそうなんです。フードビジネスが取り組む新たな課で一晩か二晩ぐらい集まっているいろんなアイデアを出し合って、そしてそれを突き合わせていって、できることは何なのか、できんことは何なのか。いいコンセプトは、結局、コンセプトっていうのは概念っていう意味じゃないんですよ。今まで使ってる意味合いの場合に、大きな新しい戦略っていうか、具体的なまちおこしとか、そんなふうな戦略っていうのをコンセプトって使ってますけどね。そういうふうなことをやってみ

たらどうかな、提案です。

それから、一つだけ、ソーシャルビジネス創出支援っていうのがありますね。このソーシャルビジネスっていうのは初めてここに出てきたのか、それとも以前から。

○金子総合政策課長 この事業をやりましたのは、平成23年度でございます。

○井本委員 それじゃあ、初めてですよ。23年、24年、前の年から始めててるんですね。

○金子総合政策課長 ええ、その前は地域ビジネスというふうな形でした。

○井本委員 具体的に7団体ってちょっと、例えばどんなものやってるんですか。

○金子総合政策課長 まず、虐待防止という関係で、いわゆる収入は古着回収でやって、それで虐待に対応するさまざまな研修事業やセミナーとか、そういったものをやるっていうのが一つのやり方です。それから、不登校とかひきこもりの方々に対しまして、居場所をつくってこうっていう形で、そこで例えばケーキをつくったり、それを販売することによって賄っていくとかいうふうな形であります。あるいは廃油をうまく利用した形で収入を得て、そこでやはり発達障害の方々の対策をしていくとかいうような形であります。

いかんせん、やはり入りの部分が、どうしてもビジネスというまでにはなかなかいかないというか、届かない部分がありますものですから、これにつきましても、今回、国の交付金があつてその部分は補えたんですが、やはりそれがなくても回っていくかということについては、ちょっと厳しいところがあるかなというふうに思います。

○井本委員 そういう子供たちやらを救うという部分もちろん大事にという目的なんでしょ

うけど、そういう民間の知恵と力をやっぱり用いようというところも恐らくあるんじゃないかと思うんです。そういう目的もあるんですか。

**○金子総合政策課長** もちろんこれは、全て民間団体の方々に対しての呼びかけとなりますので、なるべく交付金だけで支援するだけで、あとはもう創意工夫の部分は民間の方だけでやってもらおうという形でございます。

**○井本委員** どういう団体を選ぶかっていうのはなかなか難しいですよ。試行錯誤あるでしょうけども、これからの大事な仕事じゃないかという気がしますね。

**○川原中山間・地域政策課長** 先ほど鳥飼委員からの御質問に対しての私の答弁に関しまして、1点訂正をさせていただきます。

準ずる地域ということで、茨城県と群馬県ということで申し上げましたけども、茨城県は災害救助法適用地域でございました。

ほかには、東京は準ずる地域ということで、対象者がいらっしゃいます。

それと、補足ということで、委員のほうから自主避難者のお話が出ましたけれども、自主避難者につきましても、この当該地域であれば対象になるということでございます。

**○渡辺副主査** 報告書でお伺いします。28ページ、中山間のところなんですけど、移住定住促進に関してですけれども、まず、ここで書いてある東京での相談会、委員会、それから市町村の取り組みに対する支援と、それぞれ予算額が幾らかということと、市町村のこの「小林市外5市町」となってますが、ここは具体的にどこなのかを教えてください。

**○川原中山間・地域政策課長** 東京での相談会等に関しましては、決算額が約839万円でございます。

それと、6市町村に対しまして、金額としまして221万7,000円の補助金を支出しております。市町村名は、日之影町、日南市、西都市、綾町、五ヶ瀬町、小林市でございます。

**○渡辺副主査** 隣のページに実績値は、23年度、62、24年は63人って出てますけれども、これ、いつも県内の移住世帯数というのは、何をもちえて県内の移住世帯っていうふうにいるんでしょうか。

**○川原中山間・地域政策課長** これは、県や市町村のほうで相談窓口を設置しておりますけども、ここを利用したりとかということで、県や市町村が移住の実現に何らかの形で関与したという方々に対して、移住者ということでこの数を提示しております。

**○渡辺副主査** 市町村の窓口ということでしたが、県内の全ての自治体に移住促進の市町村の窓口があるのか否かということが1点と、24年なら24年の63人のうち、24年度の県のこの取り組みです。23年度の取り組みがあるかもしれませんが、こういう県が促進のために取り組んだ施策に、何かの相談会に来たであるとか、市町村の取り組みに参加をして来た方が、この63人っていう中に何人いるかというのがわかってるところがあったら教えていただきたい。

**○川原中山間・地域政策課長** まず、2つ目の63世帯につきましては、基本的には相談窓口、相談会等を訪れた方ということになるんですけども、実は、参考までに申し上げますと、県や市町村に相談があった件数が651件ございまして、それに対しての移住が実現した件数が63件ということでございます。

**○渡辺副主査** 県の事業として、ここで掲げてる取り組んだ部分に、参加であったり関与された方っていうのが、この63件の中に何名いるかっ

ていうのはわかっていますでしょうかということ  
です。

○川原中山間・地域政策課長 明確にどの、例  
えば、東京での相談会に参加した方という形で、  
県の事業にどれだけ関与された方っていうのは  
ちょっと、申しわけありません、はっきり内訳  
等まではわかりません。

○渡辺副主査 時間がないので最後にしますが、  
問題意識は、例えば、ここで既に、平成23年か  
ら26年までに200人っていうことは、平坦に計算  
すれば年間50人ということになるんでしょうが、  
既に23年だったらもう実績は超えていて、ここ  
で24年度の取り組みは書いてありますけれども、  
ある意味目標は達成しているということになっ  
てるんですが、後ろの文章だと「さらに取り組  
みを加速する」というふうに書いてありますけ  
れども、25年度は24年度よりもさらに厚目の対  
策を例えばとっているのか、それともこれと同  
じ水準の活動をしていけば、もう60人程度は  
いるっていうことになるという認識がそこにある  
のかっていうことと。

もう一つは、東京での移住相談会、多分、1  
回当たりの400万円以上っていうコストが、2回  
で八百何十万ですから、そう考えるとそこに、  
もちろん大きな機運をつくっていったら、取り  
組みの必要性っていうのはわかるんですが、そ  
の実績と見合う数字になっているのかどうかっ  
ていう部分の認識をちょっとお伺いをしたいと  
思います。

○川原中山間・地域政策課長 移住対策につ  
きましては、定住人口の増でありますとか、定  
住人口の増等によります経済効果とか、ある  
いは第1次産業の担い手といった形で、非常  
に大きな効果が期待できるっていうことで、  
今後とも積極的に取り組んでいきたいという  
ふうに考え

ておりまして、25年度につきましても、予算  
面におきましても、市町村への補助制度の拡  
充、これを行ったところでございます。

また、やはり情報発信が重要っていうこと  
で、ガイドブックでありますとか、ホームペ  
ージのリニューアル等を行ったところでござ  
います。

○渡辺副主査 相談会の開催が2回で800  
万以上のコストがかかって、また、参加者等  
も細かくはやりませんけれども、例えば高知  
県とか、かなり移住促進っていうのを県の柱  
にも据えて取り組んでいるわけで、言い方は  
変ですが、宮崎はこの程度いいということ  
なのか、より重要な柱として打ち出そうと  
しているのか、そのイメージがちょっと伺  
いできればというふうに。

○川原中山間・地域政策課長 済いません、  
さらに積極的に取り組んでいきたいという  
ふうに思っています。

それと、先ほどの移住相談会の費用対効果  
の部分でございますけれども、確かに多額の  
委託料ということになってはいますけれど、  
実は2回で240名程度の方が相談に見えら  
れております。中には、宮崎に移住したい  
といったようなことで、明確にその物価を  
頭の中に入れてこの移住相談会に来られた  
方というのはそんなに多くはいらっしゃら  
ないんですけども、漠然と移住を考えて  
いらっしゃる方で、一応行ってみようかな  
というふうに訪ねられた方も多数いらっ  
しゃるのではないかとこのように考えて  
おりますので、これにつきましては、今後  
とも積極的に情報発信ということで取り組  
んでいきたいというふうに考えております。

○内村主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 では、以上をもって総務政策  
の第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

---

午後1時10分再開

○内村主査 では、分科会を再開いたします。

○金子総合政策課長 午前中の凶師委員からの御質問で、東日本への支援ということで、当部の関係は2つのみというふうに答弁いたしましたが、私学で子供さんを受け入れたときに、授業料の減免措置をする場合だと、通例ですと3分の1は私学での負担になるんですけども、県が10分の10を出すというふうな制度を文化文教・国際課が有しておるということでございました。ただし、現実的な適用としてはまだないわけでございますけども、そういった制度もありますので、当部の関係では合計では3つということになります。

それから、人的支援のことで先ほど申し上げましたが、8月30日時点で、県から岩手、宮城、福島に20名派遣されておりますし、市町村からも18名という状況でございます。被災時から通算しますと、県職員で短期も含みますと延べ455人になります。さらには教職員、警察官、市町村職員という形で、合計いたしますと1,400名を超えるような人員が派遣されているところでございます。

そして、やはり現地のニーズといたしましては、災害復旧のための土木・農業系の職員、あるいは市町村全般の行政職員を回せるような支援をできる職員、そういった形の要請が来ているということでございますので、補足させていただきます。

○内村主査 これより生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行います。

平成24年度決算についての課の説明を求めます。

○松岡生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」の6ページをごらんください。中ほどの生活・協働・男女参画課の欄でございますが、予算額5億9,221万6,000円に對しまして、支出済額は5億8,839万4,887円で、不用額は382万1,113円、執行率は99.4%となっております。

次に、24ページをごらんください。28ページにかけまして、当課の決算事項別の明細を記載させていただきます。

それでは、(目)の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

27ページをごらんください。一番上の(目)県民生活費について、不用額119万5,174円であります。この不用額のうち、主なものにつきましては、(節)の上から2番目、報酬38万9,136円、中ほどの需要費24万252円、その2つ下、委託料20万2,043円ではありますが、これは非常勤職員の報酬に伴う執行残や啓発パンフレット等の購入、消費生活センター庁舎の清掃委託等に伴う入札執行残によるものであります。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、平成24年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の報告書の33ページをごらんください。人づくり3の「(1)男女共同参画社会の推進」についてであります。男女が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しまして、表の主な事業名のところになりますけれども、まず、「啓発資料整備」としまして、啓発パンフレットを作成し、広く県民に男



女共同参画への理解を広げるとともに、次の「地域で進める男女共同参画実践塾」としまして、地域のリーダーや市町村職員等を対象に研修会を開催し、推進体制の強化に取り組みました。

次に、「輝く女性応援」として、県男女共同参画センターに専門相談員を1名配置し、再就職や起業等にチャレンジする女性への相談事業等に取り組みました。

次に、「DV防止啓発キャンペーン」として、国の交付金を活用し、配偶者等からの暴力根絶・防止に向け、メディア等を活用した効果的な広報・啓発活動に取り組みました。

次に、新規事業の「理解と共感を広げる男女共同参画啓発」として、講演会の開催や条例等の制定に取り組む市町村への支援等に取り組みました。

34ページをお開きください。次に、「男女共同参画センター管理運営委託」として、男女共同参画社会づくりの推進拠点となります宮崎県男女共同参画センターの管理運営を特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構に委託しまして、県民への情報提供や啓発、相談事業等を実施いたしました。

なお、35ページの「施策の成果等」、これの一番下の⑤に記載しておりますが、女性の活躍の場を拡大するため、県の審議会等における女性委員の登用に全庁的に取り組んでおりまして、24年度末で登用率は45.7%となっております。

今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次の36ページをごらんください。(2)の「NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進」についてであります。NPOなど多様な主体が積極的に社会貢献活動に

参画し、協働が促進される社会を目指しまして、まず、「地域福祉等推進特別支援」として、国の補助事業を活用し、ボランティア活動に関する広報・啓発や、NPO法人の設立等にかかわる相談対応、研修会等の開催により、NPO・ボランティア活動の促進に取り組みました。

次に、「協働を実現するための「実務者・指導者育成」として、協働事業を企画・実践できる県職員の育成を図るとともに、次の「多様な主体との協働推進」として、NPO等から県との協働事業の提案を公募し、多様な主体との協働を推進しました。

次に、「新しい公共支援基金」として、国の交付金を活用し、NPO等に関する情報提供のためのポータルサイトの開設・運営や、市町村とNPO、企業等が協働して地域課題の解決に取り組むモデル事業等を実施いたしました。

なお、37ページの「施策の成果等」の④のほうに記載しておりますけれども、ことし3月に議会の議決もいただきまして「みやざき社会貢献活動促進基本方針」を策定いたしました。この基本方針に基づきまして、今後とも市町村、関係機関との連携を図りながら、多様な主体による社会貢献活動や協働の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次の38ページをごらんください。1の「(1) 安心して快適な生活環境の確保」についてであります。施策の目標として3つ掲げられておりますが、当課におきましては、一番上の丸になりますが、消費生活の相談体制が整い、必要に応じ適切な支援が受けられる社会を目指しまして、表にありますが「消費者啓発推進」として、県消費生活センターにおける講座等の開催や、啓発紙等による情報提供を行いますとともに、次の「消費生活啓発員設置」として、県

消費生活センターの都城・延岡支所に各2名の啓発員を配置し、悪質商法等による消費者被害の未然防止に取り組みました。

次に、「消費生活啓発機能等強化」として、国の交付金を活用し、消費者フェアや啓発キャンペーン等の開催により、相談窓口等の周知に取り組みました。

次に、「消費生活相談員等設置」として、県消費生活センター及び都城・延岡支所に計12名の専門相談員を配置し、相談者への助言や問題のある事業者への指導、あっせんに取り組みました。

39ページをごらんください。「商品表示監視サポーター設置」としまして、国の交付金を活用し、14名の監視サポーターを配置しまして、小売店舗等における表示の適正化等に取り組みました。

次に、改善事業の「相談しよう！」多重債務者対策」としまして、深刻化する多重債務問題に対応するため、啓発キャンペーンや講演会等を開催し、相談窓口等の周知に取り組みました。

次に、「消費者行政活性化」とし、国の交付金により設置した消費者行政活性化基金を活用し、メディア等を活用した広報・啓発や、市町村が行う事業への支援により、相談窓口の周知や機能強化に取り組みました。

なお、次の40ページ、「施策の成果等」の⑤になりますが、近年、高齢者を狙った悪質商法等による被害が多発しております。こういった背景も踏まえまして、より一層高齢者対策としまして、社会福祉協議会との連携を強化しまして、啓発等に取り組むこととしております。

今後とも、県民の安全・安心な消費生活の確保に向け、相談体制の強化及び啓発事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、41ページをごらんください。2の「(2)安全で安心なまちづくり」についてであります。県民一人一人が防犯意識を高め、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会を目指しまして、「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進」として、保育園等へのアドバイザー派遣や、県民のつどいの開催等により、県民の意識啓発等に取り組みました。今後とも、市町村、関係機関・団体との連携を図りながら、地域安全活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

42ページをごらんください。(3)の「交通安全対策の推進」についてであります。県民一人一人の交通安全意識が高まり、交通事故のない安全で安心な社会を目指しまして、「交通安全啓発活動促進」として、各季節ごとの交通安全運動期間を重点に、メディア等を活用した効果的な広報・啓発に取り組みました。

なお、一番下のほう、「施策の成果等」の④に記載しておりますが、本県は後部座席のシートベルト及びチャイルドシートの着用率が全国でも下位レベルにあります。こういったことから、「全席シートベルト・チャイルドシート着用の推進」、これを安全運動の重点に追加いたしまして、啓発等に取り組むこととしております。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後に、監査結果報告について御説明いたします。

恐れ入りますが、「平成24年度決算特別委員会資料」のほうに戻しまして、38ページをごらんください。生活・協働・男女参画課における注意事項の欄になります。1点は、生活・協働・男女参画課における「業務委託契約書の作成の遅れ」、もう1点は消費生活センターにおける「通勤手当との調整誤りによる旅費の支給不足」、

この2点について注意を受けたところであり  
ます。今後、このようなミスが起こることのない  
ようチェック体制を強化しまして、再発防止に  
努めてまいりたいと考えております。

生活・協働・男女参画課の説明は以上であり  
ます。よろしく申し上げます。

**○菓子野文化文教・国際課長** それでは、文化  
文教・国際課の歳出決算状況について御説明い  
たします。

お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」  
6ページをごらんいただきたいと思ひます。上  
から8段目、文化文教・国際課の欄でございま  
す。予算額82億5,333万円に対しまして、支出済  
額は82億4,205万7,131円でございます。この  
結果、不用額は1,127万2,869円となり、執行率  
は99.9%でございます。

同資料の30ページをお開きいただきたいと思  
ひます。文化文教・国際課の決算事項別明細で  
ございます。

(目)の不用額が100万円以上のものについて  
御説明をいたします。資料の31ページをお開き  
いただきたいと思ひます。まず、上から6段目  
の(目)計画調査費でございます。不用額が120  
万4,265円となっておりますが、これは入札残に  
伴う委託料の減及び経費節減による需要費・旅  
費の執行残が主なものでございます。

続きまして、次の32ページをごらんください。  
上から3段目の(目)事務局費でございます。  
不用額が912万3,903円となっておりますが、主  
なものとしたしましては、下から2段目の(節)  
負担金・補助及び交付金の816万5,101円であり  
ます。これは、私立高等学校等就学支援金等につ  
いて、当初の見込みよりも対象生徒数が減った  
ことなどによる補助金の執行残でございます。

決算事項の説明は以上になります。

次に、平成24年度の主要施策の成果について  
御説明いたします。

お手元の「平成24年度の主要施策の成果に関  
する報告書」43ページをお開きいただきたいと思  
ひます。1の「(1)魅力ある教育を支える体  
制や環境の整備・充実」であります。

まず、表の「私立学校振興費補助」は、県内  
の私立高等学校、中学校、小学校を設置する学  
校法人に対して経常経費の一部を補助すること  
により、保護者の経済的負担軽減や、特色ある  
私立学校づくりに努めたところでございます。

次の「私立高等学校等就学支援金」は、平成22  
年度から公立高等学校の授業料が無償化された  
ことにあわせて、私立高等学校等の生徒に対  
して、県立高等学校授業料相当額を助成する  
ものであります。

続いて、45ページをお開きいただきたいと思  
ひます。2の「(1)文化の振興」であります。

まず、第17回となりました「宮崎国際音楽祭  
開催」事業であります。今回も10回の演奏会  
のほか、子どものための音楽会など、さまざま  
メニューで開催いたしまして、前回は上回る多  
数の御来場をいただきました。

次の「県立芸術劇場管理運営」事業は、平成18  
年度から指定管理者制度を取り入れておりま  
すが、第2期目となる平成23年度から27年度につ  
きましても、公益財団法人宮崎県立芸術劇場を  
指定管理者とさせていただいたところでござい  
ます。

また、「県立芸術劇場大規模改修」事業は、平  
成5年の開館から19年目を迎えました劇場の老  
朽化に伴う事故等を防止するため、年次的に補  
修・修繕を実施しております。24年度についま  
しては、舞台機構部品の取りかえ、舞台照明修  
繕等を行いました。今後も、緊急性や修繕内容

を十分検討しながら改修を行い、利用者の安全確保及び県民の継続的な芸術文化活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

次の「県文化賞」では、本県文化の向上・発展に顕著な功績を挙げた方を顕彰するため、学術部門で1名、文化功労部門において3名の表彰をいたしました。

続きまして、46ページをごらんください。まず、「若山牧水賞」では、歌人大口玲子さんの作品が受賞されました。この事業は平成7年度から実施しているものですが、回を重ねることによりまして、日本を代表する短歌文学賞の一つとして定着してきたものと考えております。

次に、「ミュージックランドみやざき展開」事業は、いろいろな場所やスタイルで気軽に楽しむ機会と発表の機会を提供することを目的に、県内のNPO法人を活用しながら、県内4市町村において音楽公演の支援を実施したところでございます。

次に、新規事業「みやざき芸術文化振興基金設置」でございますが、本県の文化振興を図るとともに、県立芸術劇場における事業を推進することを目的といたしまして、旧文化振興基金の内容を見直し、新しく基金を設置したものでございます。今後とも、基金の効率的な運用を図るとともに、有効な活用に努めてまいります。

次に、新規事業「地域の芸術文化環境づくり支援」事業は、市町村等が実施いたします地元密着したさまざまな文化事業に対して補助を行うものですが、24年度につきましては、6件の事業について助成を行っております。これからも、より多くの県民の方たちに、さまざまな機会を通して文化に親しんでいただき、心豊かな生活の実現につながっていくような文化関係事業を進めていきたいと考えております。

次に、48ページをお開きください。3の「(3)国際化への対応」でございます。

まず、「外国青年招致」事業であります。これは通称「JETプログラム」と呼ばれているものでございますが、アメリカ、韓国、シンガポールから3名の国際交流員を当課に招致いたしまして、国際理解講座などの交流活動や、通訳・翻訳等の業務を実施したところでございます。

次に、改善事業「国際理解・国際交流促進」事業は、国際交流員等が県内の学校を訪問して、国際理解講座等を実施し、国際理解の促進を図りました。

49ページをごらんください。まず、「多文化共生地域づくり推進」事業は、公共財団法人宮崎県国際交流協会に委託している事業であります。地域住民と外国人住民とがともに地域の一員として協力し合う他文化共生社会づくりを進めるため、普及啓発事業のほか、在住外国人の支援事業を実施いたしました。

次の「外国人も暮らしやすい地域づくり」事業は、宮崎県住民生活に光をそそぐ基金を活用した事業でございます。都城市及び公益財団法人宮崎県国際交流協会に委託いたしまして、外国人の生活環境づくりなどの事業を実施いたしました。

50ページをお開きください。「東アジア民間交流促進」事業では、芸術、文化、スポーツ等の分野で活動している本県と台湾の民間団体に、相互交流に向けた話し合いや視察等を行っていただき、草の根レベルの交流促進を図ったところであります。

次の改善事業「アンニョンハセヨ！少年少女国際交流」事業は、韓国の児童生徒の受け入れ及び県内の児童生徒の韓国派遣を行いましてホームステイや文化施設等の視察によりまして、

お互いの文化や伝統などを理解し合う相互交流を実施しております。

次に、「海外技術研修員・留学生受入交流」事業は、本県出身ブラジル移住者の子弟2名を留学生として宮崎大学に受け入れたほか、モンゴルから1名を研修員として都城工業高等専門学校に受け入れました。修学・研修の機会を提供するだけでなく、交流事業や地域行事への参加を通じて、県民との交流や国際理解の増進を図ったところでございます。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、「国際感覚豊かな人づくり」や「多様で身近な国際交流・国際協力」、「多文化共生社会づくり」を推進してまいりたいと考えております。

主要施策の成果についての説明は以上でございます。

最後になりましたが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

文化文教・国際課は以上でございます。

**○田村人権同和対策課長** 人権同和対策課の決算状況等について御説明いたします。

「平成24年度決算特別委員会資料」の6ページをごらんください。上から9段目、人権同和対策課のところでございます。予算額1億3,810万6,000円に対しまして、支出済額は1億3,758万4,381円で、不用額は52万1,619円、執行率は99.6%となっております。

次に、34ページをお開きください。当課の決算事項別の明細であります。(目)の不用額が100万円以上のものまたは執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

「平成24年度主要施策の成果に関する報告書」

の52ページをお開きください。3の「多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会」の「(4)人権意識の高揚と差別意識の解消」についてであります。一番上の「みんなで築く人権啓発推進」事業により、人権啓発強調月間や人権週間に置ける集中啓発等を行い、その下の改善事業「人権ハートフルフェスタ」事業によりまして、人権に関する詩の朗読や音楽を通じまして、感性と理性に訴えかける新しい形式の啓発を行っております。さまざまな啓発事業を通じて、多くの県民の方々に御参加いただき、県民の人権尊重の機運の醸成を図ったところであります。

53ページをごらんください。一番上の「宮崎県人権啓発センター」事業によりまして各種の研修会やセミナーの開催、講師の派遣、研修用ビデオの貸し出し等を行い、啓発・研修の推進に努めたところであります。今後とも、一層の工夫を凝らしながら、人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

その下の「えせ同和行為等対策」事業であります。「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因の一つであります。アンケート調査やリーフレットの配布、新聞広告、講習会の開催等により、えせ同和行為を排除するための広報・啓発に努めたところであります。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

人権同和対策課は以上でございます。

**○甲斐情報政策課長** 情報政策課の決算状況等について御説明申し上げます。

「平成24年度決算特別委員会資料」の6ページをお願いいたします。一番下から4段目、情

報政策課のところでございます。予算額8億8,721万円に對しまして、支出済額8億5,057万5,143円、不用額3,663万4,857円、執行率は95.9%となっております。

次に、(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明を申し上げます。

36ページをお開きください。まず、(目)企画総務費の不用額594万1,491円でございます。この不用額の主なものは、まず、需用費の360万8,457円ですが、これは組織改編や庁舎の移転等に伴う県庁LAN設備の移設費用の執行残などによるものであります。

また、一番下の(節)負担金・補助及び交付金104万8,003円ですが、これは、インターネットを利用した手続において、なりすまし等の防止のため、通信相手の本人確認を行う公的個人認証サービスの事務の委託先であります財団法人自治体衛星通信機構に対して支払う交付金が、公的個人認証の手数料収入が増加したことにより、当初の予算額より減額されたことによるものであります。

次に、37ページをお願いいたします。(目)計画調査費であります。不用額が3,069万3,366円で、執行率は78.8%となっております。この不用額の主なものは、一番下の(節)負担金・補助及び交付金3,026万5,875円ですが、これは、主に携帯電話等エリア整備事業における国庫補助金の額の確定による執行残であります。

続きまして、平成24年度の主要施策の成果について御説明申し上げます。

「主要施策に関する報告書」の55ページをお願いいたします。1の「安心して生活できる社会」の「(4)情報通信基盤の充実及び利活用の促進」についてであります。主な事業の「携帯

電話等エリア整備」であります。これは、携帯電話等のサービスが提供されていない地域において、サービスを提供するための施設を整備する市町村に対し、国及び県が補助を行うものであります。平成24年度におきましては、日向市の1地区16世帯を中心に事業を実施しており、平成23年度から繰り越ししている分を含めると、35世帯のサービス未提供世帯の解消が図られたものでございます。

次のページ、56ページをお願いいたします。2の「安全な暮らしが確保できる社会」の「(1)危機管理体制の確保」についてであります。主な事業の「ICT業務継続計画構築」ですが、平成24年度は、ICT業務継続計画の全体方針編を策定するとともに、システム所管課が個別システム編を策定する際に参考となるひな型を作成いたしました。また、災害等により停電が発生した場合に、県庁LANの機能維持が図られますように、県庁LAN専用の非常用発電機を設置いたしました。

以上が、主要施策の成果でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

情報政策課の説明は以上でございます。

○内村主査 説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

○鳥飼委員 まず、委員会資料の37ページの負担金・補助及び交付金の3,026万5,875円の不用額ということで、額の確定による執行残ということですが、この主要成果の報告書では、55ページ、「携帯電話等エリア整備」で3,900万ということなんですけども、具体的にここの執行残、額の確定っていうのは予定してたのより予算が付かなかったのではないかと思うんですが、ちょっと御説明をお願いします。

**○甲斐情報政策課長** まず、主要施策の成果のほうのこの予算額は、これは24年度の現年度予算でございますが、委員会資料の不用額のほうは、これは23年度の繰り越しの分も含んでおります。3,000万ほどの不用額が出ましたのは、事業が確定しますのは3月なんですけれども、まず、その前の年度に事業の要求をいたしまして、国の交付金決定等が来るのが7月、8月になるんですけれども、それまでは具体的に設計がされていない場合が多いこととなります。例えば、携帯の鉄塔を建てるんですが、鉄塔の場所が確定していないので、その場所の地盤でありますとか、その機器なんかについて非常に大きく見積もるといふ、そういう傾向がございます。そして、事業が進んでいって終わったときには、通常1つの事業につき数百万から1,000万程度の不用額が出るというのが通例でございます。そういう額が確定したことによって、最初に見積もった額との差がこの不用額ということでございます。

**○鳥飼委員** では、主要成果の報告書について、文化文教・国際課。45ページの芸術劇場のことについて書いてあるわけですが、芸術劇場の現在についていいですか、働いている職員の方、県職派遣の方もおられると思うんですけれども、この内訳、県職員とか非常勤とかおられると思うんですけれども、お願いします。

**○菓子野文化文教・国際課長** 平成24年度でございますけれども、職員全体で25名でございます。県職員が7名で、それ以外の方がプロパー職員ということになります。これが、25年度になりますと24名になりまして、そのうち県職員が3名というふうに、県職員4名減にしておるところでございます。

**○鳥飼委員** 24年度、25名で県職員が7名です

から、プロパーの人たち18名ということで、従前は非常勤という形でやってたんですけども、前の理事長のときに、正職員化を図ってほしいというようなことを要望したんですが、現状をお聞かせください。

**○菓子野文化文教・国際課長** 従前は、非常勤という取り扱いでございましたけれども、現在、23年度から27年度まで指定管理者を入れております。その期間につきましては、その期間限定でございまして、期限つき任用ということになっております。

**○鳥飼委員** わかりました。継続をしてるということで、いろいろ非常に不安定な身分でしたから、いろいろ知恵を出していただいて、そういうことでやっていただいて、今後もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それと、次のページのみやざき芸術文化振興基金設置ということで、20億の基金ですけども、この基金の活用方法、これについてお尋ねしたいと思います。

**○菓子野文化文教・国際課長** 今、24年4月で20億円のみやざき芸術文化振興基金というのを設置いたしました。これの主要なものでございまして、まず、芸術劇場における事業、これはいわゆる指定管理関係の事業でございますけれども、大規模修繕、そういったものを含んでおります。また、その他の文化振興のための事業、県文化賞でございますとか、若山牧水賞、こういったもので使用する予定にしております。

**○鳥飼委員** 24年度は支出はなく、追加だけでしょうか。

**○菓子野文化文教・国際課長** まず、総額で1億1,059万円を使っておりまして、県立芸術劇場の大規模改修に1億150万、県の文化賞に257万5,000円、若山牧水賞等9事業に使用しており

ます。

○鳥飼委員 取り崩し型ということになりますけど、今後も文化面についてはこれを取り崩していくということですか。

○菓子野文化文教・国際課長 この基金の目的は、文化振興における安定的な財源を確立するという目的がございますので、取り崩し型ではございますけれども、文化振興面に使っていくというふうにしております。

○鳥飼委員 わかりました。

○丸山委員 今の関連で、文化振興基金は24年度でいけば、残金は大体これによると約18億円ということでしょうか。

○菓子野文化文教・国際課長 残金でございますけど、現在、18億7,800万になっております。

○内村主査 よろしいですか。

○井本委員 芸術劇場の青木さんの企画としてもおやりになるんですね。

○菓子野文化文教・国際課長 青木館長につきましては、財団法人芸術劇場は平成5年に設置しております、それ以来、いろいろ館長としても従事していただいております。今なお、国際音楽祭とか精力的に取り組んでいただいております、非常に感謝しているところであります。

○内村主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 ないようですので、以上をもって第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

---

午後1時52分再開

○内村主査 それでは、分科会を再開いたします。

各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が終了しましたが、総合政策部の決算全般について、何か質疑はありませんか。

○鳥飼委員 地産地消含めて総合政策部の役割というのは、県民の暮らしをどう安定的にするか知恵を出していくということだろうと思うんです。いろいろな取り組みを各部がやって、総合調整も含めて宮崎県の政策の取りまとめといいますか、引っ張っていくところが総合政策部というふうに思います。

それで、代表質問のときもそれを話をして、障がい者雇用について議論しました。そのときに、いろんな事業を展開する場合に、各事業課といいますか、そこが県政の柱である、例えば男女共同参画課がありますけど、男女平等の政策っていうのをどうやって進めていくのかということ、これは男女共同参画課だけの問題ではなくって、県庁全体の問題としてそれを進めていくということが、共通認識に立つということが大事だというふうに思うんです。それは、障がい者雇用でも一緒だろうと思いますし、そういう意味では、先ほど公共事業の入札の話もありましたけども、総合評価の中にそういうものを取り入れてきてるというのが一つあるだろうと思います。ですから、その部分がどうも弱いんじゃないかなという気がするんです。

以前に、もう五、六年ぐらい前になるんですけど、例えば、秘書広報課の業務の中で、MRTとUMKとやるわけですが、あるテレビ会社では結婚したら退職をするというふうに制度がなってるということで、これはおかしいんじゃないですかという話をしたこともあって、その後、改善はされたんですけども、そういう意識にやはり県庁全体でなっていないかと、ここは進んでいかないんじゃないかというふうに思う



んです。

地産地消についても、やはり先ほど申し上げたように、経済循環システムいうのを打ち出しておるわけですが、それがどうやって進められていくのかというのが、どうもスローガンみたいになってきているんじゃないかなというような気がするんです。そこを何とか進めていくというのが、総合政策部局の任務ではないかなと思うんです。

とりわけ、知事、副知事、部長というところにその認識が求められている。当然、課長のところで事業をしていくわけです。その頭が変わってないと、どうしても自分のところといいますか、所管する課、業務のところだけに目が行って、ここを効率的にやっていけばもう問題ないんじゃないかなというようになってるんじゃないかと、今、私、県の行政を見て思ってるんです。総合政策部として、これらの県政の柱としていろいろと、今言いましたようなことをどうやって日々の業務の中で具体化をやっているのか、各課の連携を含めてやっているのかというところについて、ちょっと漠然として答えにくいかもしれませんが、私が、なぜこれを問題にしているのかというのはおわかりだろうと思います。そのあたりをお尋ねしたい。

**○土持総合政策部長** なかなか行政の非常に難しいところの御質問でございます。本県の場合、いろんなテーマごとに各部連携してやらなければならないというときが、当然昔からたくさんございます。高齢化の問題など、いろんなテーマがございまして、それぞれを一番主管となる部局が、基本的にはそこを中心として動くというところで整理しておりました。

ただ、先ほど出ました地産地消等については、それぞれ各部、従来農政が中心に、いわゆる農

産物のほうでやっていたテーマ等もございまして、そういうものもございまして、そこをどう區別して、それぞれに役割を持っていくかということについては、非常に政策的な意味合いが強くて、各部それぞれ自分たちがやってきたことをもう一回統一してやるフードみたいなことについては、総合政策のほうでもって進めていくのかなという、これは枠として決まりはないんですけど……。

ただ、いずれにしましても、全庁的に意識を持って、それぞれの事業をそういう目で、視点で見ていくということは非常に重要なこととございます。ただ、現実的にはなかなかそれがうまく機能していないというのは確かにあるかというふうに考えておりますので、今後、そういうリーダー的な取り組みでいくかどうかということについては、確かに反省するところがあるというふうに考えておりますので、またそういう視点で、庁内の意識を充実していきたいというふうに思います。

**○鳥飼委員** 先ほど出ましたけど、県の予算が大体6,000億として、職員の人件費ももちろん入ってるんですけど、そのお金をどうやって県民の中に落としていって、そして、経済の活性化をする、所得を上げるということが県政に求められていることだろうと思うんです。その際にいろんな法律もあつたりいろいろしますけど、それはそれで判断をしていかなくてもはなりませんけども、その中でどうやったら県民の中の事業を活発化してお金を落としていけるのか。一定程度の効率化というのはもちろん必要でしょうけども、さっき出たように、余りに効率的にやって、それで県庁の財政が非常によくまりましたけど、県民の暮らしは悪くなりましたというようなことではやっぱり困るわけです。それ

は、もちろん知事が考えるべきことだろうと思  
うんですけど、知事が考えていくことを、やは  
り副知事、部長、課長、そういうところまで広  
げていかないと、それは実現しないわけです。

やはり地産地消というのは、そういう意味で  
はインパクトが弱いですよと、先ほど申し上げ  
ましたけども、やはり宮崎県でできたものをど  
れだけ宮崎県で使うのか、そして、やはり県民  
の方に使ってもらえるのか、こういうようなこ  
とに収れんをしていく必要があるんじゃないか  
なって思うわけです。なかなか難しい課題では  
あるんですけど、そこは幹部の皆さんというこ  
とで、やはりほかの部、総合政策部以外たくさ  
んあるわけですから、やはり一定程度意思を統  
一をしていただいて、県のいろんな行政目的に  
向かって推進していただきたいというふうに思  
います。

先ほどの繰り返しになりますけども、例えば、  
テレビ局の話をしましたけど、契約をするとき  
にそういう意識があれば、それは強制はもちろ  
んできませんけど、おたくのところでは辞めら  
れているそうですねと、それは話として出てく  
るわけですし、例えば、金融機関が宮崎に3社  
ぐらいあるんですかね、県の指定の取引金融機  
関は1つなんですけども、障がい者雇用のとこ  
ろでいけば、2分の1ということであれば、こ  
こがゼロであれば、指定金融機関ではないんだ  
つてことになるわけですから。それは、いろん  
な事業をやっていく中で、やはり意識的に取り組  
んでいただきたいというふうに思っています。  
これ、答弁要りませんけども、そういう問題意  
識を持っていることを申し上げておきます。

○坂口委員 大きいテーマが出たあとで、ちっ  
ちやい話になるんですけども、生活・協働・男  
女参画課の中に、NPOとかボランティアを育

成していると、新しい公共というので今後取り  
組んでいくと。いろんなことで、NPO等の育  
成を一つやっただと。そういった形で、いろん  
な受託をやっていただくことになりますね。NP  
Oに委託をして、中山間地域政策というのをやっ  
てられるんですけども、この計画じゃないん  
ですけど、そのちょっと小さい話ですけど、そ  
この委託料の算定の仕方、この事業にどうい  
った人が要るかというのを労務費から、そうい  
ったものから経費を積み上げられていって委託  
していくことになるんだと思うんです。経費の積  
み上げ方式の何か、それぞれ作業の見積もりを  
とって、これぐらいで何人要るか、そういった  
こと、それで、何らかで出されると思うんです。  
もしここで大まかに説明ができれば、その委託  
費の計算の仕方というのを教えてください。

○松岡生活・協働・男女参画課長 当課のほう  
では、主要施策の成果というところに新しい公  
共支援事業ということで、いろんな活用等を実  
施したんですけども、国からの交付金の10分の10  
でこれをやったところなんですけども、積算と  
いうよりも額が、どちらかといえば1,000万と  
か500万とかそういうふうな感じで、逆に国のほ  
うから提示されておりまして、それに基づいて  
事業者のほうに提案的に事業を組み立てていた  
だいて、その積算の中でその事業者がこういう  
事業をやりたいんだけどもということ、人件  
費が幾ら、事業費の関係が幾らになりますとい  
う積算をして、こちらが求めている限度額の500  
万に合わせていく。そういう提案型になってお  
りますので、ちょっと委員の言われたやり方と  
は違うんですけども、うちの課の場合はそうい  
う状況でございます。

○坂口委員 いや、それでいいんです。そうい  
うことを聞いたから、明確に答えていただいた

んですけど。

特に、例えば、この仕事をやるのに朝8時から5時まできちっという組み方はしないですよ。これ、1年間で何回やらなきゃいけない、そのたびに人間が1人要る。だから経費が、4年間、これを1年受託すると人件費が幾ら要りますよということなんですね。あその山に、調査があるたびに上っていくための移動のための交通費が幾ら要りますよ。それを受託しました。ところが違う事業のほうでも受託しました。1人の従業員が2つの事業をこなせることになるんです。うちの会社、人件費は半分で済むんです。だから、こういうのを合算経費っていうんですけど、そこらの工夫をやられているのかどうか。NPOが複数の事業を受けたときには積算根拠、本来違ってくると思うんです。やはりそちらの工夫が歳出に対しての、この経費節減の還付金の中に入っているのではなかろうかというので、国が示した事業費をもらって、それに絵を描かせるというんじゃ、ちょっと無責任過ぎる。自分がその中を精査して行って労務費をやって、ここは2つの事業を持ったら1人の人が2つ仕事をやってると思います。僕らは、ダブル給料っていうのはもらえないですよ。だから、そこら辺の工夫が、この歳出削減に対してやられてるのかどうか。

**○松岡生活・協働・男女参画課長** 当課の事業も含めまして、例えばNPO法人さんの中でも、宮崎市内、大きなところでは、かなり複数の課にまたがって、いろんな事業をやられております。そういった関係で、委員がおっしゃったように、1人の方が複数の事業に絡んでいると思いますので、そういった委員が言われたようなことは当然あり得る話なんですけども、実際は、それぞれの事業ごとに、各課の人件費等を積算

してやっておりますので、実態は委員が言われたようなコスト削減にはつながっていない部分は確かにあるかと思います。

**○坂口委員** それで、やっぱり契約のあり方としての確性を欠いていると思うんです。先ほど言ったよりはわかりやすいことなんですけど、道路工事なんかでは、一般管理費とか共通仮設費というのは、工事金額によって違ってきます。それをシビアに詰めていったら、金額が大きければ経費は物すごく合理化しているということで、経費率は薄くなってると思うんです。違う人が半日ずつやっても、労務費で0.5日の仕事を2カ所やってもそれで1.0日分にしかならないんです。そういうものですが、今度は朝の10時から夕方3時までだったら1日いないと、半日だけよこしてくれるその派遣会社が同じということで、本当に実態に合った経費の見方というのをやるんです。

だから、今言われたように、積み上げるときは予算だから、そこだけをとってその仕事やるという人、その積算をやっていかなければならなくなるけど、とったら実際、その人に人件費をどれぐらい入れてるのか、ましてNPOでしょう。だから、そこらはシビアにやっていけないと、僕はやっぱり公金の支給の仕方として非常に問題だなと思うけども、やっぱりNPOの数が余りにも少な過ぎるというのと、1つとったら2つ目の入札のときに、物すごく有利にいきますよね。極端に言ったら、同じところに同じ日程でいったら、旅費も半分で済むわけです。だから、そこらはどうやっていく。安かろう悪かろうで、そういうところにたくさん委託していけばぐんと安くできますけど、それじゃ育たない。だから、これもルールづくりが先ほどの地産地消じゃないけど、やっぱり要ると思うん

です。

だから、新しい時代に向かっているんですから、何を今後やっぱり整理しなきゃいけないのか、投資したお金が、それが自分らが目指す目的にどう的確に応えてくれるのか。そこらまで、何か感覚的なことしかうまく言えないんですけど、時代が変わってきてますよっていうことをちょっと言いたいです。新しいルールが要りますよっていうことです。答弁のしようもないでしょうから、もうそれでいいですけど、そこら辺を今後研究していただければと思います。

**○井本委員** フードビジネスの件で聞きたいんですけど、前のとき鳥飼委員も言っていたんですけど、フードビジネスを何で総合政策部に置いたんですか。そこにフードビジネスを置いた根拠は何かあるんですか。

**○井手フードビジネス推進課長** 委員おっしゃるとおり、6次産業化については農政水産部、そして近いところで農商工連携というのがあります。こちらについては商工業者のほうからしたいということで、商工観光労働部が所管をしています。

私どもが扱っているフードビジネスは、このほかにも観光誘客もありますし、農作業用機械をつくるなど、まさしく製造業の分野もフードビジネス振興構想の中に入ってます。これは、福祉施設の食料品の供給販売、この辺まで進めておりますので、全部局にまたがるところで振興構想を進めていただくと。どこに力を入れて、どこを優先的にやるかっていう司令塔の意味合いで、総合政策部として責任を果たしてまいりたいと思っております。

**○井本委員** 6次産業とはどう違うんですか。

**○井手フードビジネス推進課長** 6次産業は、基本的に農業者の方が、加工製造、販売まで広

げていくと。もしくは、先ほどの農商工連携のように、商工業者の方と連携、協定して自分のつくったものを加工するといったことが6次産業化の定義です。

フードビジネスという言葉の中からのものも含め、そのほかの、単純につくって別の人に売っているんだというのも、我々のフードビジネスの中に入っている。だから、包含をしている、もっと広い言い方で、我々はかさをかぶせてるというふうに思っております。

**○井本委員** フードビジネスのほうを広いって話ですよ。決算と直接関係があるか知らないんですけど、フードバレー——同じような政策やってますよね。ああいう構想みたいなものは、将来打ち立てるつもりはあるんですか。

**○井手フードビジネス推進課長** 今後のことなので、明確な答えができるかわかりませんが、フードバレー構想、熊本県はこれ、地域を限定して熊本県南部分での産業振興を策定してフードバレーという形であります。現時点で、我々は全県で推進をしていくということにしてまして、地域を限定してやっていくというふうには、今のところ思っておりません。

**○井本委員** わかりました。

**○丸山委員** ちょっと午前中のことで戻って申しわけないんですが、19、20ページに書いてある文章の中で、「就業構造基本調査」というのを5年ごとにやっているということで、国が10分の10して、県でやっていただいていることではあるんですが、この調査をやって、ただ各業種のバランスがこう変わったってだけのデータを各種行政施策に反映しますよってということなんですけども、具体的には5年ごとにやってみて本当に活かされているのか。例えば、今宮崎ではみやざき創造プランに基づいて、いろ

んな施策を打って、このプランを打ったら、宮崎でこういう産業を伸ばしていきたいという思いがあって、多分こういう長期計画になってると思ってるんですけども、その基礎調査をどう宮崎県としてはこれまで生かしてきたのか。今後、どういうふうに——この基礎調査っていうのは重要だと思ってるんですか。そういう意味で、総合政策っていうのは、宮崎県の何を伸ばすんだよっていうのを明確にしないで、ただ数字が出ました、ただ傾向が出ました、それを変えていくんだよと、宮崎はここを伸ばすんだよっていうのを明らかにしてほしいなと思うんですけど、そのあたりをどうなんでしょうか。

**○稲吉統計調査課長** 今、御指摘のとおり、5年に1回、この「就業構造基本調査」を調査してるわけですけども、就業構造基本調査はいわゆるその時点を捉えて、宮崎県の産業はどうなってるかということで調べていくわけでありまして、やはり宮崎県の中でも有業者が徐々に減っていると、あるいは派遣労働者、パートタイム労働者、こういった方たちがやはり徐々にふえてきてるといふ現状が、やはり商工労働部、そういうところに情報を提供する。その中で、宮崎県の雇用不況、そういう中でどういうふうに改善していったらいいかということについて、私たちはそのもととなるデータを正確に届けるといふ役目が第一義的にあるかと思っています。

そして、その中で、またさらに細かなデータについて、各担当部局からそういう、こういうところの状況がどうかということがあれば、さらに細かいデータのところを、ある意味加工、相談に乗って細かく提供していくと、そういう役目を現在担っているというふうに考えてます。

**○丸山委員** 昔は、名前は統計課だったと思う

んです。「調査」まで入りましたので、何で名前に「調査」が入ったっていうのは、もう少しデータ面での調査だけじゃなくて、5年前からこうなってきたっていうことを、どういうふうに、どういう施策を打ったなら、何も打たなければ、派遣労働がふえてたのに、宮崎県はこういう施策を打ったから、県としては少し派遣労働が少ないとか、そういうことがないと、目標がないと意味がないのかなというふうに思っておって、やはりしっかり統計「調査」というのが入りますと、調査して、できればそれを各部局に宮崎県としては、この創造プランを持っていますので、創造プランに基づくにはこういうふうにするべきですよっていうぐらい、ある程度部局を越えて、申しわけないけど、越権行為はしませんけど、ここが足りないからもう少し何か施策を打ってくださいねというようなことを、総合政策部がもうちょっと、調整するのが私は仕事じゃないのかなというふうに思っているんですけども、なかなかこの辺が、ただやっただけというイメージしか持っていないもんですから、それをしっかりやっていただければなということをお願いします。

**○稲吉統計調査課長** まさしく統計課が統計調査課になってちょうど10年になります。平成14年だったと思いますが、ちょうど10年目になりますので、そういう問題意識というのは、私たち職員の中でも、単に統計を出して、それをまとめてそれで終わりということではなくて、それをいかに加工して、各部局が求めているニーズに合ったデータということで、やはり報告書をまとめる中でも、よりかみ砕いた分析といいますか、そういう分析を今後やっばり心がけていく必要があるというふうに考えます。

**○金子総合政策課長** 関連して答弁させていた

できますけども、やはり統計調査課という形で、単に統計資料、ただ数値を集めるだけということじゃなくて、いかにそれを政策に生かすかということだと思ってます。

特に、やはり当県の産業構造の分析とか、あるいは付加価値をつけ切れてない状況とか、やっぱり本県の課題というのがそれで見えてくるわけでありまして、それに向かってどういうふう  
に政策を打つのかという形ということで、やはり地域産業をしっかりとやっていこうという形で、今、成長産業を初めさまざまな産業構造を変えて、高付加価値化に持っていこうというふうな、それはやはり統計データがあればこそです。それと、各県との比較と分析とか、そのような結果があればこそ我々は生かされると思っております。

さらには施策を打つ際も、いわゆる産業連関を回すことによって経済効果の算定とか、そういった形でもやはり統計調査課の役割を果たしてもらっていると思います。

いずれにしても、宮崎県の一番の課題は、この産業振興というふうに思っておりますので、引き続き統計調査課と連携して、そして、県庁全体も統計調査の数字をどう分析し、どう生かしていくかという発想で、県全体を運営してまいりたいというふうに考えます。

**○丸山委員** 調査をもっと生かして、できれば、昔はよくシンクタンクにお願いして、宮崎はこうやるべきだよと、やってた気がするんですけども、そういうデータをうまく生かして、シンクタンクとして——できれば県庁内で見るとはなくて、県、できれば県外のシンクタンクにもお願いして、宮崎県は一体何が足りないとか、それぐらいやるべきことをしないと、まさに3,500万という金額を出してしまして、これは

全部で掛ける47都道府県でやれば物すごい金がかかっている調査だと思ってますので、これを生かさない手はないと私は思ってます。そういう意味では他県との比較を含めて、県外のシンクタンクを生かして、どうすればこの宮崎県は伸びていくでしょうかという話までできる、そういうことをお願いできればなというふうに思っております。

**○稲吉統計調査課長** 一つの政策を検討する中で、実は昨年、この「県民共有・確かな統計基盤づくり」の中で、これも経済の問題について広く意見を聞くという場を設けてるんですけども、この中で、例えば宮崎財務事務所であったり、あるいは日銀の鹿児島支店であったりとか、それから労働関係でいくと労働局、あるいは時々九州経済産業局、そういうメンバーに入っていていただいて、宮崎県の経済が今どういう状況にあるのか、そういうことを、今、確認の段階ですけども、議論を重ねているところです。

こういうことを経済分析の中で、さらに私たちの知見としても深めていって、今後の施策に役立てていきたいというふうに考えてます。

**○坂口委員** ちょっと関連してですけど、以前はこの基礎調査っていうのは、僕の記憶が合ってれば、県単っていうのはあんまりなかったですよ。国のいろんな調査の委託を受けて、それに乗っかって、その中の数字を県が審査していくっていうか、そういう感じで——調査事業で、県単の事業の割合っていうか、金額というのはどんなんですか。大まかに、ここ数年間の流れの中では。

**○稲吉統計調査課長** 統計調査課のメインは、やはり国からの委託統計というのがありますので、これは全国一律に全ての都道府県の現状を把握するというところで、宮崎県も当然受託をす

るわけですが、県単ということで、比較分析を中心に、あるいは産業連関等であったり、あるいは県民所得であったり、鉱工業指数、IIPとってありますが、そういう県単の事業所の把握という部分で、経済の動向調査、こういうものもあわせて県の単独事業としてやっております。

○坂口委員 流れとしてはどんな流れ、昔はそういう頻度がちょっと少なかったような気がするんです。自分が勉強不足かもしれんですけど、今度はやっぱり新たな調査項目を設定して調査する——逆に頻度とか、調査対象をふえてくるような印象があるものですから、その流れというのは変わってないのか、それは変わってるのか説明をお願いします。

○稲吉統計調査課長 県単の事業としては、これまでとそう大きく変わってきてはいないというふうに思っていますが、ただ、今の、私たちの県単の課題の中で、やはり経済に関するいろんなデータの提供の仕方といいますか、さらに内容のあるものにしていきたいということで、毎月出してる統計データも、やはり裏づけなり、企業の動向なり、そういうものを今後、内容を充実して、せつかく県民の方なりあるいは事業所にデータを提供するわけですので、そのデータがやはり皆さん方が使えるような形で、内容の充実を今後検討していきたいというふうに思っております。

○坂口委員 それも大切なことだと思うんです。調査の大事な目標、それと同時に、やっぱり今よく言われるのが、競争ということだとか、分権とか、独自性とか、特性とか、日本一とか、そういう県政の推進の中で、よくそういったことを、宮崎は宮崎独特のことをやって、全国をやっぱり抜いていくんだぞっていう意気込み、

そういったことがあります。

そのためには、行政がつかむべき、一体どの方向に進めばいいんだ、今までどういったことをやってきて、それはどういう成果が上がって、間違ってるのか、間違っていないのかって、県行政自体が必要な基礎調査っていうのが出てこなきゃおかしいと思うんです。だから、ありきたりでは、僕はやっぱり今のカテゴリーっていうのは、先ほどからいろんなのが出てきてますけど、やっぱり県行政の今後の推進、方策なり、宮崎はこれから抜きん出るあるいはおくれる部門を取り返す、競争に勝っていく、そのために必要な調査っていうのはおのずと出てくるんじゃないかと、基礎調査の大切さっていうものを、そのことをちょっと確認したかったんです。こういう場合もある中で、これはやっぱり重きを置いてこられてるのかなと。

○金子総合政策課長 やはり県政の全体の指針として、総合計画というのがあるわけなんですけども、やはりそれを定めるに当たって、委員がまさにおっしゃるとおり、本当に県として何をすべきなのか、何がおくれているのかっていう部分をやっぱりきちっと集結をしていかないといけないと思っております。

ただ、過去の状況を見ますと、アンケート調査の程度ぐらいの域を出ておりません。なかなかまだきちんとした形が出てないというふうには、実は思っているところでございます。また、今の計画もやりかえる時期も近づいてきておりますし、まさに総花で何もかにもやれる時代でもありません。やはり宮崎県の強みをどう見出していくかっていうところが一番大事かと思っておりますので、そういった視点に立って、もう一度宮崎県の置かれてる今の産業、特に産業面の状況、それから、これから人口減とかそういう時

代を迎えていますので、その中で宮崎県のありようをどうしていくかっていう本当に大事なこの計画はそういうシステムを持っておりますので、ぜひそういう視点を踏まえて、きちんとした目標を定めていきたいと思えます。

○坂口委員 先ほど言いましたTPPにかかわって、全農家に将来に対しての考え方でそういった調査項目がありますね。こういう大がかりなものに取り組んで、スポット的にこの政策をやるために集約したり、しかし、部分的なテーマも必要な調査があるかもわからないけど、流れに柔軟に対応できるような県単での基礎調査っていうのはすごく大切だと思うんです。そこらのことはどう思えますか。

○永山総合政策部次長（政策推進担当） おっしゃるとおりで、宮崎らしさをしっかり出して、地域の競争に勝っていくためには、しっかりとした施策が必要だと思っております。そのためにやるべきこととしては、既存のそれぞれのデータをどう分析するのかということについては、まず独自のいろんな知識が必要だと思っておりますし、先ほど紹介されたTPPのこのように、しっかりアンケートを行うこと。あるいは、最近少し足りなくなってるものは、やっぱり現場まで職員が足を運んでしっかり話を聞くこと等を含めて、地域の実態がどうであるのか、産業の実態がどうであるのかということ把握した上で、施策を組み立てていく必要があるだろうというふうに思っています。その中で、委員から御指摘があったように、統計データ分析ということをもっと今まで以上に生かしていく必要があるだろうというふうに思っています。

○鳥飼委員 関連して、統計調査課になって10年たったということで、当時そういう議論をした覚えがあります。統計課から統計調査課になっ

て、じゃあ、どうやって分析するのかということですね。丸山委員から、県のシンクタンクという話があったんですが、以前は県が持ち出したこともあったわけですが、現状は、例えばみやぎん経済研究所っていうところもシンクタンクと言えるところありますが、また他につかんでるところありますか。

○稲吉統計調査課長 直接的にそういう日常的にやり取りしてる組織機関というのはないんですけど、例えばみやぎん経済研究所とか、あるいは国の財務事務所等については、それから労働局等については、毎月私たちが統計データを提供してますので、その提供データの中で、それぞれが各企業を回ったりしておりますので、その企業の方向なり、そういう企業の生産の状況について、やはりお互い情報交換ということで、現在は、例えばみやぎん経済研究所さんが持っておられるいろんな県内の企業の動向の見方といいますか、そういうことを情報としていただいている分もありますので、そういう意見交換というのは、日常的な業務の中では行っております。

○鳥飼委員 やはり皆さん自身がシンクタンクなんです。それはそれとして評価をするし、事業は推進している。しかし、もう一つそこで批判的に評価をするシンクタンクも必要ではないかなというような気がしております。それは、民間のシンクタンクと言えものなのかなと思うわけで、そこは少し欠けてる気がするんじゃないですかということで、耳の痛いことを言うシンクタンクをやはり要請、要請って言ったら語弊がありますが、ヒヤリングやったり、地方自治問題研究所は——そういうのをそうやって活用するっていうことも大事ではないかなということを申し上げておきます。



○井本委員 本当は自治体は、物の本を読むと、もう普通の民間会社と同じように経営していくような、そういう団体になつとるんだということが書いてありましたけど、本当に意識を変えないかん。皆さん方、総合政策部は、もう県のシンクタンクなんだから、もうとにかく経営していくんだという意識を持たんと、私は今後やっていけないんじゃないかな、そういう気がしています。

○渡辺副主査 済いません、大きな話の後に。ちょっと午前中の積み残しもあって、中山間の件ですが、先ほどちょっと答弁がなかったんですけども、市町村は全市町村に移住促進の窓口があるのかという部分について、答弁をお願いします。

○川原中山間・地域政策課長 大変失礼いたしました。全市町村に窓口は設置しております。

○渡辺副主査 移住相談会、東京での2回の開催で839万円で、ちょっともう一つイメージが湧かなくて、恐らく宮崎県単独で相談会を開いてるのではなくて、同じような取り組みをしている全国の自治体なんかと一緒に相談会ではないかと想像するんですが、1回当たり440万っていう費用がかかっているのは、ちょっと具体的に何日間、どういう場所でどういう相談会を開催しているのかという御説明いただきたいというのが、先ほど、年間2回の開催で240名の参加ということは、2回で839万円かかってれば、1人当たり4万円弱のコストがかかる相談会を開いているということにもなりますので、そこをちょっともう少し御説明をいただきたいんですが。

○川原中山間・地域政策課長 この830万の委託料をもう少し詳しく区分を申し上げますと、実は、3つ委託料の区分がございます、一つが言われました移住相談会、これが600万円。それ

と、現在有楽町ですけども、ここにあるふるさと暮らし情報センターに、ブース設置をしておりますので、ここに対する委託料っていうのが約120万。それと、移住関係の雑誌のPR広告等もやっておりますので、これが約100万ということで、実際、その相談会そのものに係る委託としては600万ということになります。

それと、この相談会の開催ですけども、去年は秋葉原のほうで、これは県単独で実施しているものでございます。単にいわゆる会場使用料なり、いろんな当日の設営なりあるんですけども、そのほかにこの相談会の開催を告知するための新聞広告でありますとか、そういった部分でのPR経費も含んだものでございます。

○渡辺副主査 秋葉原での単独での相談会っていうのは、何日間、どんな形で開催されたんですか。

○川原中山間・地域政策課長 それぞれ1日でございます。

○渡辺副主査 やり方は、多分職員の皆さん、工夫を凝らして委託をされた先での判断、事業として委託で出してこういう形でやったというのは思うんですけど、もちろん場所代等々っていうのはわかりますが、単発的にしかやらない相談会に、1日しか開催もしない、その1日の開催のために、さっきお話があったように、新聞だったりとかいろんな告知も打って、1回300万かかる。秋葉原は人通りも多いところですから、先ほど課長からも御答弁があったように、2回で240名の参加というのも、これを目的に来場された方なのか、周辺を通過して、あつてるというのに気づいて立ち寄った方なのかという区別も恐らくつかない形だと思うんですが、本年度予算も同等、同じような形のやり方で相談会をやろうという計画でしょうか。

○川原中山間・地域政策課長 従来の2回って  
いうのは同様なんですけども、東京で去年は2  
回、ことしにつきましては、大阪で1回やろう  
かなというふうに考えているところでございま  
す。

○渡辺副主査 ちょっと繰り返しなんです  
が、私、決して移住促進の取り組みに予算を使う  
ことが問題だって言ってるわけじゃ全くなくて、  
より推進すべきだろうという立場でなんです  
が、担当課として1日のイベント、どの程度  
のどういイベントなのちょっと想像がつか  
ませんが、その開催に300万のコストがかか  
るっていうのは妥当だという御判断ですか。

○川原中山間・地域政策課長 これにつ  
いては、実際、移住の相談会の開催、それと、  
いわゆるPR経費等々、いわゆる効果的な、よ  
りいい相談会になるためのいろんなアイデア  
出し、こういったものについてコンペという形  
で実施しております。その中で、効果的な部  
分を含めた形で、一番効果が高いと思われ  
る業者さんに委託しているものでございま  
す。

確かに、言われるように、この相談会に  
来られた方の中から実際何名の方が移住と  
して実績に上がったのかということにつ  
きましては、なかなか難しい部分、数の部  
分はどうかっていうような部分もあるかと  
は思いますけれども、私どもとしましては、  
やっぱり首都圏でのいろんな情報発信、  
新聞広告を含めた情報発信っていうのは  
非常な大事な施策ではないかなという  
ふうに考えているところでございます。

○渡辺副主査 ちょっと目先を変えます  
が、移住促進に関しては、この相談会以外  
に、例えば東京では、福岡、大阪でもや  
ってますけど、商工の「みやざきweeek!!」  
だったりとか、たまたま東京で宮崎県が  
というものはあり

ますよね。例えば、そういうところで、  
必ず移住促進についての取り組みもあ  
わせて広報するとか、そういう対策をと  
られていらっしゃるかどうかというのが1  
点と、ここに訪れた方々のいわゆる移住  
促進に対する関心の濃度とか、移住先を  
真剣に探すほどの人たちが集まる環  
境づくりでの相談会であれば、確かに1  
回当たり300万というコストがかか  
っても、結果的に結びつくっていう可  
能性もあるのかもしれないんですが  
……。ちょっとこのイベントの様子  
がわからないので言いようがないん  
ですけども、たくさんの人通りがある  
ところで、その一角を借りて、宮崎  
県が移住促進のイベントをやって  
ますっていうような趣旨のものであ  
れば、やっぱりちょっと来られる方  
の意識の濃度とコストのかけ方に  
ちぐはぐなところがあるような気が  
するんですけども、そこはいかが  
でしょうか。

○川原中山間・地域政策課長 1点目  
についてですが、例えば福岡とか、  
Uターンなどの相談等ありますけど  
も、ここあたりについては、もう  
できる限りこの移住相談についても  
あわせて職員を派遣するような形  
で実施しているところでございま  
す。

それと、\*実際この相談会に来  
られる方々が、どの程度移住に関  
して強い気持ちを持っているか  
っていうのは、なかなか推しはか  
りにくい部分ではあります。この  
移住相談に限らず一定の相談等  
や、あるいは窓口相談等もある  
わけですけども、件数としては、  
ちょっと表現がいいかどうか  
わかりませんが、大震災のとき  
とか件数等が非常にふえてお  
りまして、例えば、宮崎にと  
いうことではなくても、漠然  
と移住を考えてる人はふえて  
きているのではないかなとい  
うふうに考えているところで  
ございます。

※73ページに発言訂正あり

今後ともそういった状況の中で、移住促進については取り組んでいこうと考えておりますけども、言われる部分、事業としてはできるだけ人通りの多いところでやりたいもんですから、そういった意味では、ちょっと寄ってみようかなという形の方もひょっとしたらいらっしゃるかもしれませんので、やはり人通りが多いのが一番の効果的な相談会の実施にという部分もあるかなというふうに考えております。副主査御指摘の部分については、できるだけ費用をかけた効果、費用に見合うような形で、また工夫してまいりたいというふうに考えています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○渡辺副主査** もうこれまでにしますが、答弁になかったですけど、労働相談の場では、職員の方々と行かれて、一緒に説明だったりはあるというお話でしたが、さっきおっしゃった労働相談は商工かもしれませんけど、その環境であるとか、物産品の、要するに宮崎のアピールしてる場には、移住促進は入ってるんでしょうか。そこは端的に、その分野に入っているかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思うんですが。

**○川原中山間・地域政策課長** 物産展につきましては、職員っていうことでなくて、移住パンフ等の配布を実施してるところでございます。

それと、先ほどの移住相談会の関係ですけども、市町村のほうも、複数の市町村と県と一緒に相談ブースを設けた形で、県全体として取り組んでいる状況でございます。

**○渡辺副主査** 済いません、全然別件になりますが、フードビジネス推進課の31ページにあります高等教育コンソーシアム宮崎の活動のところで、インターンシップ事業についての課題がいろいろあって、それに対して状況の改

善が図られているというふうに書いてありますが、県が取り組んでいるインターンシップ、大学生を対象にしたようなものが、この報告書の中にも書いてありますけれども、対象としているのは大学生であって、県内企業となれば受け入れ先というのは大体似通ったりすることもあるかと思うんですが、やっぱり大学生対象のインターンシップ事業等との調整等は今でもやってるんでしょうか。

**○井手フードビジネス推進課長** このインターンシップ事業に関しましては、できた当初は、このコンソーシアムで一括して行っておりました。24年度以降、国の厚生労働省の事業を使いまして、一般企業のインターンシップ事業につきましては、商工観光労働部のほうの予算として行っております。

ただし、実際に行くのは学生さんたちなので、それは大学のほうで把握ができて、大学のほうからいろいろ学生さんに注意事項等もやっていると。そのところで、こちらのほうで一括して、企業のほうも行政のほうも調整をするという形をとってます。

**○川原中山間・地域政策課長** 申しわけありません。発言を一つ訂正させていただきたいと思ひます。

先ほどの中で、副主査の御質問でございますが、移住相談会に来られる方々の関係ですけども、実は事前申し込み制という形をとっておりますので、中には、入ってこられる方もいらっしゃるかもしれませんが、大半はそういう方で、移住先としてかなり宮崎を考えていらっしゃる方も多いのではないかというふうに考えております。

**○井本委員** 結局、宮崎県は人口が減りよるわけですから、こちらから出てくというのをとめ

るというよりも、向こうからまた引っ張ってこようという、ある意味では流れに逆行することです。出ていくやつをとめ切らんに、また向こうから引っ張ってくる。そして、結局は、普通移住するということは、食えんから、住み心地が悪いから——いずれにしても、ここでは住みにくいなということで、恐らくこういうことになるんでしょうけども、そのときに、じゃあ向こうより住みやすいんですよというね、どういうふうにして説得してやれるのかなっていうのを……。そして、仕事もないのに来るのかなっていうのが何かね。そして、それが大切なことですよって、よう言いよったから、本当に大切なのかなっていうね。いろいろ思うんですけど、ちょっと聞かせてください。

**○川原中山間・地域政策課長** 確かに委員御指摘のとおり、なかなか移住ということで、こちらのほうにおいでいただくというのは非常に難しい取り組みではありますが、ただ、昨年63名の移住がありましたけども、中身を見ますと、やはり20代の方もいらっしゃいますし、30代の方が一番多く移住していただいております。私見でございますけども、昨今の恐らく都市部での就業の関係等々なんかの悪化でありますとか、あるいは、価値観の変化といいますか、そういった部分の中で、やはり都会ではなくて、もう少しのんびりした田舎のほうで暮らしてみたいという希望を持っていらっしゃる、特に若い人たちが、ふえていくんではないかなというふうに考えております。この移住につきましては、今、非常に交流人口の増加等、経済効果等も見込めるというふうに考えておりますので、引き続き積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○坂口委員** それで、いまだ定住している人た

ちってというのは、その中でどれぐらいありますか。

**○川原中山間・地域政策課長** 実は、これについては、その後については、どうなったかというフォローアップは、実際行っていないところでございます。

**○坂口委員** そこらも、やっぱり積極的に宮崎に来てくださいよってことは、おいしいごちそうを見せるようなもんですね。実際に、宮崎に生活の場をここに決めるんだということで来て、これは違ってるじゃないかって、仕事はないじゃないか、飯が食えないじゃないかとか、交通の便は悪いじゃないかとか、今本当に住みよいかかっていうこと。そこを裏切られて、また生活をやり直すってことになったら、これは物すごい罪つくりなもんです。ある意味じゃ、もうその人を路頭に迷わせてしまうぐらいの罪つくり。だから、本当に完璧な事実を、すごく住みにくいんですよと。住みにくいっていうのはちょっと言葉が違うけど、過疎で過疎でどうしても若い者が出ていってしまいます、何とか助けてくれないかって、やっぱり誘致の仕方、誘致っていうか、誘客っていうんでしょうか、そのやり方をしとかなないと、バラ色にしたら僕はやっぱりいけないと思うんです。そのやり方をもしやっておられるんならです。あなた、それでも本当に中山間地で飯が食えるか、それなら来なさいっていうぐらいにしないと、すごいこれは罪をつくることになると思うんです。ですから、路頭に迷わしちゃいかんですね。というのが、僕が知ってるところの、何年かするとそういう人たちがいなくなるんです。だから、夫婦で来て、すごく喜んで来て、地域に打ち解ける、入り込んでいこうと一生懸命努力されます。ギブアップされて帰っていかれるというのを近くに何人

も知っています。だから、そこが心配だから、そのフォロー、追跡調査というのは絶対必要というのと、やっぱりフォローアップをしてあげるといことですね。これは、絶対必要だと思うんです。やっぱり引っ張ってきたんだしたら、そこで完全に生活を完結できるようになるまで責任を持たなきゃ。それが、ぜひ必要っていうのと。

そんな中で、あなた方がイメージしていた日本一住みよい宮崎県と、実際住んだ宮崎県とどうなんだっていうことを正直に聞いて、それをやっぱり先ほどの基礎調査じゃないけれども、将来の宮崎づくりの中にやっぱり反映していかないと、数合わせに終わってたら、やっぱこれは単なる、何をして何人を入れちゃいましたって、確率が何%だったで済まない、その犠牲になってる人たちが出てるといことを、そこはやっぱり真剣に取り組んでいかないといけない。これは、すごくやっぱり厳しい事業だって思うんです。数を競うんじゃないかって、やっぱり本当に、宮崎に来る人が宮崎に来て、幸せにしてあげるとい事業に持っていかないと、僕はいけないなという気がするんです。そこらはどうですか。今後、フォローアップ、何か設定されませんか。

**○川原中山間・地域政策課長** フォローアップの関係もございましたけれども、まず1点、バラ色の夢を抱いて移住という関係のお話でございますけども、ここはもうやはり就業の状況であるとか、交通機関の状況であるとか、いわゆる就業環境、生活環境についてはもう十分説明なりパンフレット等がありますので、そこら辺は十分事実関係をお伝えした上で、相談等には乗っているところでございます。

それと、フォローアップの関係でございます

けれども、なかなかこの部分については、非常にプライバシーとの部分の関係がありまして、どこまでやっていかってというのは、踏み込んだというのは非常に難しいところであるんですけど、まずは、市町村段階につきましては、やはり地域により早く溶け込んでいただきたい、より長く定住していただきたいといったような思いもございまして、地域段階においても、いわゆるフォローアップの会といいますか、移住者との懇談会であるとか、そういったいろいろな受け入れ態勢については市町村と一緒にあって、そういったフォローをしていこうということで、取り組んでいるところでございます。

**○坂口委員** ぜひそこらを、プライバシーとかそういった分野ではなく、やっぱり誘致とかのと違うっていう現実を——農業実践塾に行く、そしてやっぱり地域で、農家の土地を借りているんことをやっていく。しかしながら、夜逃げで帰っていく人がいる。貸したほうの農家も大変です。地域に溶け込んでいって、その人の保証人になった人も、今度はその借金を、今度は全員で受け入れた人たちが……。現実にそういう例があるんです。だから、もうちょっとシビアにやっていかないと、比較的的環境はいいですよと思って来るんだけど、来てみたら病院もない、車もない、あげくの果てはコミュニティバスだ、デマンドバスだ何だっていう要望を地域でやってるのに、なかなかそれには応えられない現実もあるんですよっていうところまでおっしゃってないと思うんです。そんなことしたら人は来ないと思うんです。だからそこを、やっぱり生活をかけて来る人たちだとか、中には、やっぱり子供が病気で、それを最優先して、環境のいい、空気のいいところに来ようとする人たち、近くに病院があるのとか、そういった

対応ができるのかというところまで、しっかりやっぱり情報を提供してあげないと。やっぱりこの事業は、ほかの事業でない、人の生活を扱う事業です。ぜひ、もう一回フォローの仕方っていうのを——その人を幸せに導いてあげるっていう政策でないのだめだと思うんです。これは、もう要望にとめておきます。

○川原中山間・地域政策課長 済いません、1点だけ。実は、市町村のほうでは「お試し滞在」といったような取り組みもやっておりまして、一旦、1週間ぐらい住んでみてくださいよといったようなことで、そういった取り組みも行っているところがございます。

○坂口委員 ありがとうございます。ただ、そういうことをやった上で、現在、人が現実になくなってきているという事実を言っているんです。

○丸山委員 同じく中山間・地域政策課で、29ページの地価調査の取り組みでお伺いしたいんですけど、これは県単独でやっているみたいですが、国も同じような事業をやっている、ほぼ同じような調査の地区といいますか、地価調査をやっているということですけど、そんなにお金をかけて地価調査をやるべき必要性っていうのは、この法律があるから仕方がなくてやっているだけではなくて、本当に必要性があるのでここに入れるのかなと思ってるんですけど、どうですか。

○川原中山間・地域政策課長 委員御指摘のとおり、この地価調査につきましては、知事のほうで毎年1回、県内全域で地価の状況を調査しております。また、国のほうにおきましても、地価公示法ということで、この地価公示法に基づきまして、毎年、地価調査を実施しております。

ただ、これにつきましては、御案内のとおり

なんですけども、対象地域が、県のほうで出しております地価調査につきまして、県内の全地域で、市町村レベルでございますけども、地価公示については、都市計画区域を対象にした地価公示ということで実施という違いがございます。

ただ、委員御指摘のとおり、なぜ半年ごとにといったような部分も若干あると思います。ただ、これにつきましては、国のほうでもどうなのかと。法律事項でございますので、簡単にはいかないとは思いますが、どうなのかということで検討会議、抜本的な検討についても始めようかっていうことで、動いてるっていうことは聞いているところがございます。

○丸山委員 ぜひ、財政が厳しい厳しいっていうふうに言われるのであれば、同じような調査を年に2回、本当に必要であればやってもいいんですが、かなり疑問を持っていますので、これは早急に改正できるように、国と調整をしっかりと早急にやっていただきたいと思っております。

○内村主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、長時間どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

---

午後3時6分再開

○内村主査 それでは、分科会を再開いたします。

それでは、平成24年度決算について執行部の説明を求めます。

○梅原会計管理者 会計管理者でございます。

平成24年度決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」をお開きいただきたいと思っております。あけていただきまして、(款)総務費、予算額が5億811万4,000円に対しまして、支出済み額5億118万3,429円でありまして、右側の不用額が693万571円となりまして、執行率は98.6%となっております。

次に、(目)の予算の執行残額が100万円以上のものでございますが、中ほどの(目)会計管理費、不用額が624万3,831円でございます。このうち主なものは、表の下から3番目の欄、役務費でございますが、不用額が416万9,691円となっております。この役務費の不用額につきましては、収入証紙売りさばき人への支払いであります売りさばき手数料、この執行残が345万6,468円となっております。これは、主に運転免許関係の手数料収入の減に伴うものでございます。

そのほか、役務費以外では旅費が63万9,000円余、需用費73万5,000円余、委託料58万5,000円余などとなっておりますが、これらはいずれも事務費でございますが、経費節約等により執行残となったものでございます。

なお、目で執行率が90%未満のものはございません。

また、主要施策の成果に関する報告書への記載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○内村主査** 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村主査** よろしいですか。それでは、質疑がないということですので、以上をもって会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

---

午後3時11分再開

**○内村主査** それでは、分科会を再開いたします。

平成24年度決算について執行部の説明を求めます。

**○内村保人事委員会事務局長** 人事委員会の平成24年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付しております「平成24年度決算特別委員会資料」により御説明いたします。

一番下の合計の欄をごらんください。平成24年度の予算総額1億4,099万1,000円に対し、支出済み額は1億4,018万1,716円でございます。繰り越しはございません。この結果、不用額80万9,284円、執行率99.4%となっております。

(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

なお、主要施策の成果に関する報告書への記載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○内村主査** 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

**○鳥飼委員** この説明資料に直接は関係ないんですけども、人事委員会は職員の採用、給与とか、そういうものをやっています。職員採用の、倍率といいますか、どんな状況か、

簡単でいいです。

○吉本総務課長 今、平成25年度につきましてですが、最近の大卒程度の状況を申し上げますと、応募者が997人、受験者が817人、合格者、いわゆる名簿登載者数ですけども、これが125人います。ですので、倍率としては6.5倍というようなことをごさいます。

最近5年間は、例年七、八百人が受験している形をごさいます。倍率も、同じような六、七倍。もちろん採用予定数が変わりますので、それによって倍率も変わってきますが、受験者数の状況は大体そんなところで推移しております。

以上です。

○鳥飼委員 名簿登載が125名ということですけど、名簿登載がほぼもう採用、4月1日には職につくという理解でよろしいのでしょうか。

○吉本総務課長 名簿登載者は、最近、辞退者もおりますので、その辞退等を勘案いたしまして、採用予定数よりも若干多目に合格者を出して、名簿登載をしております。したがって、欠員が出ないようなことを含めて考えて、合格者数を出していったという状況でございいます。

○鳥飼委員 そうしますと、例えば定年されるとか、それで、早期退職の方もおられますけども、そういう場合にも欠員が出ないように、対応できるような形で名簿登載をしているということでもよろしいですか。

○吉本総務課長 名簿登載者数につきましては、採用予定者数は任命権者のほうから聞いておりますので、それは退職者補充分を原則として考えて採用予定者数を出しているというふうに、私どものほうは聞いております。

○鳥飼委員 ということは補充できると。予定外の退職者がいたときは、補充できない場合も

あるということですか。

○吉本総務課長 補充できるような形で、退職者を見込んで出しています。

○鳥飼委員 わかりました。

それと、もう一つですが、任命権者でほぼ、ほぼといいますか、例えば、獣医さんは選考採用を人事課で直接やってる、病院局が採用する分もありますけども。ですから、そういうふうな重複のところも人事委員会もタッチしてるんですか。委員会はどのようにかかわっているのか。かかわっていない採用のあり方について、ちょっと説明をいただきたい。

○吉本総務課長 人事委員会につきましては、今説明しましたように、競争試験によるものと選考採用という形態をとるもの。選考採用というものは、一般競争になじまないというか、今委員がおっしゃったように、医者とか、獣医師さんとか、看護師さんとか、そういう方につきましては、この人を採用していいかということで人事委員会のほうにかかってくる。そして、人事委員会のほうでその基準をもって判定をいたしまして、能力があるということで実証をいたしまして採用と。能力の実証を人事委員会が承認しまして、任命権者のほうが採用するというようなことになっております。

手続上、人事委員会を通らないと採用ができないということになっております。

以上です。

○鳥飼委員 ということは、採用試験は行わないけども、その結果について報告があって、その後「オーケーですよ」となってできることになってるんですね。

○吉本総務課長 そのとおりです。

○鳥飼委員 それと、病院局の看護師さんの採用は、病院局で競争試験でやるわけですね。



これは、人事委員会もやっぱり同じようなかわり方になるんですか。

○吉本総務課長 今、先ほど申し上げましたように、病院局のほうで一応選抜をいたします。それが、人事委員会のほうに上がってきまして、人事委員会のほうで基準等をもって、資格要件とかそういうものがあるんですが、それをもって能力の実証をしていくこととなります。

以上でございます。

○鳥飼委員 そうすると、先ほど言った獣医師、医師等、それから看護師、それ以外の職種で人事委員会が競争試験を行わないというのがあるんですか。

○吉本総務課長 いわゆる資格要件があります部門、その他でいきますと、理学療法士さん、作業療法士さん、そういう一定の国家資格を要件としての能力の実証がされるものについてあります。

○鳥飼委員 そういう看護師さん、あと、OT、PT、それから獣医師については、必要な人員が確保できているのかどうか。

○吉本総務課長 定数管理につきましては、原則は任命権者のほうでされておまして、人事委員会のほうではその能力の実証という観点から関与しておりますので、かかってきた者について能力を実証しているということです。そこを超えた部分については、任命権者のほうで判断されておるものというふうに考えております。

○鳥飼委員 気になるのは、例えば獣医師さんで、口蹄疫が出て、宮崎県の獣医師さんの数がやっぱり少ないというのは、はっきりしてきた。今、慌ててこの確保をやって回ってるけども、なかなか確保できないという状況があるが、これについては人事委員会としてはタッチできないということになるかと思うんですが……。わ

かりました。そういう問題点があるということだけ指摘をしておきます。

答弁は要りません。

○内村主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 では、ないようですので、以上をもちまして人事委員会部局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

---

午後3時21分再開

○内村主査 では、分科会を再開いたします。

それでは、平成24年度決算について執行部の説明を求めます。

○緒方監査事務局長 それでは、監査事務局の平成24年度の決算の概要について御説明いたします。

お手元の「平成24年度決算特別委員会資料」をごらんいただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして、当監査事務局の予算執行状況につきましては、1ページの一番上の(款)総務費の欄をごらんいただきたいと思います。予算額は2億1,029万4,000円、支出済み額は2億882万2,390円、不用額は147万1,610円、執行率は99.3%となっております。

主な内容につきまして御説明いたします。

まず1ページ、上から2段目の(項)総務管理費でございます。これは、外部監査に要する経費でございます。

次に、中ほどの(項)監査委員費であります。これは、次の段の(目)委員費と、2ページの一番上の(目)事務局費から成っておりまして、監査委員及び事務局職員の人件費及び運営費で

ございます。

なお、(目)の中で執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはありません。

また、主要施策の成果及び監査結果につきましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

**○内村主査** 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村主査** それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時23分休憩

---

午後3時25分再開

**○内村主査** それでは、分科会を再開いたします。

平成24年度決算について執行部の説明を求めます。

**○田原事務局長** 議会事務局でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、平成24年度の議会事務局の決算の概要につきまして御説明をさせていただきます。

お手元でございます「平成24年度決算特別委員会資料」の表紙をめくっていただきまして、1ページをごらんください。一番上の段の(款)議会費でございます。予算額11億826万2,000円に対しまして、支出済み額10億9,520万5,505円、不用額1,305万6,495円でありまして、執行率は98.8%となっております。

次に、(目)における予算の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

なお、執行率が90%未満のものはございません。

まず、上から3段目の(目)議会費であります。不用額434万7,182円、執行率99.4%であります。不用額の主なものといたしましては、中ほどの旅費の不用額324万5,456円ですが、これは議会の会期日程の確定に伴います応召旅費等の執行残であります。

2ページをお開きください。続きまして、一番上の段の(目)事務局費であります。不用額870万9,313円、執行率97.5%であります。不用額の主なものといたしましては、中ほどの旅費の不用額88万3,511円ですが、これは各委員会の県内調査日程や、正副議長の公務日程等の確定に伴う随行職員の旅費等の執行残でございます。

その2つ下の需用費の不用額113万2,788円ですが、これは会議録印刷経費の執行残及び事務費の節約等によるものであります。

続きまして、下から2段目の工事請負費の不用額383万円ですが、これは昨年度、工事請負費で施工するような規模の大きい改修工事等がなかったことによるものであります。

最後に3ページをごらんください。監査におけます指摘事項等についてでございます。一番下の段ですが、政務調査費につきまして、提出された収支報告書の内容確認が不十分なものがあつたため、改善を求められたものであります。これは、具体的には同じ業務に対する交通費が会派分と個人分から重複して支出されていたというものであります。この監査結果を受けまして、当該会派から訂正報告を受け、過払いとなりました額につきましては返還していた

だいたところでありませう。今後は、収支報告書のチェックをさらに徹底し、再発防止に努めてまいります。

なお、主要施策の成果に関する報告書及び決算審査意見書については該当ございませぬ。

説明は以上でございませう。よろしくお願ひいたします。

○内村主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆さんから質疑はありませぬか。

○鳥飼委員 2ページの工事請負費なんですけれども、該当がなかったということで説明があつたんですけれども、予算は該当があるだろうということで組んでるのが原則だと思うんですけど。

○山内事務局次長兼総務課長 おっしゃるとおりです。実は雨漏りとかございまして、それで、いわゆる修繕費で、すぐ修繕して実際はとまつたということもあります。それからあとは、例えば、会派の変更とかございませうと、間仕切りとか実はございまして、それが大規模な場合には工事請負費でやっぱりやらざるを得ないんでございませうが、そういうこともございまして、一応想定のあるものに対して予定をしてたんですけども、結果としてはなかったということで、執行残として残つたということございませう。

○内村主査 ほか、ありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 よろしいですか。それでは、質疑がないようですので、以上をもって議会事務局を終了いたします。皆様、お疲れさまでございませう。

暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

---

午後3時57分再開

○内村主査 では、分科会を再開いたします。

採決についてであります、10月4日の午後1時30分ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 では、そのように決定いたします。

そのほかに何かありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 では、ないようですので、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後3時58分散会

平成25年10月4日(金曜日)

午後1時31分休憩

---

午後1時30分再開

---

出席委員(7人)

主	査	内	村	仁	子
副	主	査	渡	辺	創
委	員	坂	口	博	美
委	員	井	本	英	雄
委	員	丸	山	裕	次郎
委	員	鳥	飼	謙	二
委	員	凶	師	博	規

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主査	藤	村	正	
議事課主任主事	野	中	啓	史

---

○内村主査 それでは、分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 それでは、議案第18号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 では、異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子(案)についてであります。主査報告の内容として御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

---

午後1時58分再開

○内村主査 分科会を再開します。この主査報告については、正副主査に御一任いただくというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

○鳥飼委員 小さいことですが、この報告書、前も要望した記憶があるんですが、「4市町村含む」とかの記載では、事業をイメージ化しにくいんです。だから、もうちょっと丁寧に書いてもらいたいなということを要望したい。

○内村主査 詳しくということですね。

○内村主査 わかりました。ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村主査 では、以上で分科会を終了いたします。

午後2時1分閉会

署 名

総務政策分科会主査 内 村 仁 子

